	所管省庁	回您				坦宏			所管省庁の樹	討結果	
番号	への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の標要
1	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国土交通省のバブリックコ メント掲載方法の統一化	バブリックコメントへの掲載方法について、国土交通省にはマニアルがなく、 で、国土交通省にはマニアルがなく、 からと世級の外で機動の判断をして そのため、以下の3点について早急に 対応続う。・・・バブリックコメントの手続きマニアル の作成 ・・・バブリックコメントの場合でき速返する 部裏の新皮をたは指定 ・一級も、省名、音示の財生、改正の・バブ フタ荷は新旧対照表を掲載		個人	国土交通省総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該金令等の変(命令等で変めようとする内容を示すものをいう。以下同じ、)及びこれに関連する資料をあかいめなから、以びければななないこととれています。また、同条第2項において、公示する命令等の家については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとす命命令所の配名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないとされています。	行政手続法第39条	現行制度下で対応可能	「改手機法第30余第1項の「命令等の策」は、同法の運条解説によれば、「具体的かつ開除な 所容のものであることも、定かようとする命令等の服名及び当該命令等を定める根拠法をが示されていることが定めたれるほかは、特別の体験は定かられておらず、命令等制定機関の販量に 支わられている」と解されてはます。 具体的かつ明確な内容とは、命令等別定機関として十分な検討を経て繰られたもので、当該 来を公示する時点で最終的に命令等において変めようと考えている事項が、具体的かつ明度」 に記載されている多更があり、例えば、条文をのものか相目が開意、実施、又は無要等が必定 されます、定かようよずる内容の一部の例示や、概括的なものであって定めようとする内容が全 で不されていないものは、公示する命令等の実との下手が会とれていまっています。 公示される命令令の実の内容については、以上を踏まえた上で命令等制定機関の裁量に受ね されておりまた。命令の使置は多様を持てあるとこ。固ま交急をはおいては、案件が多く、 また間が最もの問題と時間がから場合がある等の事件により、命令等の実の内容は定率ってい でも、具体的定数とがの文書が変まっておらず、相同が規模を次することが困難な場合が あります。そのため、こ理集いただいては、数年の報度、改正のハブコメ時は毎旧対 類変を機関、することを開始にすることは難しいと考えておりますが、概要数目は自然の可解と の態態がといないまい。成立が毎を可能な関ル側かを配けているところです。 に対していまいました。 の態態がといないまいま、改正が毎を可能な関ル側かを配けているところです。 に対していまいました。 を記していまいました。 第2をと関係といることは難しいと考えておりであるといるところです。 とはまいましていまいました。 第2をと関係といることを関係といることは難しいものでありであることが自然を を記していまいました。 また。「パブリックコメントの手続きで用な関係」の下続き」に関する資料を含まれて、パブリックコメント の手続き」に関する資料を名内に関知しており、「パブリックコメント の手続き」に関する資料を名内に関知しており、「パブリックコメント の手続き」に関する資料を含めているところですが、具体的かつ明確に命令等の案の 内容を公案するよう、引き続き努力で変けないまいますが、具体のかつ明確に命令等の条の 内容を公案するよう、引き続きあれて、メリックコメント 内容を公案するよう、引き続き対して、メリックコメント りを表していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま
2	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークにつ いて	外務省に出向にて在外公館に勤務して いますが、外務本名の職員はデレワー ウを割っ日認かれているにも関い す。在中公館の職員に乗り目のみ、また は基本的に使えないようになっておいまうになった。 テレワーウェ素制で実施が無い支持がなった。 ナレワーウェ素制で実施が無い支持がなった。 れば、在外公館動務であっても、テレ ワークをより活用すべきではないでしょ うか。	テレワークは在外公館制務であっても業務に支障が無いのであれば、本省と同じく3日は認められてしかるべき。合理的理由も示されていないため、理由の無い不利益変更と思われる。	個人	外務省	在外公館熟務職員のテレワークについては、日本国内での勤務とは異なる状況を含むその職務の特性を指する、原則潜し日までとしています。なお、混2日以上のテレワーク実施を希望する場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容等を踏まえ所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。	なし	現行制度下 で対応可能	週2日以上のテレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可 と判断する場合にはテレワークの申請を搭起します。たお、本省・在外公館のいずれにおいて も、テレアークの実施表記に当たっては、管理職員が、所属議策と公協の乗務を体として用途な 実施が確保できるか及び申助者の職場動務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否 を判断します。も制度が増切に運用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として開知・ 指導を徹底してまい切ます。
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外搭省のテレワークと同 児	外務省に出向し、在外公館に勤務しております。単身で冒見もしております。 おります。単身で冒見もしております。 年代では見りず、上司に相談したが業 ヤラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現状では退職を結計せざるを得ません。 外路省は含名庁の入事課に対して、在外の館動務ではテレワークは認められ ず、しもかかわらず、多くの国では、学校の休みが日本より格段に多いので、単 身で子どもを連れていく機員は採用しないと説明すべきと思われる。	個人	外務省	在外公館においては、その職務の特性を踏まえ、原則満1日までテレワークの実施が可能です。また、青男等の事情により選2日以上のテレワーク実施を希望する職員がいる場合には、当該職員の開閉の事情及び業務内容等を踏まえて所護公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。	なし	現行制度下で対応可能	現行制度の下で、在外公館において、原則週1日までのテレワーク実施が可能です。また、週2日以上のテレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合によりマークの申請を表記します。なる。本名、在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施表記にます。なる、本名、在外公館の小学科の場合を対しませた。では、管理職員が、所属課章・公路の業務全体として用滑以実施が確保できるからは申請者の職権動態での実務を係め的に蘇起し、エッレークの通答を判断します。も制度が適切に適用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。
4	令和5年6月19日	令和5年8月24日	転出入による不在者投票 の活性化	今回の統一選では、転出入の多い3月 が近く、転出前の自治体に選挙データ が近く、転出前の自治体に選挙データ がの場合を不在未投票制度を使わなけれ はなりませんが、不在者投票制度を使わなけれ はなりませんが、不在者投票制度を使わなけれ はなりませんが、不在者投票制度を使わなけれ はなりませんが、本在者投票制度を使わないません。 よって以下を提案します。 転出扇を転出前自治体に申請する原 に無出版。 記述局を転出前自治体に申請する原 等になる。 無別度を自動で申請、利用する」の デェンヴ権を設置 デェンヴ権を設置 が、投票券を郵送する仕組みを 作る。	統一選は春に実行されていますが、 春は卒業入学、説職などなど異動する機会が多く、その過程で選挙権の有する 自治体も表更されることが多い。 その際に不在者が最かなどの制度を利用しなければならないが、不在者投票の 制度はお他を度が低く、かつ時間のハードルが高い。 次に自動で社会展の制度が長されば、選挙への関心も高まり、投票 数、投票率への影響も高まると思われる。	個人	総務省	の期日の前日までに、その登録されている選挙人名等の属する市町村の選挙管理委員会の委員会により、これを開発されている選挙人名等の属する市町村の選挙管理委員会の委員会により、これを開発されている選挙人の書きたけ、これを持ちませた。	公職選挙法第9条第 3項,第49条第1項 50条第 50条第 50条第 50条第 50条	その他	仮に二世案内部を実現しようとする場合、選挙人が不在者投資を行う旨の意思表示をする時 点 低記時)から選挙の当日まで時間差が大きぐなることも想定されることから、選挙管理委員会 において、当該要差人へ免費用紙等を発送する際に、通索支援がわたり、動語選挙人の仓店所 等を改かて確認する必要が全し、選挙管理委員会の事務負担が大きく、投票用結今の確実な選 付の親点からも課題があります。 なお、選在他における不在者起票の投票用紙等については、投資環境の向上の親点から、令 初3年本月より、マイナボータルのプライン連手が一ピスマあるびしつたりサービスしき活用でき るようにしたころです。 たいまい コントス・フェンを用いて受票用紙等の請求ができるととも に、実際に選挙がする人の際に選挙し自ら受票用紙等の選付決を申告するものであることか 設務者では、「シェリサービス」を記述している。 と記述しては、「シェリサービス」を記述しています。 と記述しています。
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	厚生労働省接疫所forthの ホームページについて	厚生労働省の運用する海外連続等の 感染症情報のページrottの記載され ている機能用業務年報について、令初 形型に対する場合の機能がで実施した 等机、事件、結構について資体的に分 かりやすいように報告を行う。	厚生労働省の管轄している満外感染症などについて紹介しているForthという ホームページについて、業務機管の側に、今和元年の検疫所業券等機が002年 生活といる。	個人	厚生労働省	接接業務に関する実績の公表に関しては、終疫所ホームページFORTHにおいて、接疫業務、輸入期物配出業務及が輸入資品監管業界の各種統計情報、接疫所の予算額及び決策領等について取りまとかとで、検疫所等を解として必要しています。現在、令和元年分までを取りまとめた上で、ホームページに公表しています。	なし	対応	令和2年分以降の検疫所業務年額につきましても、検疫業務に関する実績等の取りまとめが完 了次第、FORTHにおいて掲載を予定しております。

1

	所管省庁	回答		提案の具体的内容 提案理由		提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案埋田	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
6	令和5年8月19日	令和5年7月12日	治療用装具が高額療養類 の含素対象となる場合の 弾力的な連用	算対象となる。また、その場合の合算を 行う対象月は、装員の採型・探すが行 われた日の属する月とされている。しか しながら、治療用装具の採型・探すを月 末に行り、翌月に入院した場合は、高負 担が増加することとなる。そのため、患 者負担を整端するため、患の	貨傷等により入院治療を行う場合、治療用薬具を製作することも多い、また、入 採の場合の治療用薬具は製料期間も1週間理度を製し、金銭もオーダーメイド の場合つ方円を担えることもあ、必能用薬具のプログラビ収えた場合、3個間 者負担が12は1,00円以上とたり、高額便業費のか言が身と収えた場合、3個間 者負担が12は1,00円以上とたり、高額便業費の合業対象となり、治療用薬具の 患者負担が高額機業費して全球払い戻したる。いかながら、民党 が行われた月と入院月が祭なる場合、高額度養費の合業対象となっず、不利益 となる。よって、そのよう不利益を解析するため、治療用業長と装着使用し も高額原養費の合業対象となるように改善する。また、高額度養費の合業対象 製は、入院・外生の整備期間の場合、すれても可能なるもよりに扱い、お成 が解消されるまでの間は、民党・様す月と入院月が異なる場合不利益が生じる 場合があることを医療機関等に周知するよう、要望します。	個人	厚生労働省	高額療養費は、家計に対する医療費の自己負担が適重なものとならないよう、被保険者が同一の月にそれぞれ一の前院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る一部負担金等の額を含葉した場から、月ことの自己発生機反線を担える部分について支持する制度です。 高額療養費による治療指揮機の発起いこついては、便生・使けか必要者でき一種の行為として終すべきという考え方を選挙え、「優養が行うわれた日と後疑・様寸が行われた日としており、その月の一部負担金等に含素することとしています。	国民健康保険法施行 令第29条の2	対応不可	「産業が行われた日」について、全国一様の仕組みとして実施している高額産業費の趣旨に進 みると、治療用度異が接受・味すから接着までを一体の行為として解すべきという考え方で1億 業が行われた日と接受・味すか行われた日とする現在の取扱いは一定の合理性があると考え こと、接収券をが分適用度は同度を提供すが行われた日は以定業業とした日かを選択すること 方できる仕組みとする場合、他の産業の総行等との公平性や母族者の高額産業費の支給事務 が債権となり支降をきたすことが考えられるため、対応は困難です。
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	役員急記に管理番号を付 して会社役員額の公示頭 序を任意に変更できるよう にする	財任豊都がされた順報に記載される。 「この方法は知の豊富県の政策とその を下まコンピュータに移し替えたもので あるう。/全会しの歴史を制備制を基準 に立示するという両条の位果と制備 れて豊富に配を編集して証明されるから、 もの質性は大力ないる。/ たっとした。 は一般を指しまたが、10点 / たっとした。 「現本・再進に明書に記載されたり食」の原の 増金、現本・再進に打監を相談れるの等。 「は輩任日以後の行為に開えれるの等。」 「は輩任日以後の行為に開えれるの等。」	しいう会社側の需要が掲載さあり、これを実現するためにわざわざ金員が一 日退任して改めて放任するという圧強な方法が知られることもある。 くこうなる と、責任によって公売されるはずの遺機性が切れ、電任を原因として公束する 意味も、就任日月日間に公売するという方針社会(他に得する。たたえ役員を 更登記しおいて同一性を認めておける類様的が可能しなっても、本来の目的 なる公元より食員を更差を開かるとはの高が場所を自由したかった。 したかって現在の方法を改め、会社に役員の公売場所を自由したかった。 したかって現在の方法を改め、会社に役員の公売場所を自由したからせるし、 したかって現在の方法を改め、会社に役員の公売場所を自由したからせるし、 したかって現在の方法を収め、会社に役員の公売場所を自由した。 現体的には、免疫が計算、役員にいており場所を必要されている。 現体的には、免疫が計算、役員にいておりませがらい に変更れても、同一人であるというが同じなっていなが、管理書号を指している。 対して責任を選及をする場合、役員の特定を容易になるだろう。 また、現在は 対して責任を選及をする場合、役員の特定を容易になるだろう。 また、現在は 対して責任を選及をする場合、役員の特定を容易になるだろう。 また、現在は 対して責任を選及をする場合、役員の特定を多易になるだろう。 また、現在は 対して責任を選及をする場合、役員の特定なの表情になっていか、管理書号を指定して特定役員の機能のが手機計することも可能になる。 対は、自然書号を指定して特定役員の機能のが手機計することも可能になる。 対は、自然を発展している。 は、日本ので		法務省	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登配しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された原序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項 商業整品規則第1条、 別表第5	その他	会社の役員に関する登記事項について、各役員の種類ごと、かつ登記された順序で登記事項 証明書等に記載することとした方が、公示上の概点において適当であると考えられる一方、役員 を役職制に並べて決計してはしいらコースも理解できるとことできまっ なお、物理者の内容については、システムを特に集る使用対効が等を勘索しつつ慎重な検討 か必要と考えますが、いただいに帰歴現は今後の参考とさせていただきます。
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	支店参記と支配人参記に 管理器をそ付して、支配 人の記憶を支店の記載に ぶら下げる	それぞれの表示側に登記した順序で公 示される。/ その結果、支店は地域順 でも規模順でもなく、支配人も順番がの 支店や支配人を探すには最初から全部 及るしたない。まして参数の文品と支 取るしたない。まして参数の文品と支 配人を登記する会社について関盟事業 ものようなからなかました。 でのようなからなからなからないで関盟事業 は、のの単一は、対して参数の人を表した。 は、のの単一は、対して がの機一に、するである。 では、ないました。 を記し、するとのないました。 は、これでは、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに、 は、これでは、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに、ないまたまに、ないまたまに、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに、またまに	一権限を有するから、営業所と支配人とが分離している現在の方式のほうが変 である。/一体化すれば支配人の営業所側が不要しなり登距手機が開業化されるだけでなく、開源な公売が可能しないら場所的な登起制度しなるだろう。/ 名の をの方式であるため、側に営業所側がな要配制度しなるだろう。/ 名の 見用すれば、変配人を認めたいでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	商業登記ゲンロン	法務省	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及 び同法第918条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登 記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3 項,第918条 商業登記法第44条 商業登記規則第1条、 別表第5	対応不可	会社の主配人の参記は、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた常素所が同一の区に 記憶されること。また、実名に関する登記事項取り会社の支配人に関する登記事項について、 それぞれ別での区に指揮することした方が、公子との数点において適当であると考えられるこ とから、御提案の内容についての対応は不要と考えます。
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	農地情報公開システム(最 実委員会サポートシステ ム)にかかる行政職員の 入力省力化	改修が行われたが、相接からず人力方はが損害をあります。 はが損害であり無素更良金の本来来接を圧迫している。また現地間茎に用いる。 ために配着されたプリントがフットロイドの5のため、iの5と比較すると操作性や でいる。また農業委員の高齢化や人力要員となる条件を任任無限員が自 治体によってはう最低費を以下の報酬 体系という様の悪力が無いといったマンパワー的な も応募が無いといったマンパワー的な 要素も格害り異なのみの問題では無く 業業も格害り異なのみの問題では無く	令和4年度の行政改革接筆」12「農性情報と土地登記情報および資産税情報を リアルタイムで選携」を提案に上農業委員会の事務局職員です。 その際の農水省の際で「代申助や和は厚皮」、出上・デレザーの間で同一の内 留の権事材発生さる場合は、原位な方法でまたので情報を入れてきるようシス 子なり整合でしたころです。」とかりまたいが、実施なフスー丸から出力した かる程度を対しなかができるものの様スクロールする最が膨大なため編集したい 利量を受すりのに対している。 一般では、大きないでは、大きないでは、大きないまたが表ないたの編集したい 月間を受すりのに対している。 一般では、大きないまたが、大きないまたが表ないたの編集したい も場合で育取とシステムを開発した全国農業会議所から設明がありましたが、実 と、地でするというできるものの様スクロールする最が膨大ないの編集したい も場合で育取とシステムを開発した全国農業会議所から説明が高いましたが、実 からが展定されている画面もあり、使用のが低等優優の場合はブラブザの付着を からい場下に変化しないといまをは、システム上でラッグがのクスを使 タンが設定されている画面もあり、使用のが低等優優の場合はブラブザの付着年 をから以下によっている。 フェストのよりになっている。 フェストのよりによっている。 フェストのは、 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのよりによっている。 フェストのもなりによっている。 フェストのもなりになっている。 フェストのもなりになったったったったったったったったったったったったったったったったったったった	個人	農林水産省	歳所を事業実施主体として農業安員祭サホートン人ナム(旧 農地情報公開ン人ナム)を登備・連	農地法第52条の2、 第52条の3 農地法第75限則第 101条、第104条	対応	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	公共交通機関に選延情報 を自主的に届出させ、政 所分全国で始したポー タルサイトを運営する	国土文通常の「災害・防災情報」には 「リアルタイム情報」として「食盛を注め が実況というページがある。ノリアルタ イム情報」といいながら、全国の教徒多々 イム情報」といいながら、全国の教徒多々 の「交通機関連・「情報」・「か取りを の「交通機関等・通子情報」の「公共の の「交通機関等・通子情報」の「以外のか 、選手情報がリアルタイムで第一のに表 そののになぜ地方ことに「ラバラな選問 的に確認されるである。各様ポータルサートが公共交通機のそれが情報を 一覧にしている。」	「会社で会社のサーバーが停止するリスクを考慮していない問題もある。」 最 の状況では最初でも優かでも、で変形が一元がに、情報を即りました。 「最 の状況では最初でも優かできまった。 はならないのに、未たに適合会社でも大変が一元が、国 国 生文書会にとっては 対策の少果だったらしい、 父書木・ラルを自称するなら、国 民が目常的にフレ セスするコナランと指定ではないの・フ、父童でいないのもの。 「現までいるないないないないない。」 「大変さいう大楽者のかった」	商業登記ゲンロン	国土交通省	国土文書名では、国土文書本省ホームページに「災害・防災情報」のページを投け、鉄道、鉄空事業者などの運行情報等のリンクを掲載することにより、リアルタイム情報を提供しています。また、災害者を呼にはなる機関の選行情報を含むる各種被害状況等をとりまとめ、それらの情報は「災害・防災情報」のページで随時公表しています。	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。 今後なホームページの利便性向上を図るとともに、適切な情報提供に向けた検討を進めてま しります。
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	行政機関の働き方改革 (時差出勤の手続簡略化)	一定条件のもと行政機関の時差出勤手 続を簡素化することを提案したい。	コロナ対策期間中における某省下の時差出数手続は、事前の上長系設と指定 管理表更新と比較的第五であったが、木本5月以後の時差出勤手続はフ レックス中額による時差出動手続が原制となり、手続が煩雑化した。 粉差出動はコロサ海集期間に関係なく、通路設保報料の予算な期待からは本 する等のメリットがあるが、手続的雑化の結果、卵差出動料用者が激減すると 推算する、実際加速は手続損徴により本年5月の時差出動計制を 従ってコーザ船と同じように、一定条件のもと行政機関の時差出勤手続を簡素 化することを提案したい。	個人	人事院	一般期の国家公務員の時差出勤は、1日の勤務時間の長さを変えずに勤務時間の始業時刻を 日ごとに導力的に認定する単出進出勤務や、職員の申告を考慮して勤務時間を設定するフレッ クスタイム制等の活用により実施されているものと承知しています。	一般職の職員の勤務 時間、休暇等に関す る法律(平成6年法律 第33号)	現行制度下 で対応可能	時差出数のための具体的な手続については、人事院において制度上設けているものはなく、各 所名においてそれぞれ定めることとされています。また、人事院において、本年5月以降、時差 世子では、日本のアクタイル制によることを展現とするなどがあった。 日本のアクタイル制によることを展現とするなどがあった。 日本の日本のアクタイル制によることを表現とするなどがあった。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	7. 「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報の拡充	財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報に、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号を追加する。	○金融サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与をはじめたした 金融犯罪に利用されることを防止するとともに、関連安保取支援等を選守する 報点か。銀行は、即ではようとするため、貯積者を指示者裁禁措置及び対象者リスト トに、規範された対象者でないかを確認している。 のまた、法人を対しようとする際には、当該法人の実質的支配者のセ握に努 の、接近等制裁措置の対象者が含まれていないがを確認している。 の財務有経済機能措置と対対象をサノストに、保予制裁措置の対象者が実質 的支配者となっている法人の無考が追加されれば、銀行における法人の実質的 支配者の把握り回砂減につながら近か、マネー・ローンダリングおよびテロ資 金供与対策の高度化・効率化に質すると考える。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	財務省	財務者ホームページに掲載している「経済制裁措置及び対象者リスト」は、外務省告示におい て指定された。外国為替及び外国貿易法に基づく検査連結等の持置の対象者に関する情報に ついて一覧性をもって閲覧可能とするため、外務省告示に記載されている内容を単一のファイル に統合して公表しています。	なし	対応不可	金融機関においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、顕客との間で特定 業務のうち特定取引等を行うに限し、当該服务が送入である場合において、当該法人の実質的 支配者の太人検定事務を確認する必要があると実施しております。 外国会を及び外国貿易法に基づく資産業務等の措置に高切に対応するためにも、こうした確 設定重要であり、また、金融機関において当該確認を通じて発程した。風客の実質的支配者の情報と開業対象者の情報と開始することは重要と考えております。 なお、財務が任務制裁措置と対象者が入事者が大きな表でおります。 なお、財務が任務制裁措置と対象者が入事の表が表するとなっている外務省 告所には、実質的支配者に関する情報である情報が表表や内速団体等に関する情報 が既に含まれております。こと、「特殊をある的裁対象者の代表者や関連団体等に関する情報 が既に含まれております。こと、「特殊をある的裁対象者の代表者や関連団体等に関する情報 が既に含まれております。こと、「特殊を形して更なのような情報を
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	10. 出入国在報管理庁 「在留かード等条号失効情 報照会」の機能拡充	のため、現状1件ずつの照会とされている出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」につき、一括照会を可能とする。 在留力ード番号が変更になった場合。	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」において、「在留外間人の場合を含め、将来口障の取引の終了が見込まれる場合には、当該口能が完却され、意配見那る思力を持ったが入りを特定・評価し、適切以力の保険を登得する必要があることされている。 「公正したますを、銀行は、企理外間人の在日間制度報客管理・ステム等によりないまた。」とおいて、国外間人の在日間制度報客管理・ステム等によりことは、日本の主な、日本の主		法務省	失効した在留カード及び特別永住者証明書(以下、在留カード等)の番号を確認するための情 報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合については対応し いません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、複数の照会には対応していません。	出入国管理及び難民 認定法施行規則第19 条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報開金」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否がを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。 なお、複数の在留カード番号の開金については、技術的な対応の可否やコスト等を確認しつ つ、検討を予定しています。
14	令和5年7月18日	令和5年8月24日	患者等、一般的に全身管理の必要性が認められる	現在滅免対象が難病医療衰助成受給 者や付収患者等に限定されているが、そ れの対象を助成対象外の参少疾患患 者やが心患さい念に企会を重要が 保された上での保険重要を提供する。	選定産業費の制度概要 https://www.mhk.go.gi/stf/newpage.26866.html 財行の制度対象となっている者でも、他料の受診には受診枠の予約以外に紹 水状(診療情報性機能)の持参が必要となっているなどで実質的に制度が機能 していないと認められる医療機関も存在する。 ***********************************	個人	厚生労働省	大病院受診時定額負担については、患者にいわゆる大病院志向がある中で、日常行う診療は かかりつけ医機能を担う身近な医療機関で受け、必要に応じて紹介を受けて、患者自身の状態 に合った他の医療機関を受診し、さらに選絡がによって身近な医療機関に果たがい気能をより 一部負担を(3両数単例と変形)、というに関係がによって身近な医療機関に果たがい気能をより 一方で、数金の患者や、国の必要負担医療制度及び特定の疾病又は薄着に着した地方単 長の公費負担医療の実給対象を記と、やむを得ない事情がある場合は、特別の財金を することは認めておらず、ことに、保険医療機関が当底保険医療機関を直接受診する必要性を 特に認めた番点ついても、特別の財金の支払を求ないことができることとしており、各保険 医療機関において、患者物に時刊部いただくものと考えております。	・健康保険法第70条 が開発を開発します。 ・健康保険法第70条 が開発しませませます。 ・保護経験を機関とは、 ・保護経験を提出した。 ・保護経験をは20条 は ・保護経験をは20条 は ・保護経験を ・保護経験を ・保護経験を ・保護経験を ・保護経験を ・保護経験を ・保護経験を ・保護を ・保護経験を ・保護経験を ・保護を ・保を ・保を ・保を ・保を ・保を ・保を ・保を ・保	その他	制度の現状欄に記載の通りです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
15	令和5年7月18日	令和5年8月24日	住民東コードの連知廃止について	(楽1) 住民基本会帳法第30条の3第3項に 規定する住民第コードの書面による通 知の廃止 (深2) 1が親しい場合、個人番号通知書に住 民票コードを載せることによる通知とす る	出生などの際に、住民へ住民属コードを通知しておりますが、現状住民にとっては一部国家試験の際に用いるのみのコードかと認識しております。 本市の住民からは、本布から送付した住民原コード通知書を確認した際、「これは何のコードなのか」でイナンバーなのか」、マイナンバーはおけなのか」でイナンバーはおけなのか。されているでは、日本のでは、おいるでは、おいるでは、おいるでは、おいるでは、おいるでイナンバーの広がりも予想されることから、必要になるのは一部の方であり、出せの際に送った住民第コード通知書を国家資格受験時まで取っているケースのほうが構立るのではと思われるため、送付事務(人件費・通信運搬費等)の削減のため、当該事務の廃止を提案するものです。	個人	総務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の空機等に関する法律で成立年法律第28号第2年効果により、当分の側、住民基本合権法別条第一の上側に掲げる回像側等で再29年の月20日では民基本合権法別条第から上側に掲げられていた国の機関は成立人に扱ういたおいて、住民第二十を回損を支があることができることだっていることとなっていることが、引き終土出の側に通知することが必要であると考えられます。 また、マイナンバーの付着にあたっては、市区町村から地方公夫団体情報システム機構に対して住民第二十を選加し、地方公共団体情報システム機構がシステム機構がマイナンバーが運動されるといった流れであり、住民第二十の選加を倒水管の間では、民共第二十を通加していたのでは、住民第二十の通知が遅れてしまうため、別途適加するものとしております。	住民基本台帳法第30 条の3第3項 同法第30条の37第1 署等利用法第8条第 有列用法第8条第 行政等級における情報 記事3項第2年記書 記事4項第2年記書 記事4項列制 記事5項編入 記事4項列制 記事5項編入 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5 記事5	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
16	令和5年7月18日	令和6年3月15日	減級となった一部負担金 の医療機関での返金促進 等	額査定により、高額療養費が不支給欠 は減額となるが、医療機関が返金を行わない場合は、被保険者の納得が得力 れないことも多い、そのため、医療費の 減額査定があり、医療機関側から再憲 置中に出き行わない場合は、医療機関 に一部負担産盗を促進す行政情 を求めるもの、また、再審査に長期間 していることから、保険者の判断によ	審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の棚に減額があった場合、被保 接着等が、その一節発担金等に適出いが生じるため、当時金網については、保 豚医療機関で返金すべきものであるが、診療や調剤を行っていることを理由に、 再書金申止びそうことな、返金を行わない保険を機関が存るする。医療費 の減額差別により、高額療養費が不支部とは減額となることがあるが、保険医 機関的が返金を行わない場合は、機保険をの制御が与わないことも多い、そ のため、医療費の高額量定があり、医療機関側から再需費や止光を行わない場合 は、医療機関の高温度があり、医療機関側から再需費や止光を行わない場合 は、医療機関の高温度があり、医療機関側から再需要や止光を行わない場合 は、医療機関の高温度がある。 は、医療機関を受ける場合では、 がし、当初の診線機関で高額療業費を当高支化、再審査後間でいては、 その後の高温度を費での複数を出る。 新能機業費の支配を可能とするもの。	個人	厚生労働省	また、高額療養費の支給決定にあたり、基金に再審査請求するのが妥当と認められるレセフト	健康保険法第74条第 項格 項配4年1月7日保 股外第19号-产保険 発第21号	前段: 現行制度でで 制度でで対 の可能 後段: 対応 不可	前段:一部負担金客に通払いが生じたことについて被保険者が正確な情報を得る機会を確保できるよう、「減額率となった一部負担金客の総の医療要進知への行起について、「収定2年5月21日発展物の25 第4号・「売は2年5月21日発展物の25 第4号・「売は2年5月2日を開発の25 第4号において、減額等をなった一部負担金の金額を医療費通知に付記するよう保険者にお願いしており、これにより過払いとなった一部負担金の返還を提出して対立するよう保険者にお願いしており、これにより過払いとなった一部負担金の返還を提出していまった。「無限のように、東幕査済水の結論が出る前に高額後要費の支機を手として、完成されます。「指摘のように、再審査済水の結論が出る前に高額後要費の支機を行うものであり、慎重に検討するべきものと考えます。
17	令和5年7月18日	令和5年8月24日	狩猟免許試験受験の広域 化	現在は住民票のある都道府県でしかり 様できないが、その制度を解除し、どこ でも受験できるようにする。	東京都など人口の多い場所では、受験者が多く、受験の申請段階で抽選となっている現状がある。 国家資格を受験するのに、入り口で抽選するのはおかしいのでは。 本来的には他都書から広張してもらうなとして、受験の機をを確保すべき条件 であるが、組織として試験に対象できないのであれば、試験を広境化すれば受 発着数の偏りにも素敵に対応できるのではないだろうか。 国家資格ではあるものの、許認可は勧選係関助をよっているので、住民票 と違う景での受験と狩猟免状の許可については、さらなる検討が必要だと思わ れる。	個人		(1. 音音物型が取りません。 7.9%と261を20分では1814に分からとという。 3.0元とことでいる。 7.9%を計試験の実施方法については、鳥獣保護管理法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	鳥散の保護及び管理 並びに跨線の適正化 に関する法律(平成十 号) 第四十一条、第四十八条 日本一条、第四十八条 十四年等環境的 十四年等環境的 十二年等環境的 十二年等環境的 大五十二年 東京	対応不可	対議免許試験の受験と対策免状の交付について、住所地を管轄する都通貨集以外での実施を 認めた場合、抑患者の住所変更等の情報を都通貨集が管理する特殊者合権に適切に反映する ことが問題になる等、都通貨業が行う事務手機を1支援か全じたが、緩和は困難です。 なお、対策免許試験は、都道所集が行う事務手機を1支援からたか。 場所設計域は、都道所集が行う事な手機を1支ならた。 感染症の感染拡大防止かかが上行っていた。免制限を複形するだど受験者数を指令す対応を していることを削いております。また国としても、都通貨業に対し、複数開催や開催場所の分散、 休日開催に努めるように呼びかけています。
18	令和5年7月18日	令和5年8月24日	共同担保目録に記載され	務上もすべての登記を受付番号順に処	目録は不動産ではない上、共同程保目録の効力としてみても、或る共同担保不 動産についての登記申前が完了する前に別の共同担保不動産にいて登記申 請がされた場合、すべての登記申請が完了するまで当該共同担保目録の証明 恋の発行が単されるから、どの不動産について当に共同理るが出版けない はずである。人したがって、現在のルールを変更してBの申請をAの申請とは実 近して処理して、現在の人用人を変更してBの申請をとはされ 近して処理して、現在の大用人程度目録の証明を紹子子様には影響を必ばさな	商業登記ゲンロン	法務省	不動産の登記は、受付番号の順序に従って登記するものとされています。	不動產登記規則第58 条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
19	令和5年7月18日	令和5年8月24日	消防指導下実施の訓練時の警察への道路使用許可 申請の免除		者へ3回、音楽者へ2回回向いではくかです。 道路使用許可がナライルにされたにも関わらず、自治会活動は対象外とされ 当然の様に窓口に来る事を求められます。数年前に警察に道路使用料免除を 認めさせるだけでも市、消防、警察との調整に膨大な時間を費やされました。	個人	警察庁	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に続終を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との 調整を図るための制度です。 道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険 生じさせる各子れのあるものは、一般的に禁止されていますが、このの、それ自保は社会的な 機能を有することから、一定の案件を備えていれば、需要署表の許可によって、その禁止が解 能を与することから、一定の案件を備えていれば、需要署表の許可によって、その禁止が解 能を持ちることから、一定の案件を備えていれば、需要署表の許可によって、その禁止が なら、一般的に、特別制能については、道路が通法第79条前、項第4号の規定に基づき、都 選所某公安委員会規制により、要許可行為として定められています。	道时交通法第77条、 第78条 道路交通法施行規則	対応不可	「消防指導下で定期的に行われる小規模で完結する周辺交遷に大きな影響を与えない消火訓練」に係る遺産使用許可申請を免除する旨の御提案をいただきましたが、消防顕縁は、社会的な価値を有するとのの、一般的に、遺跡の本来の前途に即ない遺産の特別の使用行為であり、一般交通、適比、影響を設定さんもあることか。そもそも遺跡所得可が必要になるかによる。退路状況、交通重、遺路使用の行為の態様等に応じた個別具体的な判断が必要となります。 したかって、御課案のような道路使用許可解の免除の制度を設けることは問題です。なお、例年実施している訓練で、その場所・期間・方法・形形が同一ののに係る道路使用許可について、整邦行動にいる訓練で、その場所・期間・方法・形形が同一ののに係る道路使用許可について、整邦行動と呼ば、その場所・期間・方法・形形が同一のいては、整邦行力の負担軽減を図っていて、整邦行力を終り、での申請を可能とすることで申請者の方の負担軽減を図っていて、意味行為を終り、その場所・規則・方法・形形が同一のいて、意味行動を開発を表することで申請者の方の負担軽減を図っていることですので、急時時間に対して申請を可能ということの可否について整察者や都追得異態察本節まで御相談ください。
20	令和5年7月18日	令和5年8月24日	独占禁止法相談ネットワークを相談しやすい体制に変えてほしい	公正取引委員会で運営している独占禁止 注相談ネットワークについて、事業者 団体以外の中立的な立角の団体、機関 も相談を口には、提出 たんしてほしい。	ことも珍しくない。	個人事業主	公正取引委員 会	1 「独占禁止法相談ネットワーク」 1 「独占禁止法相談ネットワーク」 公正取引要負金では、商工金額所及び降工金の協力を得て「独占禁止法相談ネットワーク」を 原型し、その活発図のています。これは、中小事業者からの独占禁止法等に関する相談等へ の遺切な対抗が強く要請されていることを請求え、平成い年から実施しているものです。 現体的には、原土金額所及の情報をよりをするから中央者を制に対する特別を図っているとから 地合業とは表すこついてより要認・身近に相談できる体制を整備しています。現在、独占禁止法 は洗ネットワークの相談窓口は、全国に対2000所が、設置されています。現在、独占禁止法 (※) 第工金額所516か所、商工金等1714か所(全面商工金連合会1 ・都道府県国工金連合会 447、第工金額所516か所、商工金等1714か所(全面商工金連合会1 ・都道府県国工金連合会 447、第工金額の114、本別が1020の地方事務所等において、(7)事業者等か今後自ら行おうせ っ正取引要負金における相談及び中金条付 この正取引要負金における相談及び中金条付 には返する事業があると思するをからのその事業の報告等以に下申告といいます。1を受 が付けています。 相談や中衛については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受付付け います。 にはていては、相談本の担任数。相談本「相談内容の報告等に記し、電送等で相談内 の場所を担保しています。 の場所を指定しています。 の場所を指定しています。 の場所を指定しています。 の場所を指定しています。 の場所を指定しています。 の場所を指定しています。 の場所を対象がよります。 の場所を対象がより、 の場では、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり、 のり	(守秘義務)国家公務 員法第304歲第3項 (由在)同法第40条第 (申告)同法第45条第 1項	現行制度下で対応可能	公正取引委員会が運営している「独占禁止法相談ネットワーク」では、商工会議所及び第工会 に相談窓口を設置し、中小事業者等の皆様がより容易、身近に相談できる体験を整備していま すが、事業者等の皆様が公正取引委員会の担当窓口に遺接アクセスいただくとももちろん可 能です。 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行おうと する行為が場合は禁止法上下訴法上問題となるかとうかについての相談、②地占禁止法・下訴 法に「基皮でる事業があると思料する者からのその事業の報告等(以下「年台」といます。」を受 機能や中書については、来行よるを分けだけでな、複数、書面、電子ルー率でも要け付けて いますのて、速分の方でも容易に相談又は中者いただけます(8本のお練組は、公定取引委員 後のウェブサイトにて御家内においます。)。 相談については、相談者の負担軽減、相談内等の特徴性等のは同じまり、電話等で 相談の書といて、立むして相談いただけます(2本の表していますので、第一次 を表していますので、変心して相談いただけます(2本、前等室であれば、相談者・相談内 権限の審定を表していますので、変心して相談いただけます(2本、前等室であれば、相談者・相談内 を表していますので、変心して相談いただけますでは、前等室であれば、相談者・相談内 を表していますので、変心して相談いただけますでは、前等室であれば、相談者・相談内 を表していますので、変心して相談いただけますでは、前等室であれば、相談者・相談内 を表していますので、変心して相談のといます。まず、中間に、一部であれば、相談者 「第一次表していますので、変している。」では、「本のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
21	令和5年7月18日	令和5年8月24日	立記すべき争項をはドコー	電磁的記録媒体に記録して提出方法がありますが、昨今は電磁的記録装置の	そもそも、登記すべき事項だけであれば、1000文字毎にQRコード化するなど の方法が有効ではないでしょうか。(QRコード・モデル2であれば、漢字1817字	個人	法務省	商業登記の申請における登記すべき事項については、当該事項を記録した電磁的記録を記録 した電磁的記録媒体を登記申請書とともに提出することができます。	商業登記法第17条第 3項 第一 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二	その他	御提案の内容については、システム改修に係る費用対効集等を勘案しつつ慎重な検討が必要 と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

所管名庁 回答 15 文本で 15 文の見なか中の 15 文明中 提案 元英文と							討結果	值者			
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
22	令和5年7月18日	令和5年8月24日	受配子物における已拾安 任状の要件と事前審査の 要否を明らかにすること	棒膜ある者が作成した要任状を恐行す ことによい代表の対象を表現した。 も可能である。/ ただし、の要任状し、 は当該要を申請の内容を表現的します。 の例外として個別的な過速で包括発性 人である支圧長を代理人とした要任故 を使用できるから、銀行なども決した。 を使用できるから、銀行などもの ではそれて、全球ののではまっている。/ 法務省は、支配人類 ではそれて類似の代理様を表現るとして ではそれて類似の代理様を表現ると、 次の2名である。/ 其の表。 四条を割け 来の多名である。/ 其の表。 四条を割け	一有しているかどのように審査するのか?/会社の内規を提出させて一々法務 家が包括委任状の可否を表定するのは、ただの無数であろう。/そもそも会社 広で会社使用人の機関が限定されて現在、使用人であれては何のの機関な と情変でき、会社の実務は一番として当該を自由場合としているとかまで今で はないか?/全体の異素性は金粉間変生体の実現には当まりました。 用人でありかつ支払表での異なせ、自動を関係を体の実現に対象に対した。 用人でありかつ支払表であることの証明が実かられることはない、デオなわち、 とのような意味だったっても代表の企社実のの有機のみんで判断される。/其 の表しいなから変化するのことの証明が実かられることはない、デオなわち、 とのような意味だったっても代表の企社実のの有機のみんで判断される。/其 の表しいなから変化するのでは表もないなか?/会社ごとは通 のではそれ以外の会社は色の発音が必要を仕りの提出をおれる遺産には として考えるべきである。/まなわち、と他を会社のと思えない。 では、自動を表しないのか。/をはないますが、 ではそれ以外の会社は色に発生性の使用が最近なあるにいる。とは はななす。過速という側はが前様するである方。/ずでに発出される遺産には して考えるべきである。/まなわち、色情を任めの関係をあるという一般に して考えるべきである。/まなわち、色情を任めて個別を通り能力のことは 実施者を担めますでは、自動をとないますが、 として考えるできないますが、 はないますが、 として考えるできないますが、 として表したが必要が、 として表しためで、 として表しためで、 として表したが必要が、 として表したが必要が、 として表したが必要が、 として表したが必要が、 として表しためで、 として表したが必要が、 として表しためで、 として表したが必要が、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 として表しためで、 としてまるとしてまないで、 としてまるとしてまないで、 としていていていているで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としているないで、 としている		法務省	包括委任状は、法令上業務の一部を他の金融機関に委託することができることとされている場合や受任者との関係が法令上代理関係と同様に得るような場合に限り、例外例に認められています。 また、包括委任状により捌った登記がなされることを防止するため、個々の会社等の包括委任状について事事がこの内容について審査を受けた上で、これを個々の登記の申請に用いることができることとされています。		対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
23	令和5年7月18日	令和5年8月24日	金の実績報告を裏付けす る証拠書類等の雛形や作	検査までを含めて、事業遂行における 証拠書類等の作成は必須ではあるが、 どの程度までの準備し作成し保管する	問題点は国庫補助金運用の原則に従ってどのような書類書類等が必要なのか?それがよくわからないことです。 まずは、国庫補助金製運の法令や補助金文付要綱などから、実績報告書に起 載された内容を担保する証拠書館とは初かを明細にし、書類書類を作成することで集ますることを、その提案・との必要・現代・大変の書が、 は、混造組を主意のかく、ニュアル・チェングルト、重整総要類様なの書形等、表面が事務に最小にくコングル・チェングルト、重整総要類様なの書形等、表面が事務が無い手名などとしてwooを側してほしいものです。 マニュアル等等所能に定めることにより、国庫補助金申請のための事務負担が 大幅に削減されます。	個人	こども家庭庁	放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援交付金の交付要欄において、国に対 する実績機合を求めており、事業の実施主体の市町付受託を行った場合、安託水の事業者) いる都選信用を発起して個一条機能を行う必要があります。 経験で対象側においては、事業に係る個人及り借出についる選手を整理・保管すること 当該交付条側においては、事業に係る個人及り借出についる運用とおいて、個収書や契約書 本の必要な証拠書類を事業者等に求めるなどを提供書類の運切な管理がなされているものと来 知しています。	子ども・子育て支援交付金交付委綱	対応不可	を記のとおり、各自治体が運用のなかで必要な証拠書類を事業者等に求めているものと承知しており、国から証拠書類と「必要なものを具体的にお示しすることは困難、かつ適切でないと考えます。 そのフスで当事業に限らず、特別金の実践を書きに必要な証拠書類をしては、例えば領収書や契約書など最大及び最出に係る事類は基本的に全て保管することが一般的に求められるものと所知しており、そのためのマニュアルを作成する必要性が低いと認識しています。素質が所在する市財工と関係といった。ことが、そのため、本書類が所在する市財工と開発はいただき、受託等を受けて事業を実施する上で必要となる証拠書類等について朗確認いただき、受託等を受けて事業を実施する上で必要となる証拠書類等について朗確認ください。
24	令和5年7月18日	令和5年8月24日	猟銃所持許可の住所変更 の際1-必要な警점の簡略 化	住所変更の際に必要な書類を簡略化 する	各都選府県によって手続きが異なるかもしれないが、頻能所持許可の住所変 更の際に、住民県の写しの原本(役場で交付されたもの)の提出を求められた。 現住所の確認という情報であれば、住民県の程宗や立一、運転条件証やマ イナンバーカーでの選びで表のではないが、 例えば軽目即率のナンバーを更は、コピーの提出となっている。 これらの手続ける希迦資料を必要がにはあるが、行政手続き簡略化の透知 を、選に事行から会出して成した。 延去券入込む社会的な効果については、住民票交付の手間と費用のコストが減 る。	個人	警察庁	許可証の書換えを受けようとする場合は、較高等又は刀剣類所持許可証書換申請書及び書 撥えを受けようとする事項が配磁された計可証を住所地を管轄する都退所無公安學員会に提出 しなければならず、住所地の変更に伴う書換えの際は、同申請書に住民票の写しを添えることと なっています。	鉄砲刀劍類所持等取 誘法第7条第2項 販務法施行規則第54章 數務法施行規則第32 条	対応不可	運転免許と異なり、猟銃の所持許可には、様々な欠格事由が設けられています。 そのため、猟銃の所持許可申請時は、銃砲刃刺類所持等取締法、倒和33年法律第6号)第5 条に掲げる欠格事由を確認するための一書配して、住民票の写しくる異の記載のあるものに 限念の可提出を実めており、また、計可能1その内容の変更があった場合においても、必要な確 認を行うため、同様の音類の提出を求めています。 以上を指案大礼、同書類に得えて、活事者の記載のないマイナンバーカードや運転免許証 のか。 また、本種の記載のある住民祭については、事後的に東正性を含かて確認することが想定さ れることから、派付に代えて提示やコピーの提出を可とすることは困難です。
25	令和5年7月18日	令和5年8月24日	経自動車の住所変更(個 人使用)に必要な書類の 開略化	住所確認の方法を、運転免許疑かマイ ナンパーカードの提示でも可能とする。	現在、住所変更の確認書類として、住民原の写しか印鑑(登録)証明書の提出 が必要となっている。 https://www.kelmoyo.or.jc/procedures/procedures (20037) html にはいる。 は、日本のでは、ロストロのストレンをは、は、日本のように、 を設定される経済が以上社会が公の製は、住民解幕の交付手続きの行政コスト、申請者の手間と費用コストの削減が見込まれる。	個人	国土交通省	住所変更の確認書類として、住民業の写し、又は、印鑑(登録)証明書の提出を求めております。	道路運送車両法 第67条	検討を予定	○マイナンバーカードについては、今後、実装に向けて必要な検討を行っていく予定です。 ○なお、運転免許証については、住所変更の確認にあたりな的個人認証サービス(JPKI)との連 情がなされていないことから、現時点では活用は困難です。

77.0	所管名庁 - 回答 - 坦安東1首 - 坦安の日は50内突 - 坦安項由 - 提来 - 正統少庁							所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
26	令和5年8月22日	令和5年10月18日	キャッシュレス納付の追加	か?! びは冒頭で「登録免託税は、原列 とび現の、現金納付することになります。」 と説明、現金納付が原則であること社 で最初い。現金納付が原則であること社 で最初い。規定される方法であり、注検 の説明しては耐趣納付が原則してる。 、一型、現金納付の場合であり、この説 明を扱んだ一般人はどのように現金で となるにない。 なるが、一般人はどのように現金で なるが、一般人はどのように現金で は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は一般人の話解しています。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は一般人の話解しないでは、 は今のな場合である。 は一般人の話解しています。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は今のな場合である。 は一般人の話解しています。 は今のな場合である。 はずりをある。 はずりをなる	一からである。/ 法務局に問い合わせるなら、何のためにこの文書を作成した のか? / 申請人には問い合わせの手限を掛けさせ、法務局側には回答する作 素を潜むしていて、説明として全く意味をなしていない。/ 一般人におして登ま 表を増むしていて、説明として全く意味をなしていない。/ 一般人におして登録 表を持むしていて、記明として全く意味をなしていない。/ 一般人におして登録 を持ち込めである。/ そして、これまたはの基準がとして、理想を発酵をの額が30、000円 べきである。/ そして、これまたはの基準がとして、理解と発酵をの額が30、000円 を当該登記のの事業をは多けでして、記憶が、日本は、日本とはある。れているの。 と書かれているが、実際には3万円以上でも続けが可能である。/ 全様を発射を と書かれているが、実際には3万円以上でも4時がが可能である。/ 全様を発射を は22を決け取り続ける3万円以上でも続けが可能である。/ 全様を は22を決け取り続ける3万円以上でも続けが可能のである。/ 全様を ともされている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともされている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともされている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともされている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともこれている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともこれている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともこれている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がない場合) ともこれている。/ イヤーで、300円に日銀代電店がある。/ イヤすると、少なく とも記を掲載が扱い土着り上して、100円に日本ではまたいで、91版 制度の介合理を発表するために象を不明が自放が指表したけられてい、91版 報度の介合理を発表するために象を不明が自放が指表したけられてい、92 電子給付を始めるついでにココも改正して、上記意味不明な文書を改めるべき ではないか?	商業登記ゲンロン	法務省	登録免許税は、原則として現金納付の方法によりますが、登記等を受ける者は、当該登記等 につき請定れるべき登録免許税の超が三万円以下である場合その他の政令で定める場合に は、当路登録分析の超に相当する金銭の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署 等に提出することにより、関に納付することができます。	登錄免許稅法第21 条、登錄免許稅法第 22条、登錄免許稅法 施行令第29条	対応不可	登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は掲載です。	
27	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国家公務員経験者採用等 の整理書様式等の連用の 禁一について	職員、非常勤職員の採用にあたって、 履歴書・身上申立書等の様式について 統一するとともに、作成・提出方法につ いても、近年デジタル化も進んでいるこ とから「自筆」や「転送」に限ることかく	○国家公務員の採用にあたり、各省庁では履歴書等の提出を求めているが、 求めら格式に続一性がない。 が利定年7月に日本規格協会が、JUS規格の解扱の様式例から履歴書の様式 例を表めている省庁がある。 プレミに代いる場合は一般であるとからない。 では、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないない。 では、大きないないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないない。 は、大きないないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないない。 は、大きないないないでは、大きないないでは、大きないないないでは、大きないないない。 は、大きないないないないないでは、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	人事院	国家公務員の採用については、採用試験による採用であれば人事際規則8—12(職員の任金) 第8後に基づき各所名で要施される面接の修興を考慮し行うれます。また、各所名の選者による採用であれば、同規則第2条第2号に基づき人物取扱等による能力業証を実施することとな 可能力ない物試験等の実施に当たり選者される者から提出することとなる程度書等について 新設上との特定が完出方法に当たり選者される者から提出することとなる程度書等について 新設上との特定が完出方法に当いて第一的な基本はありませんが、各所名の選者による採用 に当たった何意は「服ちれているような事物を構造した場合によ、人事例から所名への事 に当たった何意は「服ちれているような事物を構造した場合によ、人事例から有名への指摘等 なお、選考される者から提出された資料については、各所名において定める行政文書管理規程 等に基づき通切に管理されているものと承知しています。	人事院規則8-12(戦 員の任免)第8条及び 第21条第2号等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
28	令和5年8月22日	令和5年9月13日	特別児童扶養手当に関す る書類への押印廃止につ いて	等。 特別児童扶養手当に関して、請求者からの押印は廃止されましたが、市前を 長田はの押印は廃止されましたが、市前を 人。令和5年6月現在、国、都道府県及 が市町村の間での書類のやシリにつ いては、ほとんどすべての手続きにお ンで押印が石変したりまり、ため、特別目	譲来者から提出された金額を速やかに都道保護剤でに進速するのが市町村の 役割でが、押印が必要なたが、正教規制のプロセスが一ツ港、タイルで一分港、 の大力では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 が生じています。最適保護にも審査のスケジュールがあるため、市町村の進速 日が1日連れるだけで、1カ月以上のタイルコスが生じることがあります。総 時に、請求者に対して連やかい。結果を伝えることができない状況となり、不利益 が生じています。 また、市町村の立場としても、押印のために必要な事務処理プロセス及び実際 の押印に要する時間が協務ができることで、事務処理が大幅に接続されます。 例として私の数の音音体では、用限でするためには、別様にある総務報告当業に 歩いて出向き、承認を得る必要があり、往復するだけで少なくとも10分を思しま す、また、一般で200~300枚に押印をする必要がある場合もあり、これにも 相当な時間を要します。	個人	厚生労働省	特別児童扶養手当の認定請求書等については、認定主体である都道府県に市区町村が進達を 行う際、各書類について審査したことを確認するために市区町村長名とともに押印を求めていま す。	特別児童扶養手手 特別別の 対象に関する法律地 利用	対応	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日間議決定)を踏まえ、押日職を廃止することとし、令和5年度中を目途に所要の改正を行う予定です。	
29	令和5年8月22日	令和5年9月13日	抵当権抹消を法務省の解 説通りにオンライン申請し たが登記識別情報の暗号	ある金融機関向けではなく、設定者で ある一般人に向けた内容になっている。 一動画で括当権抹消登記手続のすべ てを解説することはできないから、基本	一してはならないにもかかわらず、法務省はこれについて動画の内容でも概要 機でも説明をしていない。、指导化・遺産が発出されたのは2008年でこの動画の 公開な2018年であるから、当然に、通道の内容を始また動画であろう。/ そう であるにもかかわらず、法務者の解認時間は「包定護別情報の間等化」の要 がたびれ、場合はフライン中様を生むしたは初明していない。/ など、法務 もポープ・ノーターをは、日本のでは、		法務省	御指摘のとおり、「動画でわかるオンライン登記申請(接当権技済登記編)」では、接当権者の委 任状に「登記機別情報の暗号化の委任」が必要であることを説明していません。	なし	対応不可	動画で振当権抹消登記手続の全てを解説することは困難です。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	食討結果		
番号	への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
30	令和5年8月22日	令和5年9月13日	「登記事項証明書添付省 略に関する美語計画」に 必要な証明を提出し し、最新かな数値目標を 設定する	協計画は自治体を含めた行役手続び 必要される登場では同様である。 おいましたので、 はかである。 がはいるでは、 手続の333%が本点。 高号では行政を 手続の333%が本点。 高号では行政を はがの事現だりな機関が確認を現足している。 には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	一添付する資格証明書(RS規制改革705提案→その他)、民、合併による移転 豊恕での総合併奏社の変更証明書(RS規制改革735提案→対応不可)、参、共 同機振馬機能定での前豊配証明書(RS付股の変)を経過年後代機能改革83提案→対応不可)、参、共 同機振馬機能定での前豊配証明書(RS付股の変)を提出得代域的改革83提案→対 のでは、大 のでは、 のでいるが、 の	商業登記ゲンロン	法務省デジタル庁	登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の仕組みを活用することで、不動産登記及 び商業・法人登記に係る登記事項証明書の全登記事項を証明書形式で開覧することができるため、これにより、各行政機関においては、各行改手続において必要な登記情報を確認することが できます。	情報通牒技術を活用 した行政の推進等に 関する法律第11条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、各行改手続において必要な情報の類型化を実施せずとも、登記情報を提供の仕組みを活用することで、各行政機関においては、各行政手続で必要な登記情報を選記し、登記事項目等のお付金等を実施することができます。そのため、デジタル庁及び法務省では、登記情報連携の利用拡大の取組を推進しています。	
31	令和5年8月22日	令和5年9月13日	狩猟免許試験における定 員 撤廃	特殊試験の栄験を必ず受けられるよう にする	東京都などにおいては、狩猟試験の受験が抽選となっている。 実技があるため、金増や人員の事配の都会上、足自が設けられるのは分かる が、行政の対策としては人員の収穫を削み、金増を確保すればよいだけであっ て、定員を絞るのは筋速しである。 固が管理する資格として、都道府県によって受験申請が平等でない現状を是正 するものである。	個人	環境省	行政改革の番号17の回答を参照してください。				
32	令和5年8月22日	令和5年10月18日		第を悪しないと定めている。/ 解説書に よると、旧準則15条では関か新筆年月 日は全く記録しないものとされていたら しい「医を解説や動産を記事者取扱手 練準刷 1428]。/ ところが旧準削当時 の解説書によると、通道に反して、実務 では主と附とで新築年月日が異なる場 色については前の新築年月日が異なる場 していたらしい「条解・不動産登記事務取 サ手様準則新版 362]。/ この通道を	報告するでは、一人のでは、 はいるコンピュータはいまだにワーブロの代わりとして利用されている。/ たとえ は、準則2条は「同一の附属建物が複数ある場合は「同上」のように絡記する な」とするけれど入力チェックを実装すれば、いけらし、コーポッとつければ 略記するまでもない。/ 時代錯誤。/ こうした紙の発想を残した登記手続は一般	商業登記ゲンロン	法務省	不動産者起規則第4条第2項において「降物の豊恕記録の表題節は、別美二の第一欄に掲 げる欄に医分し、同意の第一欄に掲げる欄に同表の第二間に掲げる事項を記録するものとす る。比されており、別表二(第四条第二項関係)の問題建物部がにおける「原因及びその日付 棚」において、別報産物の新委員中自ちを記録することとがます。 その上で、不動産登記半局取扱手続準則第50条第1項において、附属建物がある避物の表 最記をする場合において、別報連物の新版の目が主とる建物の形成の目がよる建物の表 を記をする場合において、別報連物の新版の目が主とる建物の第50目が主とる建物の表の目の「である」と に沿って処理が行われています。	省令第18号)第4条第 2項 不動産登記事務取扱 手続準則(平成17年2 月25日付け法務省民	対応不可	現行制度下においては、附属建物と主たる建物の新築年月日が異なる場合は附属建物の新 策年月日を記録し、附属建物と主たる建物の新築年月日が同じ場合は記録しない、というように 件の基準に送びいて処理されており、での基準と結正法・造連において明らかとなった。 ます。また、現実として附属建物の新築年月日が不明確で主たる建物の新築年月と同一と刊 ます。また、現実性の関係を発生のようでいることだけをもって、新築年月日と同 でのよい場合は、附属機物の指揮を担合して、中日日不解解度とことになっている。 でのよい場合して、開発機の関係を発生して、日日日本経済であることが であるというの設定は起こらないものと考えます。 したがって、御提案については特段の対応は要しないものと考えます。	
33	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国土交通省のバブリックコ メント掲載方法の統一化	び航空機安全課に対して提案及び回答 を求めます。 総務省においては、有料会員サイトを 参照するようなパブリックコメントを行わないよう、各省庁に指導すること 開土交通省においては、匿ちに今回の 件を循いなめ、パブリックコメントに関す	て、ICAO Annexの資料一式は国際機関との兼ね合いからICAO会員でないと情	個人	国土交通省 総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の実(命令等で定めようとする内容を示すものだいう。以下同し、)及びこれに関連では、当該命令等の実にからできない。 「命令等の実しは、命令等制定理制ができないよいで変めようとする内容が示されたものを、「これに関連する資料」とは、命令等制定理制ができないまして変めまうとす。 「二れに関連する資料」とは、命令等制定制がの金利において変め、ようとする内容が完まれたものを、 「二れに関連する資料」とは、命令等の実を作成した場合。目的やは一般対する上で必要又は参考となる情報が配置された。資料と同じまれます。 また、同級第2項において、公示する命令等の実については、具体的かつ明確な内容のもの の表ること、定めようどする命令を別名及び一当該命令等を定める機能は令の条項が示された ものでなければならないとされています。	行政手続法第39条	対応	【総務金】 行政手続法第39条の「関連する資料」として公示すべきものについて適切な取扱いがなされる よう。今後、研修等の機会を適じて、各省庁に対し関加徹底を図ってまいります。 【国文名】 「パブリッフメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載」につい ては、参号1の回答をご参照ください。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
34	令和5年8月22日	令和5年10月18日	不動産登記のオンライン 申請でPDFファイルが未 添付の場合の補正の可否 について統一した取扱い をすること	がない部分」についてのみ補正を認め るとしており、その趣旨は当然に未添作 の補正を認めないという意味であろう。 /これに対して、大阪法務局の H296.30付通知は広ぐ「単なる送信譲り の場合は追完を可能とします」としてお	制量量が出上の別下等中間は水下で増えされての火、水のボッコノアメを抑 という事態が関係に変わっている制度において重な型は回路で開始の水準付 という事態が関係に変わっている制度において重な型は回路で開始の水準付 の立い部分と複数といくは任務局とこれを観りたが異なる見意に表情制に関係 の立い部分と複数といくにくたもかからっち、下位機能で有ままを指しました。 定面図又は金速率項に関する部分を含むと可能している。 にでしている。火法券省か化20年事等連絡を機能したのであればくもかく、なぜ 法務事業的では発格等事業連合を構ましたのであればくもかく、など 法務事業的では発格等事業を表示を構まる観象したのであればくもかく。 のであれば、40年の手機を得る形態にあるのだが、その外職を有用等である。 のであれば、40年の表達をのうに送り着が全場機と一の基本を可機に示すべき のであれば、40年の表達をのうに送り着が全場機と一の基本を可機に示すべき		法務省	不動産者記においては、申請情報に不嫌があるときは原則却下されますが、申請の不備が補 正することができるものである場合には補正の機会が設けられています。	不動座登記法第25 条.不動座登記法第 取扱手続率附第31条 4項	対応不可	原則は、申請情報と併せて送信するべき登記原因を証する情報を記録した電磁的記録の提供 がないとさは、申請を起下することとされていますが、個別具体的な事業については、登記官の 判断によって補正の機会が設けられています。
35	令和5年8月22日	令和5年9月13日	タナの細葉	ものとされた法令の規定は一部改正が 可能であるが、これらのなおその効力を 有するものとされた法令の改正後の溶 け込み条文をe-gov法令検索において	● Eのは法令検索は、現行条文について検索が可能となっているシステムであり、 現をの法令ペースレジストリとなることが期待されているデータペースに基づく 検索システルである。 の法令ペースレジストリとなることが期待されているデータペースに基づく 検索システルである。 の法令ペースレジストリとなることが期待されている。 での法令ペースレジストリと、デジタル臨時行政調査会体業部会法制率務のデ ジタル化検討デムでもなる。 地方、法制執済においては、法令の改正前後の経過措置として、なお採飾のによるや、なおその効力を書するわなしい・経過措置が置かれることがあり、前 市は改正前後で法令関係長御定されるが、後者は後に改正が可能となってい。 極利、このなおその効力を考するものとされた法令の記上が行われるが、こ の改正は、当該経過措置の直前の法令の条文を表示することはできない、ペースレジ れは何らかの形で収載をしまいて、特別となる研究を以にはからず、ペースレジ れは何らかの形で収載を目指すべき法令である。 なお、なお技術の例による条文や、改正が行われていないなおその効力を有す も案又は、改正直向の全法令を参手する機能(同じ施行の他法令もあり得るため、同目前野時点指定ではなく、改正法令の法令等号の直前の改正指定であれた。 なめ要がある。があれば、対策は関策であると構築を入れる、改正もかり得るため、同日前野時点指定ではなく、改正法令の法令等号の直前の改正性指定ないた。 を必要がある。があれば、対策は関策であると構築を入れるが、改正されたなその効力を考するものの条文は、システムに収載しなければ、とのようにしても を必要がある。があれば、対策は関策であると構築を入れるが、改正されたなる その効力を考するものの条文は、システムに収載しなければ、とのようにしても 表示することはできないと思慮される。	個人	デジタル庁	e-Cov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回 御提系・レンだいな内容については、「デジタル磁時行及問意会作素前会法制事務のデジタル化 核対チーム」においても同様の指摘を受けており、引き続き検討してまいります。
36	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令終素において 官報正説の情報の保有	e-gov法令検索において、管轄正額が 行われた制度法令や、改正法令につい て、その情報を何らかの形で得られる。 うにすること。	日本国の法令は、官報に掲載された法令が正の条文となるが、印刷語りや原稿 部りが生じた際には、官報正緒により修正されることがある。 他力、官権定論が行われた条文かとうかは、現センテムで確認することがで さない。 での当用関係を提示で表示される所則については、失効されていないと見受けられる ものも報答れていることがあり、また、現在失効されていたとしても、過去時点 での当用関係を提示でよかに大力が、上野は潜電を調べる必要がある場合もあ り、その際には当時の官僚の公布条文を終む必要がある。 し、こ何能には当時の官僚の公布条文を終む必要がある。 し、こ何能には当時の官僚の公布条文を終む必要がある。 し、こ何能には当時の官僚の公布条文を表と必要がある。 し、こ何能には当時の官僚の公布条文を表との表である。 文を見ても認定は、公布後の対すれか官を行われるものであり、当該条 文を見ても認った条文として理解することなる。 この主人を対して、当際はようによりな行われたが否かの情報と そこで、制定法令や改正法令において、官僚正師が行われたか否かの情報と たて法令によっている。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	S L	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回 御提案いただい内容について、引き続き検討してまいります。

要只 "APAN 回答 相实存在 相实内里比如内容 相实现由 提案 长纸火点						所管省庁の核	討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提系事項	提案の具体的内容	提条埋田	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
37	令和5年9月22日	令和6年3月15日	改姓に伴う手数料につい て	分配載事項の変更に収入印紙等が必要です。 このような取扱の差異があるため、改姓 に伴う記載事項の変更については、一 律に手数料を求めない取扱とする、過 まにそのような取扱により載や自知を	帰郷の自由がある中で、夫婦別姓を認めていない現行法制度上、どちらか一方 は改姓を主ぎるを得させん。 成性を表別に関いているのであれば、それに伴う費用負担は国や社会が負うべきものであり、耐くが負うべき負担ではないと考えます。の免許では必要で運転 を計画は不要など、長行主体やその内容によって取扱が異なるというのも解せ ません。 少なとも、夫婦別姓の導入に偏重な状況である現状、国民の負担を少しでも軽 減する姿勢が重要ではないかと考えます。	個人	外務省 厚生労働省 総務省	「外務省」 ・	(医師) ・医師法施行令第5条 ・医師法施行規則第3 条 (看護師) ・保健師助産師看護 師法施行等3条第 1項及7第4項	【外務者】 対応不可 【厚生労働 対応不可 【総務者】 対応不可	【外務省】 国際民間航空機関(ICAO、国連の専門機関)が定める旅券の国際標準では、発給された旅券の距離事項を打正しないとう求めています。外務をでは、有効無券の配離事項に変更が生じた場合に新たが影響を受給することに、国際機準に率減し、日本無参の所持、が海外の出入国審査等において支持が生じぬようにしています。 その上で、実施が生じぬようにしています。 その上で、実施が生じぬようにしています。 その上で、実施が生じぬようにしています。 その上で、大きの記載事項は下記に基づくものであり、同事項の変更は、10チップ等も変更する必要があることから新しい旅券を発行することとしており、旅券銀一子代で成券事務に携わらか、特徴や他国保持施券事務所の人は常今の事の整理が生する方との、改姓による旅券乗船においても、手数料の納付が必要になっています。 「便生労働名」 国際及び看頭筋跡の登録・項変更にかかる費用は手数料ではなく、登録免許技法で定められた登録免許をであり、現行制度において当該登録免許後を廃止とする対応は困難です。 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「総券名」 「本数料を削負担いただいているものですので、当該手数料を不要とする対応は困難です。
38	令和5年9月22日	令和5年10月18日	証情報を把握するためク	年金事務所や市町村役場において、年 金の総付額や四風を見における子 生続付特例申請において添付する書類 がクレジットカード・体型のものであっ 下場合、コビーを添付させず窓口順員 による確認のみで手続き可能とする	the transport of the state of t	個人	厚生労働省	学生納付特例制度の申請においては、対象となる学校教育法に定める学校等の学生又は生徒 であること及びその期間を明らかにすることができる最初の添付を求めていますが、クレジット カード幕の添付は求めていません。また、同一の学校等の学生である期間における2回目以 路の学生納付特例申請においては、当該書類の添付は不要としています。	国民年金法第90条の 3、国民年金法施行規 別第77条の4	その他	学生版にクレジットカード番号が記載されている場合には、申請者に対してマスキング等のご対 京さいたどの文は在学記明書等による条付をお願いするよう場別を図るとともに、日本年金機 備に対しては当該書類も含めた版書な書類智型に努めるよう指導します。
39	令和5年9月22日	令和5年10月18日	軽自動車の県を除ぐ移転 に伴う手続きの順略化	告書(県外防止用 消滅用)の手続きの	環を物で移動(ナンバー変更)をする際、軽自動車検査協会にてナンバー自体 の支付と回収を行う。 放大に回収を行う。 取代を取り、 を取り、 事故中書館(成本放上用 消離力・という情報を申請者が個々に記入し、旧住 再次の事別付に報送で提出する必要がある。 住業局の移動に中性と民税の必要を個々で行うないように、軽自動車税の停止に対しても窓口内で処理し、申請者で行う処理を減らす。 果を誇ぐ書類が減り、行政手続きがより効率化されると考えられる。	個人	総務省	地方段法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第483条の10第1項では、「種別割の納税業 務者は、協議市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、確別割の展譲 徴収に関心必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。」 とされています。	地方税法第463条の 19	その他	制度の選技欄に記載のとおり、地方税法上、旧住所(伝出元)の市町村に対して、軽台動車税 申息書を送付するよう選系付けてはおりません。その上で、現在、多くの市町村に対いては、地 方な月間は保護してみた場場では豊助車券を搭乗機関はサービス。20年の利用することで、低出 元市町村から転出先市町村への除税業器をの実動を把握することができるため、その場合、旧 市町村への軽り卸車税申告書の歴史は不要であると承知しておりますが、いただいた御意見に ついては今後の参考とさせていただきます。
40	令和5年9月22日	令和5年10月18日	専門職大学院における博士相当適程及び学位の創設	専門職大学院設置基準に博士課程相 当の専門職課程を創設するとともに、学 位規則に博士(専門職)もを追加する (なお、達利大学院は、起学博士(専門 職)という学位では、世代学院は、区学博士(専門 職)という学位では、とは、では、 本は実質別にも博士部類利当の専門 翻譯程を創設するもの。)	現在、専門職大学院の課程は専門職大学院設置基準に規定され、かつ、その 学位は学位規則に規定されている その機構を構成と限定の回程のかが規定されており、等了要件とする機 得単位数とそれに応じた単位数のみが設定されており、博士課程に相当する規 定がない。 (なお、適本の大学院は、大学院設置基準に、修士課程と持士課程とが分けて 課程が規定という。 まが国では、高度専門人材の育成、活躍は重要であるとされ、教育未来創造会 議算一次建置においても、高いが回路をとかれている 博士人材の活躍については、金東における現行の昔士課程の人材活用推進の 改業も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成に重 を置した大学院であり、専門職大学院はより開業人材育成に重 を置した大学院の大学の大学院とは「中国を指揮をすることができる 別別によいては、会工とはおる扱行の昔士課程の人材活用推進の 改業も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成に重 と考している。 の表しているでは、全球とはおり、専門人大学院より、場合がなされる傾向 にあり、例えば、成質、終電、火祭衛生などはかりの課程とは分けられたなの のあ、ひけ経験が関いている。 の場合はないないないました。 は、日本の大学院とは、日本の大学院とは、日本の大学院とは、 と、報報の部の事業一へは、要求けられるでは、 は、日本の大学院とは、日本の学院と対しているの学位 中成28年の文部科学名の専門職大学院との保含者を ないためて、の学院 中成28年の文部科学名の専門職大学院との発音でも、公衆衛生について 中のとの学位を対けられ、国際を研究を 中のとの学位と対した。 日本の大学院との学位 中のとの学位と対した。 日本の大学院との学位 中の28年の文部科学名の専門職大学院との報告書でも、公衆衛生について 中のとの経験が対かるとされており、 本の学院との学位 日本の文部科学名の専門職大学院との報告書でも、公衆衛生について トルトのは、日本の学位 日本の文部科学名の専門職大学院との報告書でも、公衆衛生について トルトのは、日本の学位 日本の文部科学名の専門職大学院との報告書でも、公衆衛生について トルトのよりを 日本の文部科学名の専門職大学院との報告書でも、公衆衛生について トルトのよりを 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学院の学院を 日本の文部・大学の学院の学院 日本の文部・大学の学院の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学位 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の文部・大学の学院 日本の学院	個人	文部科学省	該当法令では、以下の通り定められています。 (学校教育法) 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担分さめの深い学識及び卓越した能力を増い、文化の連属に寄与する (主手持め、学術の理論との反用を授持研究、高度の専門性が求められる職業を担う ための深い学識及び垂起した能力を持ったと目的とするもいは、専門眼大学院とする。 (3 専門職大学院は、支部将サイルの変からといるいくもの意の専門性が求められる職業と担う ための深い学識及び垂起した能力を持ったと目的とするもの的関係者の協力を得て、教育課程 を構成し、及び実施し、並びに教育の責質の向上を図るものとする。 (専門職大学院投資基準) 第二条 専門職子は開起、高度の専門性が求められる職業を担分ための深い学識及び卓越 した能力を持つこと目的とする。 (専門職大学院投資基準) 第二条 専門職大学院投資基準) 第二条 専門職子は開起、高度の専門性が求められる職業を担分ための深い学識及び卓越 した能力を持つこと目的とする。 2 専門職大学院投資基準) 第二条 専門職子は開起、高度の専門性が求められる職業を担分ための深い学識及び卓越した能力を持つこと目的とする。	学校教育法第九十九 条 等門職大学院設置基 学第二条	対応不可	博士課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い。『文はその他の高度に関門的な事務に実計である。 正に関門的な事務に実計である。必要な高度の研究能力及以下の基礎となる部分な写謝を要う ことも目的以下学院設理基準等のある。とはおり、信度の専門的ながらからの事を目れるの の第、写現なり卓越した地力を増うことを目的とした専門職学位課程とは研究者養成という規 立ては役割で目的が据なるものの。博士課程はおける目的の一つとして、御指摘のような社会 の多様な方面で活躍し得る者の要成が既に規定されています。 また、博士課程料の専門職学位課程の特別でいては、現状、専門職学位課程の修了者 の博士課程等への進学率は1.5程度であり、博士課程相当の専門職学位課程の設置に関する 大学や産業界、課後参与者等かの高度料的な相談・変活等がなく、現時点では、博士課程相当 の専門職学位課程を創設する段階にはないものと考えています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
41	令和5年9月22日	令和5年11月15日	録免許税の還付請求書様式に雷子納付の場合の納	している登録免許を退付請求書様実に 電楽時代上場合の時代書号記入 欄がないこもかかわらず、未記入の場 は打改手続法の趣旨に反するとするも は行改手続法の趣旨に反するとするも は一次手続法の趣旨にないませい。 は一次手続法の趣旨にないませい。 は一次手続法の場合となっていませい。 は一次手続法の場合となっていませい。 いたの様子がよっていませい。 いたの様子がよっていませい。 は一次手がよっていませい。 は一次手がよっていませい。 他参考となるべき事項上を規定している論 関が全然からない。 次会では一次手続をしていませい。 をないませい。 をないませい。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一「該当法令等」欄にそうした省令や通道を挙げていないから、おそらく模型となる名令や通道が存在しないのであろう。/しかし、このような終一性のない行政 運営は、行政手帳法の目的である「行政運営におけるか正の確保と透明性行 成上の意思決定について、その内容及び連接が個別にとって明らかであること をいう。の向上」とが指する。/ところで、おけ初改議」のは単純のように当然がそ をいう。の向上」とが指する。/ところで、おけ初改議」のは単純のように「当然を考 をいる。/ところで、おけ初改議」のは単純のなが引き、は単純大学 の一人では、「は、「登記申請」における申請、人の登出・申請人の使 宣に資するかどうか等の時息から、概要に考える必要、があるとする。/では、 なぜ、理様物政政証明書の提出がないことをもって、当該登記の申請が知下され ものではありません。/のこのでは、「登記申請」に記述がある一方で、様式になり えない続け書号は、その世等人となど、「書表の通正・効率し えない続け書号は、その世等人となど、「書表の通正・効率し 、「申請人の便宜」の限点かよ子会理であるだけでは、「書表の通正・効率し など中部等件のである。」の表し、「表表の通正・効率し は、申請人の便宜」の限点かよ子を理であるだけでは、「書表の通正・効率し は、中部人の便宜」の限点かよ子を理であるだけでは、「書表の通正・効率し であるとは果まれる。「本日で表記する」として任意をの表面を終りし て不然のとは来る。「本日である」といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	商業登記ゲンロン	法務省	豊記機関は、申請人が過去に登録免許税を終付して登記等を受けた場合には、当該過去に 終付した登録免許税の税額等について、所轄の税務署表に通知しなければならないとされてい ます。 また、豊記をそ受けた者は、登録免許税の通額等がある場合には、その旨を登記機関に申 し出て、上記の通知をすべき旨の請求をすることができ、この場合、登録免許税法施行令第31 条に規定する所定の事項を記載した請求書を提出して請求することとされています。	豊緑免許税法第31条 豊緑免許税法施行令 第31条	対応不可	御提案の納付番号は、登録免許税法施行令第3条に直接的に規定されていないため、還付 請求書様故にお願されていませんが、登録免許税額の選付を受けるこの要な事項については、 その他参考となるべき事項として記載していただの要があります。
42	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産量記準削96億4 項 高素量記集削96億4 項の 補重でも内容が 明らかなとき」を明確化す る	ことは、「中間情報の内容となる法人	るが114んのこの、物理条化のより点条件にした放在を放けることは函数(す。」と する。/ とかし、一登記官の判断」は当直達の規定が成しばない範囲でのみ表量を 有するものであり、民事局長通道たる準則規定と矛盾することはあり得ない。/ そうすると、権助の公的証明に基づは常規定に違反して却することもできな いはずである。/ そもぞも、不動産登記法が代理権不消滅を規定している以	ロン	法務省	申請情報の内容に不備があっても、添付情報(公務員が職務上作成した者に限る。)により補 正すべき内容が明らかなときは、補正の対象とはなりません。	不動産登紀事務取扱 平 等 機準則第36条第4 環	対応不可	個々の登記申請において、補正すべき内容は、登記官が事業に応じて判断するものであるため、対応は困難です。
43	令和5年9月22日	令和5年11月15日	設し、その期間を2週間以 上とする	間の定めがない、「国間であるもしく、 は無期間は一般に、国間であるらしく、 したを温間以上にするよう提果化とも、 う、「2週間の以上にするよう提果化とも、 う、「2週間の以上にするよう提果化とも、 が、10点では、「全様などは、「全様などは、「全様などは、「全様などは、「全様などは、「全様などは、「全様などは、「と様などなられた。」 いて、「ない」というは一般によってはまました。 は、「は、「ない」というは一般によってはまました。 は、「は、「ない」というは一般によってはまました。 は、「は、「ない」というは一般によってはまました。 は、「は、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というない。 は、「は、「は、」というは、「ない」というない。「ない」というは、「ない」というは、「ない」というは、「ない」というない。 「ない」というは、「ない」というない。「ない」といっない。「ない」といっない。「ない」といっない。「ない」といっない。「ない」といっない。「ない」といっない。「ない。」といっない。「ない。」」といっない。「ない。「ない。」」といっない。「ない。「ない。」」といっない。「ない。」」といっない。「ない。」」といっない。「ない。「ない。」」といっない。「ない。「ない。」」といっない。「ない。」といっない。「ない。」」といっない。「ない。「ない。」」といっない。「ない。」 「ない、ない、ない。「ない、ない、ない。」といっない。「ない、ない。」」といっない。「ない、ない。」といっない。「ない、ない。」といっない。「ない、ない、ない。」」といっない。「ない、ない。」」といっない。「ない。」」といっない。「ない、ない。」」といっない。「ない、ない。」」といっない。「ない、ない。」」といっない。	一に限っていえば、行政機関と申請人の双方の作業が類似する事前適知の制度がある。《事前通知の制度がある。《事前通知では、法務局の遺物がら返送までの期間は2週間であり、上投対機のない中充年機能によいては一般が、最適とである。人では、大きないりを表していまず信か生した。「なぜ「政権」では、「ないである。「ないである。「ないである」を表していませた。「ないである」を表しているのかっ、「特別の不能した」とは、「特別は一般では、「ないである」というないで、「特別の不能した」とは、「特別は一般では一般では、「ないであるから知識では、変しまない。「ないで、「特別の不能した」とは、「特別は一般では一般では、「ないで、「大きないの」というないで、「特別の不能した」というない。「大きないの」というないで、「特別などないの」というないで、「特別などないの」というないで、「大きないの」といっないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの」というないで、「大きないの)といいいいいいで、「大きないの」というないいで、「大きないの」といっないで、「大きないの、「大きないの」というないの、「大きないの」というないで、「大きないの」といいいいで、「大きないの」というないの。「ないの、「ないの、「ないの、「ないの、「ないの、「ないの、「ないの、「ないの、		法務省	不動産登記においては、申請情報に不傷があるときは原削却下されますが、申請の不傷が結 正することができるものである場合には、登記官が相当の期間を定め、補正の機会が設けられ ます。	不動產登記法第25条	対応不可	補正期間については、個々の登記申請において、登記管が事実に応じて判断するものであり、「相当期間」を2週間以上とすることは、ご任敬な補正で足りる申請における迅速な対応の動け になる品それがあるため、対応は困難です。
44	令和5年9月22日	令和5年10月18日	外務省在外宮精業器の採用バンブレットの更新	逐一更新すべきです。	遠眺した人の内容が記載されていたり、情報が主く、受験をにとってわかりづら く、毎年更新すべきです。いつまでも同に頭に動揺していると関係を受けます。 採用情報もろくに更新しないのに、受験者が興味をもつのは閲覧だと思います。	個人	外務省	職員採用/シフレットは、人事関係部署と協議の上、関係予算の範囲内で数年毎に改訂しています。	なし	検討を予定	当族パンフレットは改訂を検討中であり、令和5年度予算の範囲内で対応可能な場合は、本年度内に改訂予定です。令和5年度に対応できない場合は、令和6年度早期に改訂すべく協議・ 課型予定です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
45	令和5年9月22日	令和5年11月15日		装開名で同一住所の書を複数記録す、 場合は生年月1日が押記される「票」に 「一支される「原料」に自 は一支される「原料」に自 は一支される「原料」に自 は一支される「原料」に は一支される「原料」に は一支が、 は一支が、 に は一支が、 に は に に に に に に に に に に に に に	る生によってが、少の物質は、大変の構造して扱い。これで、不知度を整め、機能を担て は、日本の主ない。 は、日本の主ない。 は、日本の主ない。 は、日本の主ない。 は、日本の主ない。 は、一本の主ない、 は、一本の主ない、 は、一本の主ない、 は、一本の主ない、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		法務省	同一の不動産につき、住所を同じくする同名製人の共有者が併存することとなるような場合、 当該申請書に住所、氏名のほか、生年月日を記載して登起の申請があったときは、生年月日の 登記をすることなっています。 また、株式会社の取締役が同処周名であるため、就任及び事後の変更登記申請に氏名のほ か生年月日を抵認して登记申請があった場合には、役員の氏名の下に生年月日を振遠書きて 記載することとなっています。	昭和45年4月11日付 け民事中第1425号民 事局長回答 田田 年11月0日付け民四 6427号法務長度事局 第四課長回答	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記と商業登記において、生年月日の取扱いは続一されています。 れています。 なお、生年月日を必要機小限のか公開するという御提案については、登記の公示機能と個人 情報程鑑定のパランスを図ること及びシステムで修に係る費用対効果等を拠案しつつ慎重な検 計が必要と考えますが、いただいに海速更は今後の参考とさせていただきます。
46	令和5年9月22日	令和5年11月15日	の住所が公開された場合 の抹消手続を創設する	法対外目での心目の情報症状でするら	(の報度及此事間所現を別時代しない下の。 生は公園した性的をかから間にで見た 最大・の心を使した事情が出ています。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また	ロン	法務省	登記官は、登記記録に記録されている者(自然人であるものに限る。)の住所が明らかにされることにより、人の生命者に代は身体に危害を及ぼす可能性がある場合又はこれに率する程度にの身に青電が影響を及ばするとれがあるものとして法等(含で飲める場合において、その者かの中世があったときは、法院等で変わるとうにである。登記事業理事等に当該任所に代わるものとして法務省令で定める各事項を記載しなければならないとされています。	不動產登紀法第119 条第6項	対応	令和3年不動産登記法改正により、制度の現状欄に記載のとおり、DV被害者等保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例が設けられ、令和6年4月1日に施行されます。
47	令和5年9月22日	令和5年11月15日	根紙当権の債務者の住所 変更参記において変更す べき事項に債務者の氏名 を含むか明らかにすること	根拠当集の債務者の住所を変更する 場合、要更率項を住所のみとするか、 変更されていない氏名も含めるかにつ い、安起研えこのローカルルールではい、少登板 度にひれ伏している「登を研究」は見想を 解にひれ伏している「登を研究」は見想を せつかにする立場らしたい。人任名を含め がふれている行れども、任所とは見ると せつかにする立場らした。人任名を含め 同じているの場合といる。 があるではあれている。 があるではあれている。 解に戻って、330号でそれを追認している。 人名そらを数据の身際である不知を登 が、またり、といるの場合ではあれている。 に、根拠当権の関係では、 は、根拠当権の関係では、 は、根拠当権の関係では、 、根拠当権機の は、 、根拠当権機の は、 、根拠当権機の は、 、根拠当権機の は、 、根拠当権機の は、 、根拠当権機の は、 、根拠当を 、根拠当を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を 、を	ロの東火のあ終り点に、3が、出生がかりたとして、裏かのはあり間に、 なていないそれば前の配接側は否定されたことになる。/では、豊田研究の見 原と豊正路線制象の注意を含さらか正しいかか? 全記研究の地域になる が明らかでないために全起実界は認思している。/法界名は経例110番の回 等では、担当権の取扱信の記載については登記研究の程底より追求が すずるとし、豊様か形成の所使用証明のこいては登記研究とは高速のアレット と認めている。/いい加減、登出行政における民間雑誌の位置づけさいと りと認めている。/いい加減、登出行政における民間雑誌の位置づけさいと リンを認めている。/いい加減、登出行政における民間雑誌の位置づけさいと リンを記されている。		法務省	根紙当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
48	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	島骸被害防止計画を作成しているもの の、自当体のホームページで必要して いない例が見受けられる。 作成したら 公妻するようなルールを作って欲しい。	行政が作成した条令や計画は広く周知され公表されるべきでは。 個別に問い 合わせをせずに済むので行政コストの削減が見込まれる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別指置に関する法律」第4条第9項 において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅落なく、これを公表しなければならない とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められ ていません。	島獣による農林水産 東北のための特別 東北のための特別 東北のための発送 に関する法律(平成18 年法律第334号) 第4 条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の親点から意義があることから、農林水産 者では、「市町村のホームページを活用した機器防止計画の公教について(参加5年8月4日付 馬鹿対策、衛門は譲渡基金物)を発出し、地方腹板等を達し、世帯助山計画の各市町村の ボース・海地県出港、各市町村に向けて機能が上計画の公表状況調査を実施しており、調査 結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の樹	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
49	令和5年9月22日	令和5年11月15日	夫名儀で購入した不動産 を夫婦財産として登記する なかが、信託もどきの「共 所が成財産金配」を制設 する	れば大の単れ名像で登記や礼。/ 米 場具有名儀はすれば大からまへの間 与とみなされ間等扱が開きれるからで ある。/ 大が結婚前に高えた身をで不 助彦を購入したのであれば大の集者で を記することも思いかなっているけれ ど、たいていば住宅ローンを借り入れて は、大川のであれば大の事者が、大乗権 は、大川のでは、大乗権 が発生する下でより不分にから、大乗権 が発生する下でより不分になる。/ の不平等を差正するためよから妻との か予を書きままだするかなから妻の思 即手を非縁取りてる数では、から 原子非縁取りてる数では、から 原子非縁ない。これで、のとの のというないました。	一場合もある。 / たとえば、LGBTを含めた非婚カップルの財産形成で適用できるのか、相談税経減に開等の非联税や月限できるのかという問題である。 大き、共有の意思がためまでは基本有名人が単独を分別できるからため、実体としての共有状態が扱うが入れるには乗されない問題もある。 / したかって、大事の事態を対しておりませた。 (本は、大事の事態をある。 / したかって、大事が対象をが成して不明度を乗した。 (本は、大事の事態をある。 / したかって、大事が対象をある。 (本は、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で、大事で	商業登記ゲン ロン	法務省	登記することのできる権利は、不動産登記法第3条に拠げるものに限られます。	不動産登記法第3条	対応不可	御提案の「共同形成財産登記」の対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。
50	令和5年9月22日	令和5年10月18日	障害者活躍推進計画の境 補非正規職員への対応 強化)	標記計画は関および自治体の行政機関における障害者雇用の法定雇用率 大増しの反省の下に関する等が各方 校関間に作成を積移づけたものであるが、内容が正規職員に属った内容と なっている。当後の法定雇用をき速成するためだけに年度限りの非正規雇用 するためだけに年度限りの非正規雇用 であり、そうした場合者を入しま場的がであり、そうした場合者を選集しているのが現状であり、そうした場合者を表しまる場合であり、これであります。 であり、そうした場合者を表しまる場合であり、 であり、まずに対しています。 は、は、も、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	ッタノカルを含むくな地力が支援を少くが少数品のが1・地面されているため。 また国の公務機はは長く保護を数を、生ま支援と、一方人できない。 また国の公務機はは長く保護を数を、生ま支援といるとが食的製団よりが からの専門が支援が受けられない大部市圏以外の出席の総書名施領は 保護所の管轄域単位で厳格に適用されているため、そして労働契約法等の等 可能に対したがある。 で置いためどなる者下がほとんどだしたしてかった。 別には日本名を必要した。 第1は日本名を登場といるというな場合でも雇用保険の機械 展には日本名を通過と記憶されている方な場合でも雇用保険の機械 展には日本名を通過と記憶されておけされる。	個人	厚生労働省 内閣官房 総務省	国及び地方公共団体においては、法定雇用率の速成に留まらず、障害者活躍推進計画の作成 を維持プリヤスがり、障害者の活躍の場の協大に向け、合理的原理の提供も含め、障害者の活 原を推進するかのの体制や陶器環境の整備、入事管理など、各規関において自律的なの 進められているところです。当該計画は、障害者活躍推進計画作成前給に基づき策定することと れていますが、当該前給において当該所能は、原本者活躍推進計画作成前給に基づき策定すること ・外部の関係機関(地域の対策)支援機関等)との連携体制を模型することが重要であること ・20 代本力により素物動から動物の定義も重要であること について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 について私しています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 についておしています。 については、これでは、これでは、 については、これでは、 については、 にいては、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	障害者の雇用の促進 等に関する法律第7 条の2、第7条の3	対応	制度の現状機に記載のとおりです。
51	令和5年9月22日	令和5年10月18日	経済制蔵対象者が指定された時、国際連合国際連合国際連合の改造指定コード・番号 その改造指定コード・番号 と何記するよう連用を統	定される時、国際連合か経済制裁の対	国際連合が指定した個人や団体は、マネー・ローングリング及びテロ資金供与 対策に関するガイドラインで求められている24時間以内の対応のため、迅速に スクリーニング・ステムに「精験を辿り込みでいる。 そのため、国際連合が特定した直接にその情報を取り込み、その後取済が外表 まで指定してからの対象者の情報を受き合わせて日本語情報を切込むと いう適用にせざらをそないが、その突き合わせにおかって国際組合の共通指定 フェースを表している。そのでは一般では、安全合わせの事務は組分が 選在は対象連結地による指定では「各類定職者公会番号」を記載して化てい るが、外為法による指定ではその記載がないため、政府として連用を被一して ほしい。	個人	外務省 財務省 経済産業省 整察庁	国際連合安全保障理事会がテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者の追加を指定した場合、外 務省告示で外為法上の措置の対象を公告していますが、現在のところご指摘のとおり国際連合 の参照審号(Permarent reference number on Sanctions List) の記載はありません。	外国為替及び外国貿 易法	検討を予定	国際連合安全保障理事金が指定するテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者にかかる情報については、これまでも日本語情報を迅速に必当するよう態度改善さ重ねてきております。金融機関等による迅速・確実なリスト更新が可能となるよう関係者庁で対応を検討していべ所存です。
52	令和5年9月22日	令和6年11月13日	規制改革・行政改革ホット テンの機制別・10番・10 「受付付付上税業及び所 管省庁からの回答」ペー ジ改善	規制改革・行政改革ホットライン(規制 110番)の「受け付けた提案及び所管名 庁からの国等・ページは、受け行列 業と国客が年度毎に分割されている よ、PDFとExoRMまでした必要されているいが、これをHTML化した総合ページを表現しての表現であった。 大を行成しては、規断的体表が一定を表現である。 は、規一を表現している。 は、現所の体表のである。 は、現在の体表のである。 は、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な、な	規制改革・行政改革ホットライン(模割り110番)の「受け付けた提案及び所管省 庁からの図答・バージは、受け付けた提案と図路が専度等に分割されている よこ要認されているのかとうかやそれに対する風景の経常がよった場合が過 差に要認されているのかとうかやそれに対する風景の経常があったされのかった。 必要が約12年で、フェール・ファーで観いた。で機能を学 る必要が約12年で、ファール・ファーで観いた。で機能を学 これは非常に損性でコストがかかることに加えて、網督的結束性が落ちているために過去に加するたれを要と同じ変を行ってしまう即能と外の、要とある いこ過去に加するたれを要と同じ変を行ってしまうの能化がありると考えます。 機能的閲覧や検索を可能とするため、上記提案のように対応してくださると幸い です。	個人	内閣官房	内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革 ホットライン(維着リ10番)上投置し、規制改革・行政改革について、広(国民の声を何い、規 制・制度の見直いや行政裁議・選室の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案 を受け付けては実践及所管省庁からの回答」の企表に関しては、情報量が多くなることから年 度区切りの登理としており、形式は関策者のOSに影響がないPDF形式と一般的に多く利用さ れているEncel形式を展開しております。	tel	対応	令和6年6月21日に開議決定された規制改革実施計画を踏まえ、各規制改革関連制度における取組の可視化を図る観点から、内閣府が規制改革関係所省の協力を得て、令和7年度中を目遠に各制度に係の機能を開解と下にで改まするととしています。 規制改革・行政改革ホットラインで受け付けた提案や回答についても、同取組を通じてWEB ページ上で確認できるようにするなど情報発信を強化していて予定です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
53	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	島散被害防止計画を作成した自治体 は、それぞれの自治体のホームページ での公表を義務付ける	各自治体において鳥骸被害防止計画を策定しているが、ホームページで公表 していない例が実受けられる。 自治体の立て大計画は広(周知されるべきものであり、ホームページでの公開 を原制でする。 七九ぞれの自治体への問い合わせの手間が減り、また返降や他異の計画を 比べやすくすることにより、より有効な鳥骸被害防止対策が進むと考えられる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別指置に関する法律」第4条第9項 において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、選落なく、これを公表しなければならない とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められ ていません。	鳥獣による農林水産 業まのための特別指 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の軽点から意義があることから、農林水産 者では、「布育村のホームページを活用した機震防止計画の公教について(参加ち年9月4日付 馬泉対策、電料は課金表前の15元(人おう路側とは 大きないないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、 ・本と、本書の学品を考えないでは、大きないでは、 は、本書の学品を表しています。 は異の公表を検討しています。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。
54	令和5年9月22日	令和5年10月18日	車検証の住所変更	個人の車線証の住所変更に、現在住民 層が必要となっているが、マイナンバー カードを取得していれば、そのデータを 活用し、住民票の提出を不要とする。	華検証の変更を取り扱う運輸支局が、平日の16時までしか受付をしていないに も関わらず、マイナンバーで事更りる内容をわざうど手競技を必要とする住民 悪を扱らなければいけない現在の状況は、コストの無駄でしかない。	個人	国土交通省	自動車の登録手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用する ことでオンラインにで24時間365日申請が可能となっております。OSS申請において、令和4年以 前は住民第二十取得のため、住民第を必要とする場合がごさいましたが、令和6年1月よりマ イナンルケーカーに移動されている一種で上級可能できまれる基本代解を出いることで、住民票を 取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	住民基本台帳法	対応	OSS申請においては、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。
55	令和5年9月22日	令和5年11月15日		度は、会社法人等番号等で省略できない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ーを法務局に提出させるという偽造変塗リスクをなくした制度である。/ 具体的には、登記事項証明書が1歳600円であるのに対し、登記解しませかせた。/ 一見、取民目後は優計であるがよども、第一位登記事項証明書の活体結婚を認かればこんなサービスを利用する必要はない、第二、理証明書の活体結婚を認かればこんなサービスを利用する必要はない、第二、登記所報提供サービスは、金融のように登記事業を受ける。/ 作品を表しません (14年 年 14年 14	商業登記ゲン ロン	法務省	電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事 項証明書の担保に代えて、参記書が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第2条 第1組元度を支配情報の送電回法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならないとされています。	不動産登記令第11条	対応不可	登記事項証明書は資格証明としての機能を有するものであり、それに代わるものとして、照金 番号制度があります。収入日紙の貼付だけでは、申請人が党社法人等の代表者の資格を有す ると証明することが不可能であるため、対応は困難です。
56	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した場合、そ れぞれの自治体のホームページで公表 する	鳥獣被害防止計画を作成したが、自治体のホームページで公表していない場合がある。 必要な計画はよれでも見られるよう、公開すべき。 公野な計画は大れで見られるよう、公開すべき。 (本のの場合は、「本のの場合は、 第4名第28日には、「有取料は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを 公表しなければならないとあります。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項 において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、選那なく、これを公表しなければならない とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められ ていません。	鳥獣による農林水産 集成による農林水産 まのための特別で、 まのための特別では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の軽点から意義があることから、農林水産 者では、「布耳村のホームページを活用した機管防止計画の公教について(参加5年8月4日付 馬泉対策。衛門は環境最初が19年2世に、地方腹側等を達し、他書助は計画の各市司村の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

77.57	所管省庁	回答	H ch T at	10 th a 10 11 11 1 1 th		提案	To the doctor		所管省庁の核	討結果	備者
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
57	令和5年10月20日	令和5年11月15日	等マニュアルを国の行政	経済産業省における国庫補助金等の 事務処理等マニュアル、美泉とも国の 行政機関金でにおいて共産に高期でを が構築マニュアルして話しいです。 https://www.meti.go.jp/information_2/i ublicoffer/jimusyori_manual.html	国庫補助会等の事務処理において、どの程度の証拠書類等を作成し、申請書 想に適けけ侵管・保存するかに国の行政機関状道のものが無く、標準的は書類 何成の機率マニアルがあれば、選正・選は、国庫補助金等の申請ができるよ うになり、何をどうするかに時間を削いていたことが幾分でも実になります。 のに起済産業によいて実施されていることを認え、国ののの行政機関、 特に内閣所・総形谷・国土文道を、理生労組を、ことも悪値ではなやかに、国庫 補助金等事務処理等マニュアルを整備してほしいと思っております。	個人	財務保育を通過を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	【財務金】 は脚か金等の交付申請手続きなどを規定する「補助金等に係る予算の数片の適正 財務金」 には「一般ないでは、」」」」「一般ないでは、「一般ないないでは、「一般ないないでは、「一般ないないでは、「一般ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	補助金等に係る予算 の執行の適正化に関 する法律	現行制度下で対応可能	【内閣府】
58	令和5年10月20日	令和5年11月15日	独立行改法人・国立大学 法人等における財務諸表 等の官報掲載の廃止	臣承認後の財務請表の官報への公告 が義務づけられているが、「広く一般の 人に知らせる」という「公告」の處旨を認 まえれば、法人のWebページへの掲載 でも十分であることから、効果的・効率 的な予算執行という観点からも官報公	・務づける意義が見いだせない。官報掲載費用が一法人当たり100万円と仮定すると、令和5年4月現在で独立行政法人87法人、国立大学法人86大学で単年度	個人	総務省文部科学省	【独立行政法人の財務請表について】 独立行政法人が特別する財務請款(例属明細書等を除く。)については、官報に掲載することと しています。 【国立大学法人の財務議表について】 国立大学法人が作成する財務請表(例属明細書等を除く。)については、独立行政法人通則法 の規定の準用により、官報に掲載することとしています。	【独立行政法人の財 務請教について】 報立行政法人通則法 報第38条部項 国立大学法人の財 務請教について】 国立大学法人法第38 条	【独立行政務定 法法人の財務で 対応不可 【国法裁製ご 対応不可	【独立行政法人の財務議集について】 質報は、一般に、「国の法令や公示事項を掲載し国民に関知させるための国の公報として重要 な役割を表してきている」(官報度子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検 対会議場)とのであり、「官報に備わっている問知可能性や信頼性等に鑑み、法規える性質を有 しない事項については、「各省行の公告」(最初の公告)「特殊法人等の公告」 「地方公共開放の会告」(会社の他の公告)(「智知の協議について、「銀和4年年表次官等会 議事会は、令和3年8月27日変更))が列等されており、一般に、公的機関等における公告は、 管報概念という表が想定されては、「第4前年の公告」(第40元年代、公司公司、公司公司、公司公司、 「第4成元年代、日本の公司、「第40元年代、日本の公司、「第4元年代、日本の公司、「第4元年代、 日本の公司、日本の公司、日本の公司、日本の公司、日本の公司、日本の公司、 「第4元年代、日本の公司、日本の公司、日本の公司、日本の公司、日本の公司、 管報の国の公報としての役割、周知可能性・信頼性等を理由として、管報掲載を手支としていま であ、独立行政法人の財務指義に関いず、周知方法という になる、独立行政法人の財務指数に関いず、周知方法という に、第4元年代、日本の企司、日本の公司、日本の公司、日本の企司、「日本の企同、「日
59	令和5年10月20日	令和5年11月15日	育児時間の取得可能な時 期について	現在、育児時間は小学校就学の始期に 連するまでの子を養育しようとする職員 が育児原情間勤務を行うことができる とされているが、小学校本業までに至ま することが理想である。	「小」の壁」は二谷知ですか? 私は今、歳か間で一般機として職、倍です。 現在有別を開発して、仕事、保育間の送過、家事、育児を毎日こなしていま す。 しかし、先のことを考えると不安はかりです。その1番の理由は子が小学校卒業 するに対した。 大概さら、在世界、進齢時間に当時間以上かかる私は18時15分に選手しても家に 者(のはな時期、そこから数で、値の支援を始めるとなると、21時前になります。 者(のはな時期、そこから数で、値の支援を始めるとなると、21時前になります。 者(のはな時期、そこから数で、値の支援を始めるとなると、21時前になります。 者(のはな時期、そこから数で、値の支援を対めるとなると、21時前になります。 者(のはため時期、などから大変を動きないがないが、21年11日によります。という対策は金銭約0 私は、熱合的に考えて、小学校を入学を機に、仕事は終めることを考えております。 どうか、子供が小学校を入学したあとも女性が仕事を続けられる制度の見直し をお願い致します。	個人	人事院	常勤の一級機固家公務員の胃児時間は、小学校就学前の子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲ので勤務しないことができる制度です。 この制度は、予切乳房である時間は、仕事に胃児の面立が難しい時期であることを考慮し、一定の年齢に速じていないドを養育する職員が請求した場合において、一日の勤務時間の一般を勤誘しないことを認め、仕事と可及の国立、弱性を参加さりる能力に受けられています。。 小学和政学の始結に進するまでの子を養育する職者を制度の対象としているのは、民間に適かった。 小学和政学の始結に進するまでの子を養育する機能を制度の対象としているのは、民間に適かった。 小学和政学の場所に進するまでの子を養育する時間を制度の対象としているのは、民間に参加したい子を対象がある。	国家公務員の育児体 素等に関する法律(平 成の年法律第109号)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
60	令和5年10月20日	令和5年12月13日		ができない却下事由が生じて甲請情報	日も保管することはな、管理上の問題が生じるはずはない、一個装で再申録 の連絡を受けた経済発出場合が、2付き整を申抜ん窓口に提出するという おけ書数を窓口に持っていりば同じである。一角に再申請が遅れて何日も保管 することになったしても、申抜いを設所での設計を創じ業更すればない。 語の運付着発と同時に保管することになる。これで問題が生じるた。退付手 終全体に管理しの問題が生じたい。このように表者の回答は維みら けれた。そうした協議さ其他にの対象として、取下書者信前に申申請を選信し 即申請とと記して優されているが必要を表。別本見起き回向に同時に付け替 即申請とと記して書きないとなった。	商業登記ゲンロン	法務省	豊和官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及び返付 書の選付するものとされています。電子申請における認付情報の提供力法に関する特例によ 引用を記しませました。表で書いましたものでものです。 対しては、まで書いましたものでものです。 付の日から2日以内に返付書類を提出する必要があります。	不動產登記令時間, 不動產登記年 不動產發之來。不動產發之 所則 所則	その他	取下げがされた登記申請に係る返付書類を登記所において別の申請情報に付け替えるとなる と、源付情報の選切な取扱いの販点から、運用を確立する必要があることから、この最も請求 え、順重に検討すべきものと考えます。

	所管省庁	回炫				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
61	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国家公務員宿舎に光回線 を導入する。	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員のブラックな職場環境がニュースでよく報道されていますが、ほとんどの国家公務員配着に大田舗が導入されていないとネットで知って驚いていまなに、日かたらが 号型・いるはなのに、自分たらが 号型・いる場合のネット環境をデアナログなまま放置していて、しかも入屋している国家公務員の方が大田園はエキを申請しても信を管理している財務などの 役所が認めてくれないと書かれていました。大田線工事をして大田線を宿舎に入にとは、完全の価値を高めることを自主的にやってべれるランキーなもなのになぜ認めないのでしょうか。 こんな環境選択では、優秀な老い人が民間に流れるのは、当然だと思います。今では、当たり前の大田線で高い、小田線では、後天なまい人が民間に流れるのは、当然だと思います。またり前の大田線でらい財務会員は連やかに導入してやってください。あまりにも酷いと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎法集16条第2項において、「被貨与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若し は一部を第三者に覚し付け、若しくは居住の用以外の用に険し、又は当該宿舎につきその維持 管理機関の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。」と規定されてい ます。	国家公務員宿舎法第 16条第2項	現行制度下で対応可能	国家公務員宿舎における模様替等の工事については、国家公務員宿舎法第16条第42項において、維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替等その他の工事を行うことを禁止しています。これは、国家公務員宿舎の適切な維持管理の観点から、凡居者が大291店舎の原収を変することを対しまった。大力で、大力・ブルを利用してインターネットサービスの提供を対し、自己配金の維持者に支障を支援する。大力で、大力・ブルを利用してインターネットサービスの提供を対し、自己配金の維持者に支障を及ぼするではないよう。自然を参与の申請係のもは多数を行って、もとよって、また、令和元年の財政制度書議会を申を請定え、合同宿舎の老朽化への対応として内装等の改修と合わせインターネットの利用に対応できる設備改修を必要に応じて実施しています。
62	令和5年10月20日	令和5年12月13日	続情報一覧図の作成見本 をインデントを利用したテ キストで統一する	図の様式は、本人を中心とした関係者 を絵で図声する方法を原則としている。 /歴史の鬼い法定相続情報一覧図 は機関係説明図は家系図の亜張である。 / 既存の制度を意聞に制度を計画、制度と計 / としるか、/ ところで、どちらの制 / 度、関係者を様でつながずに記載事 / 項のみを列撃する作成は認めれている。 / これは、様にもが「記載事 / ない・サイン・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース	ーに一般人もパソコンで申請書を作成する時代にあっては特別なアプリケーションやその操作技術に依存しない方式が制度設計として必要ではないか? 注意相談情報 - 夏図の様本をエウセルファイルで公開している法務名にしても マイのパターンを制蔵できず、変色がでない相談関係では中出人にファイル を改変させている。 / エラセルを使い慣れていない書言とってセルを切り貼りしてのを書きませている。 / エラセルを使い慣れていない書言とってセルを切り貼りしての名をしない。 / エラレルを使い慣れていない書言とってセルを切り貼りしませる。 まかりまるうき インタース まかりまるうき インタース まかりまるうき インタース まかりまるうき インタース まかりまるうき インタース 大人で同じまする には、カース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	商業登記ゲン ロン	法務省	相続関係説明図については、以下URLのリンク先ページ中、「19)所有権移転登記申請書(相 勢: 途定相談) において、不助産登記の申請書様式を紹介する中で一大郎データ、ワードデー タ及びPOFデータで記載財を掲載しています。 また、法で報告機能を一覧。 ADM Man (2015) bitml また、法で報告機能を一覧。 ADM Man (2015) bitml また、法で報告機能を一覧。 ADM (2015) bitml thttps://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7 000015 html	なし	対応不可	辦理業のようなテキストファイルによる列挙方式を一般的な相級関係説明図のひな彩とした場合、被相線人を起点とした相談人との関係性の世襲を一見して行うことが困難であると考えられることから、登記所における審査事態に時間を要することとなるため、現状においては対応困難です。また。法と時候権争一覧図においては、孝子・孝子の別とらを相談を持事しまいてのかずも、またのより分開係もあることとがら、該部線人を包含した相談・人の関係を確で結んだ図が方式の18元、対等方式での18元ののないがも機関・「いることです」なら、「戦闘の保管及び第二の交付の申出は、全ての戸除籍が第一代とれインライン提供可能とはなっていないことから、新媒体で申出に添付する必要があるため、申出は窓口又は郵送による必要があります。
63	令和5年10月20日	令和5年11月15日	e-Gov法令検索における 改正履歴機能の実装	溶け込みだけでなく 現在は未施行の改正について施行日 別に閲覧することが可能であるが、施 行以降は溶け込んだ条文データしか参 販できない。これを、施行後も施行前と 同様に過去の各施行日ごとに版を分け	現在、日本法令案引では過去の法令の改正日は知ることができるが、具体的に どのような改正が行われたのかについては言報を参照することが必要な上、改 か文方式にあび正そ行っている法令がどのように改められたのかを当該改め 文から知ることは極めて困難である。 他力、規制に関する企業等においては法令がいつ改正されたのかを知ることは 規制がいつから有効となり、自己の行為が規制の対象となるのが否かを知ることに で第二に要するのことを確まると、混合の改正概を必能ことを参加です。 で第二に要するのことを確まると、混合の改正概を必能ことを参加です。 は下、法律については、いつの本正により集文に実更が加わったかを募易 に知ることができるようにすれば、国会議事等の関係で情報公開請求等を適し た当該法の改正経緯の研究深化に質することも期待できる。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・病省令・規則の法令データを提供しており、改正等法令が公布されるたびに溶け込んだ条文を更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回 御提案いただいた内容については今後の改修における対応を検討しているところです。
64	令和5年10月20日	令和5年12月13日	更決定等の通知書につ き、理由記載欄を増やす。	いては、従来より、様式がほぼ全国標準で定められている一方、十分な理由 付記を記載するスペースがなく、行政引 続法14条1項の点からは、問題が指摘 されておりました。 そのため、現在、厚生労働省で検討さ れている標準仕様書において、理由付	・生活保護第25条2項に基づく変更決定処分は、法定受託事務であり、地方自体が独自に、理由付起のための株式を決定することには誤解が多いようです。 そ初5年3月 雑生仕権書に、1別銀行 — 格展1・イアウト3周 反付式がウェブサイトにアップロードされておりますが、根拠となる基準に変え、ある程度のフベースを確保して頂ければた思います。 化製造なることのこ 記載できる程度のスペースを確保して頂ければた思います。 地域となる基準に要素持まで取り、不利益の基本を表しまします。 連申付記が小で要認されていないため、 護者下・ゲンヒ、定処分の再選を、再処分はから、方、本社事務所をの関係からます。 一方、様原の受験から、まさ、処分の再選を、再処分はかって時間、人員を取られることになり、費用効率の面からマイナスと思われます。 一方、様原の要性、大規模なフィステム変ではなく。また、他の関係を省庁と同じかの問題を変するものでもないため、大掛かりなコストを要求するものではこざいません。 ・以上により、ご検討をお願いする次第です。	僵人	厚生労働省	生活保護法(研和25年5月4日 法律第144号)における保護の変更の申請があった際は、同法 第24条公理、4項及び9項に基づき、保護の帰籍、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面 をもって、これを適知する必要があります。上述の書面には、決定の理由を付さなければなりま せん。 また、同法第55条2項に基づき、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活体態を開発し、保 援の変更を必要とするに認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、 これを徴援権が直逃する必要があります。 なお、当該通知電器については、生活保護法院行機則率則(平成12年3月31日 社援第871号 なお、当該通知電器については、生活保護法院行機則率則(平成12年3月31日 社援第871号 でおいては、生活保護法に行機制を削く平成12年3月31日 社援第871号 大き、経済を持ち、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	生活保護法第24条第 34集 24年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25	検討を予定	現行の標準仕株書1.版に定められている保護決定通知書について、理由記載機の容量が制 限されており、保護の決定について理由の記載も制限されている状況です。 そのため、今年度改版予定の標準仕終書20版にて、理由記載機の標を広げ、これまで以上に 決定理由を詳細に記載出来るよう、対応を検討しております。

所管省庁 日本									所管省庁の検	討結果	
番号	要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提条埋田	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
65	令和5年10月20日	令和5年12月13日	変更する場合の委任状の 記載を「住民票の通り」で も可とすること	載するらしい。 (この放映) の根拠は、 不明であるが、不動産登記とりも商業 登記のほうが厳格である気がする。) 法務省は「夢任隣回には、行選権の 動が分かるように要任内容の記載をする の必要があります。 (IRAT情報などの 新行されていれば、夢任中国は明らかで はないか? / RAT情報の事故が はないか? / RAT情報に表しました。 「海付機能に、無情報に記述されて 内容が裏正なものであることを証明。 ためたり返析を参加でいるととと記述する ためたり返析を参加でいるととと記述する	一は同一人が同一日付で複数作成できるにもかかからず、要任状の記載は登起原因証明情報の仲成日付だけで特定可能とされている。人ごれに対して住民展の場合は前住所と氏名との一般をもって要取取りませんでしている。最近では対して住民展の場合は前住所と氏名との一般をもって要取取りませんでしている。多年状に住民展の適り」と記載すればを記憶の証明情報の参照記述の正確性に表しまるものではない、少にし需要を受けては特別変更を認しまめ付情報が不要の急に対しては対している。また。 マン・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	商業登記ゲンロン	法務省	登記の申請を司法書士等の代理人がするときは、その代理人が本人を代理して申請する権限のあることを证する情報(委任情報)を申請情報を供せて提供しなければならないこととされています。また、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載をする必要があります。	不動產登記中第7条 第12類2時,商業登 記法第18条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載 をする必要があります。 制理業の件については、委任情報の内容から、申請の目的である不動産所を事項を確認する ことができない等、代理権の範囲が明らかにならないことから、対応は困難です。
66	令和5年10月20日	令和5年12月13日		務局に原本遺付の説明について改善 するようあっせんし、他は完務局は「不 助産登記申請書提出前のチェックリス トラで作成し、公教したとか、一登記手続 を間違いな(達めようどすればそれに必 策情するのが先決だろうと思うのだ が、それにもかかわらず、その膨との思うのだ なのごく無を採用チェックリストロイ	一問題解決的ではない。/そして、さらに不合理であるのがリストの公開方法である。/ なんで全国のもある法務局単位でそれぞれ公開するんですか?/ 国の機関として全国で接一的な事務としているのであれば原本連合けるどいう場合を表本的な手続き。一では「大はないます。/ インストの公開は「一ないます」というでは、「インストの公開は「一ないます」というでは、「人の大きない」とは、「大きないます」というでは、「人の大きない」とは、「大きない」とは、「人の大きない」とは、「人の大きない」となっている。というない。/ 佐賀・七年 (日本の大きない) となっている。 「人の大きない」となっている。 「人の大きない」となっている。 「人の大きない」となっている。 「人の大きない」となっている。 「人の大きない」となっている。 「人の大きない」となっている。「人の大きない」となっている。「人の大きない」というない。「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」というない。「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」」(人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない)「人の大きない)「人の大きない)「人の大きない」(人の大きない)「人の大きない、「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない」「人の大きない、「しんり、「しんり、「しんり、「しんり、「しんり、「しんり、「しんり、「しんり	商業登記ゲンロン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	各法務局が個別にホームページ上で公表している文書を法務省が一元的に管理することは業務負担の概点から困難ですが、各法務局ホームページにおいて、常に最新かつ正確な情報が公式を表表を実現したに必要がより入れたことでは、法務省において、統一的な様式のものを作成、公表し、各法務局にも周知しています。
67	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不助産登記法と商業登記 法との間で省令・通達に 実際の水多点製について 適用を明確にすること	原されたものである場合はその補正は 資格者本人のか可能である情報度 し、補助者による補正を推止する。/では の規定の機能でしいて、解放器で に関いては、解放等を できるのは、その音画の作成体型を を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対した。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一規定した(民事月報Vol19Nos)としており、不動産専削での或る規定が需要 豊起専削で不存在である場合は、不動産量配とは異なる需素登却のスタンスと して窓間的に繋がされていると解釈できる。/ そもそも資産者と人は構動者とか を可能を登出がは変更としいであるは代で乗車検えかの一ルとして、予算を を可能を出まいままままままままままままままままままままままままままままままままままま	商業登記ゲン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	不動産登記と商業登記は異なる制度であることから、御提案に対応することは困難です。
68	令和5年10月20日	令和6年3月15日	放議後児童健全育成本業 の個本経動企事済をの取 設・等を経動企業を拡大 でほしい。 でほしい。	見直し、毎年なんだかの指摘事項が会	放蹼後児童健全育点事業と交付金交付要綱(国籍補助金等の関係性について、補助金適正化法も游走方にお的整理して頂きたいです。 か補助金適工化法も游走方にお的整理して頂きたいです。 か補助金等交付表類(通期) https://www8.cas.go,jp/ehoushi/ehinseido/law/kodomo3houan/pdf/G50209/koufur-kaisei_zenbun.pdf (通期) 第1条 子ども・子育て支援交付金でしていては、子算の範囲内において交付するしたし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(倒和30年法律第19年) 及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(倒和30年法律第19年) 及び補助金等に係る予算の執行の直正化に関する法律(例和30年法律第19年) 不可定のをところによる。 アビも・子育て支援施整盤交付金交付表側 https://www8.cas.go,jp/ehoushi/ehinseido/law/kodomo3houan/pdf/G40401/ehibaisei_zenbun_game_utclimity。文付するものとし、植物金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年法律第19号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年法律第19号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年法律第19号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年法律第19号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年法律第19号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律能行令(例和30年次年表述)。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(明和30年 法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(明和30年数を 第25号)において補助金等よう総付金に指定されており、子ども・子育て支援交付金交付要 期に基づき、放置後児童健舎育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされていま また。放護後児童少ラブ運営指針(平成27年屋児発0331第34号)において、放護使児童少ラブ の運営にあたり、定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明 記しております。	補助金等に係る予算 の執行の確正化同本 が表現に同志 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	現行制度下で対応可能	放議後児童健全育成事業については、国が示す子ども・子育で支援交付金交付要綱等に基づき、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態により適切に実施しいただいているものと景知しており、改めて当庁から本事業の取扱いについて示す必要性はなしものと考えております。 放議後児童クラブの運営に当たっては、事業所が所在する市町村とよく御相談のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
69	令和5年11月17日	令和6年3月15日	治体への調査のオンライ	められ、調査のオンライン化が推進され	体然として国・都遠病県が行う講楽の内容重複は続いており、また、他の調査との整合性を求められています。 他の調査との整合性を接取られています。 他の調査との整合性を被認するのは基礎自治体にとっても確認する国・都道病 県にとっても手間ですし、調査をオンライン化・データーペース化することによっ てその手間は客別に綱方できるした者でよります。 また、メールでの調査依頼は、国が行う調査の場合、多くはそれぞれの都連府 県が選取文を作成の上、各・市区を刊にメールを極速するがよりで通信されてきま 第二、場合にしないて超の整理を制にデークを振り分けて個別にメール遺信を の上、現こ都道原県が市区町村都にデータを振り分けて個別にメール遺信を ウエ、更に都道原県が市区町村都にデータを振り分けて個別にメール遺信を プロンは、スールで調査を維持することによりかなりの手間が生じていると思います。 このように、メールで調査を維持することによりかなりの手間が生じていると思います。 メールでの調査を検討するの定、また他想査との整合性を求められる度に、これ により全国で生じている手間と人手を思い割割する日々です。 カとせれくらいで選査のオンライン化が売了するのか分かれば、少しは希望を 持つて調査に向き合ことができます。是非進捗状況について教えてください。 よろしくお願いいたします。	個人	内閣官房	対象者の負担軽減等を図る観点から、調査等の性質に応じ、web上で回答を記入する形の情報 システム等の活用によるオンライン化を推進しているところです。	各府省等が行う調査の 等を改善するための情 所が立性的な を発達しました(で開本 を発達しました) を発達しました。 では を は に を は に は に は は は は は は は は は は は	対応	制度の現状欄に記載した仕組みでは、回答方法のオンライン化を含め、各府省等における間 養等の負益軽減方策の実施状況を内閣官所行政収率指進本部事務局で把握することとしていま を取る年8月30日現在で把握している当該実施状況において、市区町村を掲書等の対象失と して含む500年初選挙等について、国議事業の性質かの単独等から回答力法のオンライン化を実施している(一部業権を含む)、シ目のあった123年のの選挙を除き、回答方法のオンライン化を実施している(一部業権を含む)、シ目のあった123年のの選挙を除き、回答方法のオンライン化を実施している(一部業権を含む)、シ目のあった123年の第28年の前に対した30年では、2011年の第24年の前の第24年の第24年の第24年の第24年の第24年の第24年の第24年の第24年
70	令和5年11月17日	令和6年3月15日	前提として支店登記の要 否を明らかにし、保証会社	て決まるのは行政手続として行政手続 の透明性に欠け、行政としての責任を 曖昧にするから、法務省がその基準を 公開すべきであるとしたものである。/ これに対して法務省は、「担当権等の立 定登記では、通達により、金融機関の 提類によっては取扱支店の支店名を申 請書及び登記簿に表示することができ るとなて、には取扱支店の支店名を申 請書及び登記簿に表示することができ	によっている。 にい。 にいる。 にい	商業登記ゲンロン	法務省	抵当権等の設定登記では、通達により、金融機関の種類によっては取扱支店の支店名を申請 書及び登記簿に表示することができるとされています。	明治35年7月8日民刊 第634号民刑局表回 管 昭和36年3月7日民 甲1134号通逻	対応不可	金融機関の取扱店名の登記簿への記載は、全国各地に多数存在する支店において貸付業務を取り扱っている金融機関の事務処理の実情に鑑み、金融機関に戻って認められたものです。 そのため、取扱店名の登記簿への記載を金融機関以外の会社に拡大することは相当ではなく、御提案への対応は困難です。
71	令和5年11月17日	令和5年12月13日	車で通勤をする公務員に 対する通勤年当の支給方 法の変更について	車で通動する公務員に対し支給される 通動手当の額の計算方法を、通動距離 ※ 基準ガンリン価格に改める。	現在、車で通動をする公務員に対する通動手当については、通動する距離の区 分により実給されているところです。 この額は、当面の問題を主ないにませんが、近年のガソリン代の高額に対応できず、明らかに職員に対する専用の構造が行われていないものと思われます。 ついては、民間の走場等が参考が、毎月の基準が10分組を含め、それに 各職員の返勤証据を乗じて通動手当を支給する方法を導入するとにより、近 10分2個指の設施がかわらず、通の報便手変でをを組みを導入してはい なお、国が先駆けとなることにより、対応の遅れた中小企業についても、同様の 更重しが行われ、適正な企業負担の実現や従業員の負担軽減が行われるもの と思われます。	個人	人事院	国家公務員の通勤手当制度において、自動車等使用者に対する通勤手当については、1箇月 を支給者位期間とし、自動車等の使用距離の区分に通らキロメートル来溝~60キロメートル以 上の13段階)に応じて、月報2,000円から31,000円までの範部内で支給されます。	一般職の職員の給与 に関する法律(明和25 年法律第5号)第12 条第2項第2号	その他	自動車等を使用する国家公務員の通勤手当については、民間企業における通勤手当の支給状 及を踏まえて、距離段階別定額制により実施することしておりますので、民間企業の実態を反 核している構造なっております。 自動車等の使用距離のながにないた通勤手当の間については、これまで民間企業の同種手当 の支給状況との対策と関係した基本として成立を行ってきております。 ガソルン場所の動向は、民間企業におりな通知手のの間に反映されているものと考えており、こ フレス考え方の下で、ガソルン場所の動向も連携しております。
72	令和5年11月17日	令和6年2月16日	出書には提出先を具体的	個がある。ノこれは無料の一見配どへ 年用紙作わりに請求されることを防止するためらしい。ノしかし、金融機関が破 能しても1000万円までは保護される日 本では多数の金融機関に分散させたほうが安全で合理的であるため、20枚20	ので、地域の地域は、4番がしているが生ませませます。 ・	商業登記ゲンロン	法務省	法定相続情報証明制度は、被相続人の相続人又は当該相続人の地位を相談により承観した者が、法定相続情報を記載した書面の保管及び法定相談情報・質図の写し(以下「一覧図の写しという、)の文付の申出をすることができる制度です。 最近官は、一覧図の写しを文付するに当たっては、申担に係る登記所に保管された一覧図の写してするに当たっては、申担に係る登記所に保管された一覧図の写してする当面が認証文を付し、作成の年月日及び額氏名を記載し、職印を押印した上、専用紙である地談紙に印刷してこれを文付しています。	不動產登記規則(平 成17年法務省令第18 号)第247条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、一覧図の写しの交付に当たっては、地紋紙を使用することによって偽造の防止を図っています。 朝度某にあるように、これをインターネット経由で送信するなど電子的に交付することとした場合、電子名を行ちすることによる偽造防止措施を振ずることが考えられますが、そのためには、一度図の写りの提出たとなる特を機関においても、行うされた電子名の検証等が需要にできる体験 環境をあらかため各人の必要があります。 したがって、電子即等の後様でからから発展機関の体制・環境の整備状況とともに、一覧図の写とを戸原場機等に代えて利用する各種機関の解析等表表、慎重に検討する必要があります。

	所管省庁	同答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
73	令和5年11月17日	令和5年12月13日	特許出顧技術動向調査報告書のインターネット公開 について	特許庁で毎年行われている特許出願 物動向調査の報告書(詳細版)をイン ターネットで以際し、全国とこからで 選ても登場)にアウセスできるようにする ことを提案する。	特許庁で毎年行われている特許出版技術動向調査の報告書は、その内容を数ページにまとめた「概要度」は特許庁のホームページ上で公開されているが、数日ページにかる計算なが全体域は、特特庁の第金管・国立協会監督等に出向かなければ閲覧できない、閲覧対象は開子(紙)又は電子ファイル・電子デックコレーは人子できず、続き有料でロビーするしかなど、し、 ・ 報告書作成に関わった一部の書書等は無子や電子ファイルを無料でもらえるようであるが、をの他一般の国民はそのような思想は受けられない。 電子アータがあるものを、かざわざ出向かなければ閲覧できず、その電子データと人子でさないがど、前時代的時で進れの取り扱いは単急に改め、電子データにどでも閲覧できるようにするべきと考える。 電子を一名で表した。	個人	経済産業省	特許等の出願動向等の課金・分析を行い報告書を取り継めることで、特許庁における審査・審 特別環に発立の資料を作成することを目的としております。 なお、報告書は12での資料と一位活用されるように取りまとめております。 ・企業や大学、公的研究機関における研究開発報節の策定、効果的な知的財産報略の策定等 に役立つ資料。 ・行政機関の産業政策・科学技術政策策定の際の基礎資料。	なし	対応不可	本事業は、特許等の出題動向等の調査・分析を行い、報告書を取り締めることで、特許庁における審査・審判処理に役立つ資料を作成することを目的としており、基本的には、特許庁における審査・審判処理に役立つ資料を作成することを目的としており、基本的には、特許庁内部での調査機能及の活用を想定しています。内部専用を想定した当報告書の中には、有料の市場調度とルイート等から、特許庁中に特に重なの場合で、ご提案いただいた特許中がで報告書本稿を公開する分別では不可能です。 三島と計能の関係で、ご提案いただいた特許中がで報告書本稿を公開する分別では不可能です。 このよるな制限にあるものの、調査機能は、外等では他に実用できると考えられるため、有識者の助言を得て、まとめ方を工夫し、可能な範囲で特許庁外へ報告書を必要しています。 特許庁中に民職できる中ので、今年度は、有識者の助言を得て挑戯の容を大変化すると され、病税設備を必明する等の必要を使のこいでは、変約より、より広へ国民が報告書本稿を 前覧できるようでするため、報告書本編については、変約より、より広へ国民が報告書本稿を 前覧できるようでするため、報告書本編については、変約より、より広へ国民が報告書本稿を 前覧できるようでするため、報告書本編については、変約より、より広へ国民が報告書本稿を 前覧できるようでするため、報告書を編してきております。 全国の間にもなどを設まえ、より、無を書本集にのべ機は内容を存在者するとともに、特許庁 中に掲載する内容の充実化に取り組んで参ります。ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。
74	令和5年11月17日	令和6年1月19日	公務員等の個人番号の二 重届出について	公務員が、事業主たる所属行政機関と加入する共済組合それそれに個人を を提出する工産用出は参与工産用はは多可なことから、健康保険法に同様に事業 たる行政機関への提出のみにするよう 関係法令の改正	」公務員が加入する共済組合は組合員が共済組合に個人会方を抽出でることに した。それは、毛体が手体にていてしまこと	個人	財務省級務省	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員となった者は、個人番号を記載した資格取得副を組合等に提出することだされています。 非た、前に組合員となった者に被決集者の要件を担える者がある場合又は組合員について新 たに被決集者の選手を備える者が出た場合には、その組合員は、当該被扶棄者の個人番号 を記載した被決集者申告書を組合へ提出することだれています。	2. 第87条の2の2.	対応不可	健康保険制度においては、事業主が各届出を医療保険者へ提出することとされておりますが、 国(地方)共苏報合制度においては、報合員本人が各届出た共済報合等へ提出することされ ており、健康保険制度(四様の予事)集(でうには、財産予務(数十分の変形)なことから、対 がは西議を理由中にある「事業主たる所属機関に対して個人基号登録展を担出することについ では、国際における事務を報告に申する目ので担当するものと推察いたしますが、共済報合 に提出する個人番号とは利用目的が異なるものとなります。
75	令和5年11月17日	令和5年12月13日	商業登記の支店区に支店 名を記録し、支配人区の 電景所側に方名を登載する ことでコストを削減す る	の代表権を有する使用人である。大変 配入の豊恕ではどこにある電源所不権 配入の豊恕ではどこにある電源所不権 配名するかが豊恕を構成され、本に ないままに対している。 ないまする。 ないまする。 を取りままが、 ないまする。 ではないまなないまなないまななななななななななななななななななななななななななな	一制減し、可能な限り税負担を経ずべきである。/他方、審査を担当する登記 「所の業務としても、本店又は支店所在地と支配人営業所とが一致しなければならないという制度は、当然に支配人の営業所として登記されている所在は本店 又は支店所在地であるという制度が必要してあ。 インラすると、本店又は支店 が移転した場合の支配人の営業所、又は支配人が選任された場合の本店又は は、支店のの鑑え支配人の営業所、又は支配人が選任された場合の本店又は は、支店のの鑑え支配人が10人して合金さて本店・支店が終むと乗ぎるか。人たとス は、支店のの鑑え支配人が10人して合金さて本店・支店が終むや支配人選生会を は、支店のの鑑え支配人の営業所、又は支配人が登録しないといる業所が多さ 区域は支店として登記されているからを総別しなければならず、ただ登記された場合の工場である。 全社法制定時の制度設計 衛生後人でいるしの個の支店から支配人の営業所は「全登記された場合の場合を持たして会社されているからを総別しなければならない。人が表別になるの選業所は本店となるが、少まりたりな人の工場の工場を利に入るこれでして会社の実施制に は、文品をを表示が可能は、支配への営業所制になるとを表示が可能は、支配との登集所制になるとなると表示が可能は、大会に「支配人の登集所制」は大品を全表が可能は、大会に「大会な」とない、全ないでは、大会な会社の業所制になると表示が可能は、大会な会社の業所制にないるとないでは、大会な会社の業所制にないるとないでは、大会な会社の業所制にないるとないでは、大会な会社の業所制にないるこれであります。	商業登記ゲン ロン	法務省	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及び同法第913条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第6等に規定された区に登記された順序に使って記録されます。	会社法第911条第3 項,第918条 解集登記法第44条 簡素登記期期第1条、 列表第5等	対応不可	御提案の内容について対応した場合、支配人を置いた意業所の所在場所及び支店の所在場所を知ることができなくなり、公示上の観点において不適当であると考えられることから、対応は 協難です。
76	令和5年11月17日	令和6年3月15日	登記売了証をコピー用紙に変更することで、コスト 削減よオップノン促進とを 両立させる	完了したことを申請人に適切するもの おり、申請に基づく登記がそのとおり元 でしたかどうかを申請人が認識するため の通知として帰職している」(日収録) 改革59回答うしない。この登記完了 はどればずのかりからあるかった。とな はどればずのかりからあるかった。とな はずります。となった。とない はずります。とないます。 ではない。となった。とないます。 ではない。とないます。 ではないますない。とないます。 ではないますない。とないます。 ではないますない。とないます。 ではないますない。とないます。 では、はである。一登記した事実に を変強しても登記の事実は変わる。 では、人でなり、からないます。 と変強しても登記の事実は変わる。 に、人でなり、加工を発います。 とないます。 に、これます。 を変強しても登記の事実は変わる。 に、一般では、これます。 を変強しても登記の事実は変わる。	ー申請人としても延明書を取得すれば、完了証さもらっても意味がない。/ 法務	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、参配の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した音を通知しなければならないとされています。	不動産登紀規則第 181条	対応不可	登記完了話に地紋線を用いることで、登記完了話の偽造等を防止することができます。 また、これによって、資格者代理」が依頼者に対し、間違いなく登記が完了したことを説明でき るため、資格者限力などに一定の一工があると考えられます。 したがって、御班楽への対応は函賛です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	横考対応の概要
77	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務省HPの不動産登記 申請書記載例にある「委 記録所情報の訓練の 位置が与かしくないです かっ	「申請人があらかじめ登査課別情報の 通知を希望した・18の申出をした場合」は登記観別情報が通知されない、注封 日本ただに割り、すなわち、急窓観別情報が通知は申請人ことになるま 日の申出が下きことは「本意」とい がって、その申出は申請人ことになるま が公開する記載例では、ノところが、人ととこのない が公開する記載例では、ノところが、公開する記載のでは の申出のチェックボックスか申請人観の いた項目として展示されている。 は表、まな客の記録例では推り、 は無、法路客の記録例では推り、 大工日本になっている。 大工日本になっている。 「中国・大工日本になっている。」 フスは申載人順ではなく、各代情報解 様間ではなく、各代情報解	性、整色中籍における申請人の発見、申請人の便宜に資するかとうか等の報 品から、復重ご表える必要があり、対抗は困酸です。1寸さる、ノルル、急犯議 別情報の実態については、今後の急起申請下定や返貨等のリスクを、銀々の 型配名義人とにも申請して記させるである。少月商権利者であるからと 「整定申請における申請人の負担、申募人の度型に責するかどか等の報金」 にというよいに対象が成ではなく、ドア・信警すると、権格大夫いかなないぞとと	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記の申請書の記載例は法務局HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minj79.html)に掲載されています。	不動産登記法第21条	検討を予定	御意見も踏まえ、記載例に注意書きを記載することを検討いたします。
78	令和5年11月17日	令和6年11月13日	縦割り110番の成果の見 える化。	解剖り110番の提案に対して、「対応」と 回答した提案の成果をホームページを はじめようる情々な媒体でアビールし て、厳部り110番の成果を見える化す る。	機割り10番が始まってから随分年月が経ちましたが、提案に対して「対応と回答した案件の成果化が5名で国民は分かりません。例えば、今和2年の行政改革の母業番号240で「貨幣等の及府刊行物の印刷は新貨業の機能であるので止めて、デッシーがありません。例えば、今和2年の行政改革の日業・第22年では、1940年であり、	個人	内關官房內關府	内間府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革 ホットライン(観報)110番)」と設置し、規制改革・行政改革について、広(国民の夢を何い、現 制度の勇足・中行政機能・運営の変計・組が付からため、個人、企業・関本等からの建築 を受け付けています。 寄せられた規能改革・行政改革に関する提案については、所管省庁において確認及び検討を 行い、公表時点における検討結果をホームベージで公表しています。	なし	対応	規制改革・行政改革ホットライン(援新り110番)に寄せられた提案も含めた規制改革・行政改革に係る成果については、規制改革推進会議等の資料を公表するなど、引き続き内閣府等のホームページを進じて額長の監督に分かりやすく伝わるよう努めてまいります。
79	令和5年11月17日	令和6年2月16日	の記録例を再検討し、本提案とともにパブコメに付	る場合の記録例に父と母の関係を記録 するのは熱例の映出で非确は出すが風 明されてしまおかめ、ブライパシー保証 の見地から記録である。 としたものである。一な様実では父と 他との関係がして《毎の氏名をも公 開する必要はないと指摘したにもかか わらず、法券者は、父と母との関係の みを削削するとしら中途半切な方式を とが開始するとしら中途半切な方式を から開始するとした中途半切な方式を から 一般である。 として、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一されていない。/ すなわち、母の氏が公開されている時点で非嫡出子であることを公開しないという返立の目的が無視されているだけでなく、母の氏名が公開されることで、毎期によっては水産した事実が永久にない時たれるというブライバシーで最初機いている。/ そもそも思見にはまませままま (現実 がいないたいか) 温息分類 (はっている) / そもそも思見にはまませまま (現実 がいないたいか) 温息分類 (はっている) / ともそも思見にはままで、現実 (現実 (現実) のいないたいか) 温息分類 (はっている) / ともそも思りにはまた。/ で田城の全人が年後のに得るのはないにはまた。/ 仮じ (田城の日泉と) から、選をから、海域の大学 (日本の日泉と) から、選をを取るの基づから、現まで、日本の日泉とから、選をが、日本の日泉とから、海域の大学 (日本の日泉と) がいていない。 出児の特別といる場合でも形児に中)、治児に入のような方法では、よ 急犯名義。/ との情報を必要がないため、治児の特別にいいるといる。 (日本の日泉と) (商業登記ゲンロン	法務省	胎児を相続人とする所有権の移転の登記の申請において、申請人である胎児の表示は、「何 某(命の氏名)胎児」とするものとされています。	令和5年3月28日法 務省民二第538号通 通	対応不可	胎児には氏名がないことから、氏名に代わる登記名義人の特定のための事項として、制度の 現状欄に記載のとおり、母の氏名を使用して表示する必要があります。 「何某(母の氏名)胎児」との表示のみから、非嫡出子であるかは明らかになりません。
80	令和5年11月17日	令和6年1月19日	ンスストア交付におけるシ	行政証明書のコンピニエンスストア交付 に伴い、各自治体が契約しているシス テム会社の管理を行い、政書トラリ 等の発生時は事象や該当自治体等の 領報を達やのエンピニエンスストア事 業者へ開示していただきたい。	令和5年3月27日に別人の住民票が発行されるトラブルがコンピニエンスストア にて発生した。後に、特定の事業者のシステムを利用している自治をか対象と がかるが、禁却の自治体や学生図面、必要見込みの情報等が各コンピニエンス ストア事業者が契約しているよーにからも提供してもらえなかった。そのため、ロ ジニエンスストアは3名単と直接学で適点であるこから、お客様からの同 い合土が加盟店舗に入る状況となり、現場や本島と北に情報がなく対応に苦慮 する状況となっ、今後を選某人、各自診体が契約しているシステム会が自然 環をそれそれ行っていただき、発生事業や該当自治体の共有を各行拠点である カビニエンスストア事業者へ変をかい直続・ただけらよう、管轄省庁やJ-LIS が代表を口とするような体験を構築していただきだい。	(一社)日本フ ランチャイズ チェーン協会	総務省	現在、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)と市区町村、コンビニ事業者が締 結ずる契約的数によいて、利用者からの証明書等の内容に関する苦情や耐会等への対応は当 該まれ、これら契約的前において、コンビニ交付における事故免生を確認したときは直ちに他の 当事者に連絡すること等が定められています。	なし	対応不可	利用者等からの経明書等の内容に関するき情や照金等の対応は市区町村が行うこととされているため、利用者からコンピニエンスストアに書情があった場合について、市区町村への問い合わせきご案のいまだとどが助電がます。また、コンピニ交付における事故の発生を対外的に公表するかは市区町村の判断に変ねられており、よーにあったコンピニエンスストアに対して市区町村の情報を直接するためには、個々の市区町村の下水を得る必要があります。このため、市区町村の下水を得る必要があります。このため、市区町村村ではコンピニエンスストアからの報告によって事故発生を検知している」-LISとしては、報告後に発生事業や影響和囲帯を構図し、目的体のの報告により検知した場合にあっては、制度も様々の下水を持った。で、事故の場合には、日本化・コンプニスノストアに情報をお伝えずることになりますが、迅速にお伝えできるよう努めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
81	令和5年11月17日	令和6年3月15日	保存期間を延長し、調査 士報告方式と相続登記に ついては永久とする(3/ 3)	オンラインを開かず、0年とされている。 《保存期間が、0年間から30年間に 届長されたのは、後に起こる的争解失 の手がかりとしての利用が期待されて のことだこう。/その意味では次久にそ でもよさそうだが、書面申請やマンラインの次付書面を含めた書類を長期になるか が、では、一般では、一般では、一般では、 のでは、一般では、一般では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一所に抱るぐらいなら、最初からデータで保存すればいい。/ 他、表示意配では 随接地所有者の協力を得われず、板挟みになった調査土が書類を協意変造す るトラブルが起こりやすい。/ 一般人は登記に関心がなく、まに事業が移動し たことに美で気を入れほとんといない、考入が事業でさないことは、法務省が 分章や他間更正の申請書報を公開していない場面でもある。人とからて、 といました。 (1985年) といったのでは、 である。/ 型、1901 11 12年 こ2937 日間をは相談を記におけるを記版囚証明 情報として提供するのには、報告をといったのでは、 を持ちたり、2、1901 11 12年 こ2937 日間をは相談を記におけるを記版囚証明 に遺産が到協議書もPOFには、12度であり、またえ相談人が遺産が割協議を を入しても、法務のサーバー上に"テータとに 保存されるから、そこに「必 条の一切の財産は〇〇が相談する」という文章があれば、協議者の失い財産 が発見された。(1985年) では、 が発見された。(1985年) でありまれば、「のは、 ののでは、日本の対し、「のは、 ののでは、 のの対し、 ののでは、	商業登記ゲンロン	法務省	電子申請において提供された申請情報及びその添付情報その他登記簿の附属書類を登記所 の管理する管磁的記録に記録して保管するものとされています。また、書面申請において出出された申請書及びその添付書面その他登記簿の附属電標を帳簿につづり込んで保存するものと されています。 表示及び権利に関する登記の申請情報及びその添付情報の保存期間は受付の日から30年間 とされています。	不動產登記規則第17 条、第29条	対応不可	公示に必要な情報は、登記記録に記録されており、申請情報等を永久に保存する必要性は 足しいため、保存にかからコストを認まえ、登記申請者は30年で優美することとされています。 電子静脈に大規模性なら毎時間報酬についても、大工を大人に保存する必要性が足し、ま た、データの保存にコストのからからか、永久保存とすることは相当でないものと考えられます。 したかって、脚底来への対応は困難です。
82	令和5年11月17日	令和6年2月16日	書面申請の補正連絡として携帯電話のSMS利用を可能にする	ろう。/しかし、携帯電話番号であれば SMSを使用できるから、集面申請でも申	一あるが故に口頭での説明での確正事項が伝わりにくく、同じ説明を何度も繰り 選すムダや、メモも現れずに間違った記憶がされる意飲がある。人用補正になり は申請人の負担と行政の人が物理かるではでは、全起では延期着の発行停 起き条件できる。大きた、北東着と違っで運転に出かれていことも多く、同様では 部をかけっぱいか、このないますは必要による基準となり、行政エストは地面が 部をかけっぱいか、このないますは必要による基準となり、行政エストは地面が をおさいます。 ない一般人に対してオンラインの使料性を置まずる前に、一般人が書車申請を ない一般人に対してオンラインの使料性を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンラインの使料性を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンラインの使料性を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンラインの使料性を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンラインの使料を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンラインの機材を置まずる前に、一般人が書車申請を は一般人に対してオンティンの機材を置まずる前に、一般人が書車がある。 は一般人に対してオンティンの表した。 は一般人に対してオンティンの表した。 は一般人に対してオンティンの表した。 は、かりよいには、バソコンにスマホを接続するか、サービス 会社と、必要を求して、対象にないます。 も、一般では、一般では、一般では、 という意味を、「本来を持たしても、「大きない」を は、大きないます。 は、大きないまするないます。 は、大きないまするないます。 は、大きないまするないまするないます。 は、大きないまするないまするないます。 は、大きないまするないまするないまするないまするないまする。 は、大きないまするないまするないまするないまするないまするないまする。 は、大きないまするないまするないまするないまするないまするないまするないまするないまする		法務省	登記官は、書画申請についての不備が補正することができる場合において、登記管が定めた 補正を認める相当期間を当該申請の申請人に告知するときは、電話その他の適宜の方法によ り連載してするものとされています。	不動產登記事務取扱 手続差則第30条2項 手続差到第50条1項 手続準則第50条1項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、補正連絡は電話その他適宜の方法によることとされており、法 令等の改正は不要です。 なお、SMSで通知を可能とするにはシステムの改修が必要ですが、システム改修に係る費 用対効果等を継楽しつつ慎重な検討が必要と考えます。
83	令和5年11月17日	令和6年2月16日	おける選付書類の交付方 法についてのデフォルト ルールを明確化すること	の方法により受領できる音をを定め、異別3条、38条では申請の却下、取下げ手縁における添付書類の選付を定めている。この2つの制度は一見、平仄定合わせているようで、却下、取下け事態で自然が存在しないという不整合がある。/不登法のプラオルトルールは登記所での交付であるため、却下、取下け手線で特別な意思表示をかか、対方は大量を設定での交付にあるため、力法が加下・取下け手線で特別な意思表示をかか、方法が加下・取下け手線に引き機がある。/ 登記後の製付書類は原本のみであるのに対し、割下・取下げず無なのあであるのに対し、割下・取下げでは知場を構工商を加入する。/ 登記後の製付書類は原本のみであるのに対し、割下・取下げでは知場を構工商を加入する。	一ち。/ 不登法は登証施別情報や登記完了経の透付について別段の意思表示 を要求しているため、原本混合規定のみその範囲が拡張されるのは不自然だろう。/ 他方、オンライの申請では取下げ手軽に返付着期の交付方法について別 の表しているため、原本混合規定のみその範囲が拡張されるのは不自然だろう。/ 他方、オンライン申請なける取り表示が引き始れるとも考えられる。/ にことがとトラカルの原因が増まっている。/ 登録免析的法達な反、取下げと 前側の高校田中華を認めないメフラー中請では、東色所で前後用証明申出を は発達技どのたという意識が生じる。/ それぞも断下・取下げにおける場付手様 の法的性質が振ります。/ でも、アモリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は書面申請がされた場合において、申請を却下したとき、申請の取下げがされたときは、添付書面を進付するものとされています。	不動産登紀規則第38 余3項、第39条3項	対応不可	登記申請の却下、取下げ手続における適付書類の交付方法については窓口による交付や郵 送による送付が認められています。そして、申請人の意思によって交付方法を選択できるように なっているため、御班来の対応は不要であるものと考えられます。
84	令和5年11月17日	令和5年12月13日	資金前渡官吏による支払 いを原則として廃止する。	資金前達官吏による支払いを原制とし てやめて、官事支出官による支払いに 切り替える。	デジタル庁の資料によれば、資金前渡官吏が社会保険料(児童手品など)や給料の支払いをすると、銀行などへの超込事数料で1件あたり100円もとられまっ、農業大型で対象人は、延歩を数料がすが100円になります。やっていることは同じ銀行への振り込みなのに、資金調査官吏が支払うと税金が10倍も投入されていて資金ました。完全に免疫の無駄だと思いまとも実務する公務員なので、現金払い、かました。資金前渡官吏は、現金を取り扱うことを職務する公務員なので、収金払い、かまし付けないな場で、支払う場合とかで、収金払い、かまし付けないな場で、またが、日本ので、収金払い、からしている。 「現金が、日本のでは	個人	内閣官房 デジタル庁	調的基本には、金等分での数点と音響が10歳が受けて大変に置かけたこの場前の名が の場合した。 の場合した。 の場合した。 の場合した。 の場合した。 の場合した。 のが最近によりませた。 の方法により支払うことを「前還官払上に申んでいます。 支出官が官庁会社・ステム(ADAMS II Je III)、「信帳者への遺信極心で支払うことが「支出官 以上い、「資金制置官並が与み支担官から必要では金の次付を受け、現金、小切平又は振込 の方法により支払うことを「前還官払上に申んでいます。 支出官当人は、前渡官払上に申んでいます。 支出官当人は、前渡官払上に申んでいます。 支出官当人は、前渡官払上に申んでいます。 支出官当人は、前渡官払上に申んでいます。 大田官当人は、前渡官払上に申んでは、予算・決事及び会計令第51条で定められています。 支出官当人は、前渡官払上に申んでします。 支出官当人は、前渡官払上に申んで大田である。 大田であることから、「会計系務の効率化に向けて改善行面」(平成24年7月29日前費・会計等 数別率化を進金機構実)に基づる。各所省等において支出官当への発行に向けた即随等の行	(支出管払) 会計法第15条 (資金前渡官吏払) 会計法第17条 出納官支事務規程第 今審,第51条 (写在) (平成26年7月20日第 (平成26年7月20日第 化准進金編集集)	対応	制度の現状欄に記載のとおり、「会計業務の効率化に向けた改善計画」に基づき、各所省等において開業者払から支出管理への移行に向けた取組等が行われています。例えば、常知職員の総予支抵このいてに一部制で研修支出性単化をデルでいます。 総持支援についてに一部制で研修支出性単化をデルでいます。 総接要用金で記載されているような前漢官私が属にやむを得ない場合を除き、各所省の账員 等例を共有することなどにより、引き続き支出官払への移行に向けた取組等を推進してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
85	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務局のリアルタイム登 記情報を他省庁及び地方 日治体で確認可能に	公有財産管理や相続及び納税義務者 を特定するために登起源を公用請求を せずに確認できるようにして、各担当の 機動性を高める。	法務局はいわゆる市町村の「平成の大合併」に適合するように管轄区域を変更 しなかった。そのため広場合併で致令指定都市に移行した新潟市における所轄 法務局に実局は旧市町村単位でニッに分かれている。中でも上区は回産業化 を出てそれ出外で開発型前が展立のことが、日産業化力の全型情報は無様す る節発田がの新型の地域の表現で、それ以外は中央区の本局まで情報機関をして がttesが、houmbeyのよの両身に対象が表現で情報機関をして がttesが、houmbeyのよの両身に対象が表現では 新便での証明書請求も可能だが解釈局の働き方改革により発送から配達まで の目数が1~2日程度延びており、機収事務など連が求めるれる前は不向き なっている。 市町村の広保合併から十年以上経過しているため、合併前の市町村を覚えて いる公務員は国・地方ともに減った。そのため旧市町村域で動く事務があること は来務の適重負担となっている。	個人		商業登記法第10条及び不動産登記法第119条の規定に基づき、登記率項証明書を交付しています。	商業登記法第10条 不助産登記法第119条	検討に着手	令和5年の地方からの提案等に関する対応力針(令和5年 12 月 22 日間議決定)に基づき、公 用録来による登記事項証明書の取得か必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体 の事務負担軽軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を譲ずることとしています。 【令和5年の地方からの提案等に関する対応力針(令和5年 12 月 22 日間議決定)】 https://www.cas.go.jo/bunken-aulehin/doc/r/05/k.tb.d/j.brohour.l.pdf 【デジタル関係制度改革終計会(第1回)】 https://www.digital.go.jo/councils/digital-system-reform/4502/325-1144-468d-847c- 72ec3890045e
86	令和5年11月17日	令和5年12月13日	難病患者への行政支援の 充実	患者本人やその家族、および患者会へ の支援を充実させる。	大学等の研究者による疾病研究事業が主である行政の関係対策だが、患者な 人への支援体験は整備が不十分である。各部選所際には、は故令指定都市が 対置している患者支援のコア機関である「競場相談支援センター」は設置者ごと に選案方式が、(分)でなたの機(機能であるが)、中央機能を制造が同保健所 や市区町村役場との間で共有がままならない。また競場は返復もしくは公衆策 生に政策分類なれるため原著者手稿の文件を受けていない製造品は指述し は結びついていない現状がある。また行政窓口および電話的なは基本的に会 計を度任用機等の非正規の公務負が増出しているため、表条や領集につい での知識が不足していること認口職員かい見れば勉強するほどの特遇や範囲 で得られていなことによる行政職員かい見れば勉強するほどの特遇や範囲 で得られていなことによる行政職員かの見れば勉強するほどの特遇や範囲 で得られていなことによる行政職員かの見れば勉強するほどの特遇や範囲 では、といるといるといると、表の事業の対策を対し、対策を が多い、最も無限相談支援センターの仕事であるが支援内容も設置 では、おけてはない、また機能の選出を条件にしているところも不存する (新規など)。患者会はその性質上、必ずしも余計業系や構造犯解に明るい。 の場合化事の時ら患者金の建築に関われる余器がないため、選案や会計事気 を担っているのは時間か余部かる高部幹がないで、高部者は認知は時間の余部かる高部者が多い。これを表示を表示している。 を担っているのは時間か余部かる高部幹がないたり、富齢をは発展の表 えもあり、会費など高額の全銭を扱うには、成態が作り、また国内にある患者会の スもあり、会費など高額の全銭を扱うには、成態が作り、また国内にある患者会の スを見かした。 大多数は法人権を持たないため、患者会会者の後間には、同じなの提供の役員名簿の提出が必須 で係長クラス以上の銀行員でないと処理が不可能)	個人	厚生労働省	理病相談支援センターについては、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成28年法律第 50号) 第28条に基づき、都道所集または指定都市を老熊主体とし、必要に応じて法人等に受託 して、親病の患者やその影場等がもつ様々なニーズに対応し、医療機関や指弦支援等機関、就 方支援等等解析機関などの地域の関係機関に連携して支援がませていまっていまって続きで発展が が選されているほか、個人情報の侵害に関する法律、平成16年法律第27号、等の関係規定に基 づき、原則として外部機関に提相していませんが、これまでも、必要に応じて、指数で発展が表 が関われているほか、個人情報の侵害に関する法律、平成16年法律第27号、等の関係規定に基 支き、原則として外部機関に提出していませんが、これまでも、必要に応じて、指数者の同意の 範囲内で、地域の関係機関と共有しています。 また、規病法の変圧により、競争者が指は、数分等の各種支援を円削に利用できるようにす るため、都道府県等が患者の申請に基づき指定機構に罹傷していること等を確認し、登録者証 の利活用が促進されるよう、厚分者において、原書福祉サービス等の地域で利用可能なサービ を発行する事業が有的年4月に予いのしな空を作成し、護術組改美性の大の人間が表 に周知する予定としております。 また、異病相談と世センターに到話する戦員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組む ことて、襲病患者を受生活の度の維持術上を図っています。 環病相談支援センターに到話する戦員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組む ことて、襲病患者を受益と近の度の維持術上を図っています。	難病の患者に対する 医療等に関する法律 等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
87	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国の行政機関における PPAPを完全に禁止する。	国の行政機関におけるPPAP(メールで パスワード付きファイルを達り、パス ワードを別送する方法)を完全に禁止す る。	2020年に内間管房と内間府でPPAPを廃止したのに、環境省や財務省など多くの国の行政機関では、いまだにPPAPをやっている部局が多いです。 PPAPは、同じ現先に応ファイルとバスワードを別々に返信するだけで、セキュリティ対策や受け、例の制度性の製造の企業がでありません。 デジタル庁は、基さかにすべての国の行政機関に対してPPAPを完全に禁止するよう遺産を出ててくささい。 でうすることで、果然を効率化することができ、無駄な残業が接減すると思います。	個人	内閣官房デジタル庁	令和2年12月に、「T総合観線室(当時)から全府省に対してメールにおける添付ファイルについて、バスワードを同経館で送付することのないように開知しており、同様の内容を令和4年1月にもデジルドから原因しています。 また、政府統一基準においては、実際監督総を発信する場合は、通信総額における盗聴を防止するための対策が十分に選いるれていない場合には、ファイルを暗号化した上で、別手段でバスフードを相手方に送付することを求めています。	政府機関等のサイ パーセキュリティ対策 のための献一基準群	現行制度下で対応可能	
88	令和5年12月15日	令和6年2月16日	管轄が異なる共同担保で 豊富が、この共同担保保 を 一般では で は で 日間で は で 日間で の が 日間で の の 日間で の の 日間で の の 日間で の の 日間で の の の の 日間で の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	6。/ 目録は登記所ことに作られ、智 が異なる場合は登記所ごとに作成され る。/ 管轄内不動産については目録に 即位番号が記録され、管轄へ不動産に ついては頭位番号が記録されない。/ 様数の管轄にまたがる登記所の3 場合には、登記が完了した登記所の3 鎌金には、登記が完了した登記所の3 鎌金所を続付する。/ この制度につ いては、2000年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100年	を全室的が1-4桁付し、日室的がでは、1500円の登録が計校と500円の空配手機を 明書が必要である。一合計380万2100円、一てれに対して、A登記所のa不動産 と日登記所のb不動産について1000万円の模括当権を10個設定し、各模括当権 の極度額を1億円に引き上げた場合は、次のような股税が起こり得る。/まず、	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、二以上の不助産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請 があった場合において、当該申請に基づ全部だするときは、共同担保目基本で成、当該担保 権の登記の承担に共同担保目録と作成するときは、共同担保日基を行成するとまま、 受配官は、共同担保日基を作成するときは、共同担保日基の配号及び日募番号を記録 したければなりませる。 というでは、共同担保日基を作成するときは、共同担保日基の配号及び日募番号を記録 というでは、共同担保日基を作成するときは、共同担保日基のの意力をは 対象値の本語を「関するとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなる	166条第1項、第167 条第1項第2号 各級免許税法第13条	事実談認	御提案の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、登録免許税法第13条第2項の 適用を受けられるのは、最初に設定等を行った終意権等に適加的に設定等を行う場合に限りま す。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
89	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定拠出年金の規約変更	規約変更申請に係る類似の事例を事業主や受託機関が予め確認できるよう、行政審査結果の具体事例を幅広く関示すること。	・規約変更申請に際しての法令の解釈、運用について、事業主や受託機関が個別に行政へ確認した内容については共有されるシールが現在はない、このため、各事事主・受託機関から同様で行政破話が行われる可能性や、法令工行政者を指令の責体事物の研究・規約変更に係る統一基準の設定を行うことで、より効率的な制度運営が可能しなるものと期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	G&においては企業登隆定拠出年金規約における配載内容についての疑義が生じうる点について回答を示しております。 いて回答を示しております。 また、企業の所在地を管轄する各厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労 働者へ疑義服会がなされ、当該疑義照会の回答を各厚生局へ共有しています。これにより、法 今解釈及び連用に幅が出ることのないよう対応しています。	平成14年3月29日年 年度 全発第30239039日4 経発第3023903号年 経験的承援認力がに 503年 1503年	現行制度下で対応可能	引き続き、必要な事項について各選知、Q&A等においてお示しすするほか、法令解釈及び運用 の基準について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。
90	令和5年12月15日	令和6年1月19日	学術論文等検索サイトの統合	の運営するJ-STAGEと大学共同利用 機関法人情報・システム研究機構国立	同じ目的を持つ学術値文等の検索サイトが2つ並行してあり、J-STAGEのみで 電子化された文献が見れるようになっている。一方、CNNには小は「製造もあるこ は文献を関わるようによった書うが表し、場合がに当事者に、1つのサイト カース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロ	個人	文部科学省	J-STAGEは、学術論文等の検索サイトではなく、日本から免表される科学技術(人文科学・社会 科学を含む)情報の迅速な返還と国際情報を借かの強化、オープンアクセスの推進を目前い、 予協会や研究機関等における科学技術で打御の発行を支援する。電子シャーナルプラット フロイッケイン・は、J-STAGEに掲載された協文や、名大学の問題リポジトリ等に収載された協 、、図書、遺法との学術情報を発表で含えデータース・サービスで、 でのため、これら二つのシステムでは、求められている役割は異なっております。	なし	現行制度下で対応可能	J-STAGEは研究成果の発表の場としての役割を担っています。 CNNは学別情報を検索するデータペース・サービスとしての役割を担っており、CNNieを利用する ことでし、STAGEに掲載された論文の検索・閲覧・可能となっています。 今後も、CNNiの利便性が高まるよう検討を進めてまいります。
91	令和5年12月15日	令和6年1月19日	政府統一ウェブサイトの早 期作成	各省庁や国の行政機関のウェブサイト を統合し、英国のGOVJKのような1つ のサイトで利用できるようにする。また、 自治体のホームページなども含めUIの 統一化を進める。		個人	デジタル庁	今和5年8月3日間間接決定のデジタル社会の実際に向けた書点計画において、政府ウェブサイトの余信力の向上支援として「政府機関による修業受信手段である6名を行うエブサイトの発信力の向上に建設的に即場むため、デジタルドにおいて、ウェブサイルを書向が建設の電子のイデンサイト機能に資する基準、参照資料の充実を図るとともに、各名庁のウェブサイト機能、力強化のためる機体を設置し、各名庁連携した発信力強化である機体を設置し、各名庁連携した発信力強化である。」こととされています。	\$L	その他	各省庁のウェブサイトについては、それぞれ異なる利用者に対して、届ける情報も伝え方もベストな方法を模案している要がある中で、取容能一ウェブサイトを模案することとはされていないものの、今後も各省庁ウェブサイトの発信力の向上に超続的に取り組み、発信力強化や利便性の向上を図ることとしています。
92	令和5年12月15日	令和6年1月19日	等相談受付窓口」にメー	ずはメールでの相談を受け付けるべき	し、/ 「深信は室間所日即時になります」と注意書きすれば落む。 / 相談の機 金を制調すべきにない。 / 他が、 人名西里、加速にあるいは乗り開業者はよー ル相談ができるとか、 がおおい間があるののは乗り開業のは最少開業者は ・ 大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田	商業登記ゲンロン	法務省内關府	注視局・地方法務局においては、各種手続のお問い合わせ・相談等について、障害を有する方 を含めて個利用される方の帝望に応して、選択することができるよう、対面・電話のはかメール 一部の法務局(広島・科型山)では、別途、「聴覚謝書者等相談窓口について」相談受付窓口を 案内していますが、当該ページではFAXのみ案内しています。	なし	検討を予定	限定的な案内ページを掲載している一部の法務局について、他の法務局と同様の案内とする対 応の検討を行う予定です。

所管省庁 番号 への検討 取りましか日 提案事項 提案の具体的内容 提案理由 生株 所管省庁							討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
93	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定拠出年金 企業型権 定拠出年金制度における では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・また同一の厚生局においても、過去に 承認を受けた年金規約と同じ内容で申	の事業上に不平等が生じないよう折断・潜患が必要じなる。場合によっては否 証された制度を要更する運営管理機関や事業主も存在することを懸えてい る。 ・企業程年金銀約の標準的な調整がないことにより、厚生局、運営管理機関の 間で相反の時間おお互いに異やしながら、確認的非象を行っており、働き方の観 点とり報討を表からの。なお、現在はも指は企業を全機則を作成してい るが、法改正等の相談、各間生局との膨大な問題・確認作業が発生している。 ・信制に認めたより機関の等していては、企業程学を規 約の鑑定や指導内容に一ペード・ケックし、他の原生局・他の事業上においても円 湯に茶扱いただことを検討いたださたい。 本提案は法律の要更は実しないものでおり、提生労働者から各種生馬への違 加しんがで改善できるものではないと考えている「概要機影の提供法一定の	一般社団法人 日本損害保険 協会	厚生労働省	・企業犯確定拠出年金規約は、厚生労働省が示している審査要領等に基づき、企業の所在地を管轄する原生局が審査、承認を行っています。原生局において判断が難しい案件については、 規制厚生労働者、投資機関金が立たは、自該技機機能の回答を各原生命人共和しています。 は法定立への対抗については、例えば、令和4年10月施行の法定正等項に関しては、令和5年8 ・「法定立への対抗については、例えば、令和4年10月施行の法定正等項に関しては、令和5年8 ・「大学を受ける。」 「ション・「アンド」では、日本では、日本では、日本では、一年10月 では、今和5年8 ・「アンド」では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、一年10月 では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	準等について」、令和 3年8月6日年企発	現行制度下で対応可能	引き続き、企業室確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報 共有を図ってまいります。
94	令和5年12月15日	令和6年1月19日	e=pox法令検索における 日本法令外国語訳データ の有無等の情報の取得等	e-gov法令検索において、日本法令外 関語駅データの有無や翻訳時点の情 報を取得しまするともに、翻訳条 又にリンクを貼ること。	法令の外国話訳整備は、関係開議決定等を通じて推選していてことされ、各省 庁の翻訳計画に基づき、順次法令翻訳がなされており、これは対日投資促進に もつながらものである。 本法会外国語訳データペースシステムに収載され、同 データーストルを行うことにより、無認の有事が指数できる。 データーストルを行うことにより、無認の有事が指数できる。 データーストルを行うことにより、無認の有事が指数できる。 地方に、複雑なきなのデータを確認する際には、正確が法令者等を一のものに基づ機 検索等で確認しつつ、もラー度データペースを検索する作業が想定される。 他方で、erov法令検索は、日本の法令ペールジストリンをからに基づ機 能であり、日本の金法令が収載され、今後も検索等で第一に参照されていてことが が開始されるものである。 が開始されるものである。 が開始されるものである。 たれて、実際であり、日本のは、アンストリンプを貼ることで、検 第の二度手間等の手間も対しての一部があれたは合部形へ これは、第一に参照されるシステムに関する情報も取得、利用できるという利便性向上につながるものである。 加えて、近前は全年間野の手間も対しるが、100円の大きが まのこのである。 加えて、近前は全年間野の手間も対しているいとのと想定される。 には、第一に参照されるシステムに関する情報も取得、利用できるという利便性向上につながるものである。 加えて、近前は全年間野に加いていないまめるの、法務省の検討会等を見る と翻訳を放出されまります。 と記録を教育をことが可能となり、細胞を対する企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対する企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対る企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対る企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対る企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対る企業を、細胞計画な にという情報を表示することが可能となり、細胞を対る企業を、細胞計画は といいう情報を表示することが可能となり、細胞でなる企業を、細胞計画は といいう情報を表示することが可能となり、細胞ではなる業をも進していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま	個人	デジタル庁法務省	e-Gov法令検索及び日本法令外国語駅データベースシステムはトップページ等に相互にリンク情報を掲載していますが、法令ことのリンク情報は掲載していません。	なし	検討を予定	e-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースンステムにおける法令ごとのリンク情報に ついては、国立国金図書が提供するデータベースである日本法令者引に掲載されているもの と素加しています。人工に加えて、全域の一ちの法者が譲渡なび日本法令用語師データペース ン人では、の政権の中でどのような対応が必要かについては、そのニース等も考慮しつつ検討を 行います。
95	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業年金分野におけるe- Gov電子申請の利用推進	□-Gov電子申請のインターネットホームページは完成しており、企業年金分野においても選手申請の受益の推構を おているように見受けられることから、 利用マニュアルの開示など、実際の使 用方法を周知していただきたい。	「先級、厚生労働省処の数理関係申請審禁における年金数理人の押印等を不要としていただいた。 区本中の電中期終と紹介合わせることで、企業年金分野における厚生労働省税 申請福出年報告、完全なペーパーレス化を進度できるものと考える。 (アレワークの需定など総勢形態の多様化や避損保護・SDGaへの取り組みという。 は、完全なペープングに明知者を必定を含めた事業とのである。 いって通常集化を全体が表現を表現している。 「電子化を進めることで企業年金の書及を促す効果も無待されるため提案するもの。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	・ご認識のとおり、現状でもe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。	情報通信技術を活等に 同する法律等に 同する法律等を表示 「電子を表示」、 「一定」、 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定 「一定	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。
96	令和5年12月15日	令和6年2月16日	環接権技術の共同申請で も登起原因証明情報を不 変と、課題自つかかま 人・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を共同申請する場合の参加原因証明 開報を予集とすべきである。プロ要検 の単独技術改正のパブコッピは、共同 申請の場合によって・そ者を認定証明情 して、「収工不管法等の600の2に該当 して、「収工不管法等の600の2に該当 して、「収工不管法等の60000にとを確認さ 必要があり、全形に原証証明時間のに買 を必要があり、金別に原証証明可ないしさで 心を要があり、金別に原証証明を行いします。 ルールが、別の登り、日本ではいしまで は、これが、別の登り、日本ではいしまで は、これが明らかいなればない 本書を構造した。これが明らかいなればない 本書を構造した。これが明らかいなればない。 本書を構造した。これが明らかいなればない。 本書を構造した。これが明らかいなればない。 ないまたが明らかいなればない。 を記録をして、を記録を出明らかで	一」とする。一人この説明が特勢であるのは、期間満了が登記記録上明らか であることは単独申請でも共同申請でも変わないにもかかわらず、共同申請 であるから登底回路時間報が多まであるという点である。・半実関係が明ら かな場合にまで窓付書面提出を要求するのは、窓付書面書館方針を変わって プタル・ガバンチャ子行動と子間にいる。「必能資料で、金油及砂な、行政改革 ではいったのが生場。その名がに、「大阪送特局版では、予制企業からる人場」等 ではいったのが生場。その名がに、「大阪送特局版では、予制企業をひる人場」等 102911世を記録整理解析の担保を不安としている。「201 月末間周囲第7日 について、全部された原因日が1月1日である場合、第7日は1月1日なのか月 第入の限制から月2日とする登記所が多いようだが、初日をの時からとかなして 日を原因日とする投資がある。生物が実施を動からを表すで引用され、実行 記している。ノ機具によれたとも情が再と推断が貫圧機の大口コーザーである。 の判断によったのは表は表の機会動が各性最初で引用され、実行の表 記している。ノ機具によれたとは前の再と機構が質果様の大口コーザーである。 の判断によって日が表かり、後年回日は解析を対象かられたが見かないたかったりまなから の判断によって目が表かり、後年回日は解析を対象かられたが見かられたが見かなかったりまるのは行設手続として不過ぎてある。 / 二の 10 日本の の判断によって日が変かり、後年記録とれなからたし、「原因事を必要ないたけれ、 中間を認める法なのの書籍機様では最近されなからたし、「原因事を必ずるかられたり する不可能を表するではいまれては、利日が同時から物まっているかをあるかにめ 本記記録を参照するというコメディになるだろう。	商業登記ゲンロン	法務省	買戻しの特約に関する登記の抹消を共同申請により行う場合は、登記原図証明情報を提供する必要があります。	不動產量記法第60 条、第69条の2 不動產量記令第7条 第3項	対応不可	賈展しの特約に関する登記の技済を共同申請により行う場合には、登記の真正を担保するため買展しの期間内に買展性の合意解除等がないことを確認する必要があり、不動産を記述第 69条の2に該当で場合を除る。基配原配証明精度の新で各省等することは適当ではありません。 また、賈展権の期間は原則として、民法第138条から第143条までの規定に基づき、判断されます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
97	令和5年12月15日	令和6年2月16日	消費者利益を保護しない ビジネス・選法営業に国 の補助会がいかない仕組 みづくり	経済産業令の小規模事業者特殊化補 助金を受けた企業がクーリングオフ書 面の提系をしなかったという特定の 引法違反で開発されました。屋根修理 引法違反の世界されました。屋根修理 は元々知られていた企業であり、特面 金で支援していたという事実に地元は 金で支援していたという事実に地元は 金で支援していたという事実に地元は の形法表のの思さだされる。 野活業のの思さだされていると思えません。 が、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	集業として、消費者利益を保護しないビジネス・選注営業の「服路開拓」まで結 助金で応援しており、消費者者需要の拡大の懸念がありますし、選法事業者の摘 党のための捜査費用も増大していると考えます。	個人	経済産業省 消費者庁	小規模事業者持続化補助金の現行制度は、小規模事業者等が自ら作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路製料等の改組(例 新たな市場への参入し向けた売り方の工夫や新たる顕著層の接触に向けた商品の改良、開発等や、販路開拓等と併せて行う業素効率化(生産性由)の取組を支援するた。それに要する程度の一部を指制するものです。 消費者庁は、特定商取引法をはじめとする所管法令を設正かつ適切に執行しております。また、消費者の利益の施護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案、推進や関係行政機関の事務の調整等を行っています。	なし	検討を予定	ご指摘のとおり、消費者保護の観点は重要であることから、経済産業省としては、商工会・商工金額所に対する指導を検討します。 工金額所に対する指導を検討します。 消費者庁としては、引き続き特定商取引法をはじめとする所管法令を概正かつ適切に執行するとともに、関係省庁と連携し、消費者の利益の機獲及び増進等に努めてまいります。
98	令和5年12月15日	令和6年2月16日	地方自治体の予算電子 算個目以下の情報のイン ターネット完全公表義務化	新年度の予算書の事業費の明細(款・項・目以下の細目、細々目)の指数を認する必要がある。しかし一部自治体においてはいまだに予算概要しか公表しておらず、実際に新年度が始まってから縮小がわかる事例が発生している。 公金が正しく使われているかのファクト	新潟県において、高齢者や障害者等の居住空間確保をサポートする「新潟県居住支援協議会」が令和5年度から事務局規模を確かしていたことが8月17日の日日新聞(新潟県)の修建で売かいてなった。中ので確かの理由を指動かが減額されたため」と協議会は説明している。 新潟県(本やお生産)から総合事で同様に毛添するなど、財政状況がいっ迫している。有景には新潟県中越地震および新潟県中越沖地震をはじめとした県内で発生した支援機会設策等への需要費用の商業値が重り、独社をつていることだ。そのため福祉など短期的な費用対効量が減い事業に対しては事業費の外部が確認することは不可能となっている。 https://www.primigatlagi/occ/prise/fotoubn.html また既に完全公表をしている自治体の予算書は、PDF形式あるいはExcel形式がおけまり、10月間製工が前程の加工がしている。 対策が自分れたり両限の開始がたっており、各地で12月に解決者の表が表が開催の加工がしている。 が終土者に対している。これを予算書は、PDF形式あるいはExcel形式が設計書に対して、一日が表現を対象の表が表現では、12月に解決者の表示を対象の表が表現を対象の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	個人	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、地方公共団体の長は、当該団体の議会の議長から議決された予募の送付を受けたときは、その要領を住民に公表しなければならないこととされています。	地方自治法第219条 第2項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、地方公共団体において、予算の要領を公表しなければならないこととされており、家た、どのような力式により企業するかについては、地方自治法土、特別の制度はなく、各地方公外団体の契約におして、選切に制造されるできるごを知识しています。なら、在長者する協助党をようと関切に繋げる場合から、財政情報の耐えと内容充実に取り組むよう、総所省としても引き続き働きかけてまいります。
99	令和5年12月15日	令和6年2月16日	会計年度任用職員の様み 分け	トタイムの事務補助員(旧臨時職員、登 録制)が混在している。 選者過程や職能に適合するように待遇	行政への不信につながっている。資格職であっても難病のような希少疾患につ	個人	総務省	会計年度任用機高は、地方公務員法第22条の2の提定により、競争試験もしくは選挙により採用することされています。また、会計年度任用職員を含めた職員の任用については、同法第15条の規定により、受験支援等、能力の美証に基づいて行わばければならないことされていまった。会計年度任用機員の総分共産の決定については、地方公務員法に受める過程終の原則や均衡の原制等の総号決定期にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常動職員の職等も職分の場の対し合いが利用を基礎としつ、服務の内容令責任が表現に従事する常動職員の職務と類似する職務に従事する常動職員の職務と類似する職務に従事する常動を目としていませない。 務選行上必要となる知識、技術及び職務経験を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は民間の職種の労働者のも水車の状況等にも十分管意しつつ、地域の実情等を踏まえ、地方公共団体において、通切に決定いただくものです。	地方公務員法第15 条、第22条の2第1 項、第24条第1項・第	現行制度下で対応可能	会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法に定められているとおり、競争試験または選者により、客観的に能力実証を経て採用されることが必要です。また、会計年度任用職員の命告外継については、左蛇の伊奈沙諸などの、当の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の
100	令和5年12月15日	令和6年1月19日	公務職場における障害者 理解の機底	が民間より高、設定されているなど障害 者に対する深い理解が求められてい る。しかし京都の法務局が人権侵犯を 認定された事例のように、障害特性を 理解していない行政の不適切な接遇が たびたび報道される。場合によっては人 権侵害や法令違反とされるものもある	行政窓口を担っている公務職機のバート職員(地方自治体においては会計年度 任用職員は実務を他の集中的な可修や外部可修を受けることが無く。基本勤 制を変えるよび異勤を行かないので価値観のファブテーかなされておら ず、地方においては選第30年以上同一の庁舎で勤務するバート職員も多くいる でいるため、事に知知の価値観のまま仕事としている表もいる。そのよび職員 は増着者は構築員を付けていたり、けかに起因したもあいが、自分のが職員 は増着者は構築員を付けていたり、けかに起因したもあいが、自分が職員 は増着者は構築員を付けていたり、けかに起因したもあいが自分が開きい前という認 強いもため、最後や有特殊長に起因する障害していては無態を大していな また精神疾患により機能(周室状態)を起した増業者観門と目的があったこか また精神疾患により機能(周室状態)を起した増業者観門にあたことで、障害者 職員が密戒助分パッラスントと受けたということも存在する、バート職員もよる になから、規管を持を世間によっとせずに交易にレフスタント表をとした人事部 門にも問題があり、組織を体を結合する立場にありなから障害者に対する研究 が不足していることは相機的に関係するというが、事者者に表する可能の手 が不足していることは相機的に関係するというが、事者が、他に対している スタンスが必ずしも好きのでないと受け上められからない。その地系の予算 なお障害者手帳は医学的な基準に治って女付されるため、それに達していない クルーリーン報告書もからいることもて現行の報言者と開発によると聴 の障害者手帳は医学的な基準に治って女付されるため、それに達していない クルーリーン報告書もからいることもて現行の報言者雇用制度では、2種類 の障害者手帳は医学的な基準に治って女付されるため、それに達していない と変差用半にカウントされるため信義が正しく伝わっていないこともあると申し返 えておく。	個人	厚生労働省 内閣官房 総務省	国及び地方公共団体においては、障害者活躍推進計画の作成を義務づけており、法定雇用率の達成に理まらず、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配温の提供も含め、障害者の活躍を推進するための移動や総裁領域の整備、人等官機、職業能の回角及び向上に関する構態を推進するための移動や総裁領域の整備、人等信息、職業能の回角及び向上に関する計算など、各機関において自体的な取組が進められているところです。 当該計画については、障害者活躍を計画作成時は上述う推奨することとされており、同時 計には「臨場の同僚・上司に対し、原管に関する道解促進・密考のための研修等の支援も重要 が入えば、原生が始る「大きりする。 市会ととした他(第一年が大井の味をの無き力学を)に際する。 が入えば、原生が始る「大きりする。 市会とした他(第一年)が大井の味をの無き力学を)に際する。 考書したセナイーケー系活躍をととした他(第一年)が大井の味をの無き力学を)に関す を考したセナイーケー系活躍を(影響しています。また、内閣人事、原生労働省、人事際に おいて、原害者雇用に関する基礎知識を提り込んだ「公務部門における原営者雇用マニュアル」 を作成、国の行政機関に対し、第一書業用に関する工場の位建を図っているところです。 える理解の促進を図っております。 引き続き、国及び地方公共団体に対し、 は、 は、 は、 なり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	等に関する法律第7	対応	制度の現状機に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
101	令和5年12月15日	令和6年1月19日	障害年金の診断電(精神) において就労の勤誘年数 および収入額に関する記 載棚削除	が申し出内容をそのまま記入している。 動続年数や収入額は社会保険の加入 曖厥や標準報酬の記録 およびは早昇	能にこされれ請求書の提出を耐志する障害者から、『和政保中ペアテオノの ・ 令和3年度提案2231/ローワーク・年金事務所に保健師等の福祉職を配置」に て、障害に関する医学的知見を把握している年金機構職員が各年金事務所に 配置されていない旨が厚労者から示されている。医学エビデンスに基づない では、日本の日本語では、「これのでから、「一人間、一本学生でごね中の原本	個人	厚生労働省	審審年金の恵定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」)に 基づき日本年金機構の障害認定診安薬(以下「認定集」)が 基づき日本年金機構の障害認定診安薬(以下「認定集」が借出された診療書を実命的知見に より可能しているところですが、発展的な核養機能等で譲るの提的が新行でない精神を変 が知的障害に係る認定については、地域差による不公平が生じないようにするため、「国民年 金・厚生年金保険、精神の障害にある・最神収力がインノ(以下がイゲライン)と参考に厚 寄等級の認定を行っています。 認定基準第8節精神の障害においては、「日本生活能力争の判定に当たっては、身体的機能 及び精神的機能を考慮のよ、社会的な認定な程度によって判断するよう努力も、また、現に はしたよのと捉えず、その感要状況を考慮するとともに、仕事の程程、内容、放野状況、仕事場 で受けている機能の内容、他の状況を考慮するとともに、仕事の程程、内容、放野状況、仕事場 を対すれて、で変わる情報を表しているの表情を表しまると表情を表しまると表情を 能力を判断すること。」とされています。また、ガイドラインにおいては、障害の程度の認定につい ではガイドラインである情報を表しているの表情を表しまると表情を 能力を判断すること。」とされています。また、ガイドラインにおいては、原書の程度の認定につい ではガイドラインである情報をある日度を考えてして、急を経価の関係と考えて、必要が 制所に基づき後的に対策することされています。また。 においる性違さるとよっとなれています。また。 はカイドラインである。 は、対して、なる、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	(昭和35年厚生省令 第12号)第31条、厚生 年金保険法施行規則 (昭和29年原生省令	対応不可	制度の現状側に記載のとおり、精神の障害の認定にあたっては、仕事の種類、内容、就労状況、仕事事で受けている活動の内容、他の改業員との意思連進の状況等を十分確認したうえて日常生活能力を判断することされており、診断者の「現益物の状労状況」の側については結果者がどのようと動きプレビ、いるから手部組、機能さられた。(武)、対学での機能をさる最近して、診断書を作成する影響にはなるとおしている。(本)、「政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・
102	令和5年12月15日	令和6年1月19日	人事院の研修の成果を見 える化する。	人事院が実施する係員級、係長級、課 長補佐級の各権別課程を割ける者の 現在のポネトを満って公表することで 権の成業主見える化して、PDOAのサ イクルを回す。	国家公務員は、誰でも本名課長級以上に出出する総合管と時後っても本名課 長級以上に出出できない一般職という2つの身分に差別していますが、人事院 は一般地を課長級に別者させると特別課程という研修をしているたホーム しかし、この特別課程を修了した者が現在とこまで出出してどのポストに致いて しかし、この特別課程を修了した者が現在とこまで出出してどのポストに致いて いるかという通知器の音を練すてした者が現在とまで出出してどのポストに致いて 修多が効果的なものなのか意味がないのかまった(国民は評価できません。修了 があが現ま的なものなのか意味がないのかまった(国民は評価できません。修了 の無駄道ルと国民は認識できます。 この一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の 表して、人事院は、特別課程を修了した者のポストを追跡調査してその結果を公 表し、この公表観話を受けて研修内器を改めて、より有意義な価値のある研修 にする日本の公表観話を受けて研修内器を改めて、より有意義な価値のある研修 にする日本の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の 別人の研修が無駄道いてあるか否かを監視でき、税金の無駄道いが減らすことが できます。	個人	人事院	国家公務員の採用試験については、国家公務員法第45条の2において、総合職試験(改策の企画及び立案又は誘致及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職の採用試験)や一般職試験(定型的な事務をその職務とする係員の官職の採用試験)など、採用の対象となる官職ごとに採用試験の程動が必要がな事務をその職務とする係員の官職の採用試験)など、採用の対象となる官職の正とに採用試験の程動がとあれています。改成、採用他の人事管理の下いては、次成者の原則、国家公務員法第27余の200万で、採用計算を理想、で出かす。第26年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。他の表は、200万年の大学を表示した。200万年の大学を表示しため、20	第27条の2	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
103	令和5年12月15日	令和6年1月19日	開示請求に係る事数料の 値上げについて	開示請求に係る行政文書一件につき三 百円とされているところ、実労働時間を 請まえた手数料に変更。	行政機関の情報開示請求への対応に係る実労機時間を踏まえると、1件につき 三 写門は異常に安く、実業となっていない。1年あたり必要な対応等間は、5~8 時間×2、3.4を理性はかかるため、確実に1万円を担こる人体要が最やされて いる。接対的国難その他特別の理由があると認めるときは減免措置もあるとこ ろ、適正な手教料とするべきである。	個人	総務省	されています。 こうしたこと音音ま、その具体的な側については、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律施行令(平成)(年級か会別4号)第13条第1項において、間形指線でに係る行政と書一件に のき三百円(情報)機能供放将用上端水(京第一項の規定により同東に関連する電子情報的機能 機を使用して開示請求をする場合にあっては、三百円)と定められているところ、この「三百円」	・行政機関の保有する 情報の公開に関する 情報の公開に関する は本体で売れて生産 ランプタ2個 シンプタ2個 シンプタ2個 の保有する は法律部分を「中域」 を表示する は法律部分を「中域」 を表示する 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個 第2個	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、開示請求手数料の額については、制度を利用しない者との負担の公平を図る報点から開示請求者に対し適宜な経過なする必要がある一方で、情報公開 注の命旨から、創版をできるだけ利用しやすいものです。ことも、意味を含め、手数件の報めその 制約要因となることは適当ではありません。そのため、開示請求者の理址があってから開示決 定当知書を受けてるまでの事例に要する機関を施し、できる限り利用しかすい場となるよう記 定して必要なコストを確認の上で定められているものであり、美労働時間を指まえた手数料への 変更は適当ではないものと考えています。
104	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産會記で登記道別情報の學術を翻進でする場合は、人人限定を可能とすることの指定を可能とすること	受取郵便を利用する。/ しかし、必ずし 申請人本人が郵便同に由りでは 限らず、権めて不便である。 / ところ 収入で表しまります。 人も受け事ができるらし、、全数協 別情報の郵送受領において代人制度を 利用可能とするべきである。 / 全数協 制度を実質できない、便知は「誰か受け 変わかからないという量にあったは をあった。 / であるため、 を表したが、それた。 / であるため、 を表した。 / であるため、 を表した。 / であるため、 であるため、 不存成で入りを に出った。 / であるため、 ・ であるため、 不存成で入りを ・ できまります。 ・ できまずで受破 に当たらない。 / であるため、 ・ できます。 ・ できまずで受破 ・ に当たらない。 / であるため、 ・ できます。 ・ できまずで受破 ・ に当たらない。 / であるため、 ・ できます。 ・ できまずで受破 ・ に当たらない。 / できます。 ・ できまずでで受破 ・ に当たらない。 / できまりを ・ にもしたない。 ・ にもしたない。 ・ にもしたない。 / できまりを ・ にもしたない。 ・ にもしたな	一可能で、その場合は意記識別情報の受領についての委任状を提出する。 したがって、意品所での受領との均衡上、報道での受領においても豊配所受領 は、可は基本やされるが登録との均衡上、報道での受領においても豊配所受領 は、可は基本やされるが登録との対象がで、場合する場合は不特定のおが受 する電影響所が認めまれているのに対し、自然人は未入風変型の影響ののお 認められる制度は手軽の対極性において最近く不平等であり、かつ、その追加 認められる制度は手軽の対極性において最近く不平等であり、かつ、その追加 対金も申請人の負担とされている。、が法人や司法書・の場合には従業責がい るため、代表者が解使物を受け取るのは社会通念に戻するとするけれど、表荷 として行っている日法書が依頼人の意起版別情能を受領するのにセキュリ ディの低い書館郵便を選択可能であれば、依頼人本人が書頭以上本人限定以 に対しているが、本人が可法書士に依頼して司法書士が書頭に上本人限定以 はど安全である。、少多、技術とは、登記版別情報は他人に知られてはならな いから機制に管理する必要があるとする。、人がし、豊配版別情報が他人に知 されること、受知能力が出ることは関係もあるが、、実施 が高くない。 「おもことと、受知能力が出る」とは関係をあるが、、実施 情報の事例を手送を対す、では、大きな 「職上、少なくとも代人による受給を認めないまである。、人間、法務をは登記機の 可生地に同じ録号を参与するほどであえた場の後に国に含させ、学をはは検 の土地に同じ録号を参与するほどであえた場の後に国に含せたが要では検 が異常行と暗号の受傷についてのみ手機を厳格化しているのはい物度であるのに、新 規模を行した暗号の受傷についてのみ手機を厳格化しているのは均衡を失する。	商業登記ゲンロン	法務省	登記機別情報の通知は、法定代理人が申請している場合は、当該法定代理人に対して通知 するものとされており、通知を受けるための特別の委任を受けた代理人のある場合には、当該 代理人にするものとされています。 登記期所情報が書の返付するは、中籍人が自然人である場合は、郵便事業株式会社の内 国制度をあるため、となるを、メネ人に関リ交付する方法である本人限定受取制便又は 資格を作品がられた。 が、大きないでは、また。 資格を作品との任所に送付する場合は、郵便事業株式会社の内国機関制のである方法に 支持者を作品人の任所に送付する方法である本人限定受取制便又はでは「本代に学する方法とされています。 資格者代理人の事務所あてに送付する場合には、電管郵便又は信書事業者による配達によ ることとされています。	条、第63条第4項、第	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、申請人が登記場別情報の通知を郵送で受け取る場合、本人環 定事取額使が原則とれています。本人概定受取郵便はその性質上本人のみが受け取れるこ ととなっているため対応は困難です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	討結果	
番号	への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
105	令和6年12月15日	令和6年2月16日	不動應登記の委任状に登 記服所情報の確例につい 受性があれて個人は 生 生 生 が 所報の支援を可 能 にする	接うには、それについての特別の委任 が必要であるとされる。「書面通知の 受信、ホンライン連知の復号、ホンライン連知の復号、ホンライン連知の復号、ホンライン提供の簡単が作それである。一他 力、書面で豊記規別情報を登記所には ないけれど、封間に入れずに提出して にした。「ずなかち、代豊が大田が上げたばな と記規別情報と知ってそそれ自体では 当下事由には金さらなりである。 では、では、日本のでは、日本のでは、 いう相談を設さが完善を表現できないという場間が、 いう相談を設さが完善を表現できないという場間が、 いう相談を設さが完善を表現できないという場別が、 に対してきないとなってきないという相談を記されてきないという相談を設さが完善を表現できないと	申請すべきなのか?/ 提供できない理由は受任がないから?/ 要任校段階での厳格な運用は、暗号を他人に渡して繰り返し使うという。セキュリティの低い制度設計のつじつ声音かせをしているにすぎない。/ この予磨が衰退ですの低い制度設計のつじつ声音かせをしているにすぎない。/ この予磨が衰退でするのは、記録をしていることであり、それはすなから、代理人が登記機が開報を担いてあるからことであり、それはすなから、代理人が登記機が開報をあることとがある。 第2本人に日に入ったは他の登記機会が報金事業をデッキるのに、なず別念、特別な要任が必要なのか。? 何様に、後号の受任によって適地される意記機が開発を任意人が知ることも、時期人は当然に想定している方法となりをしている。 第2本人が日に入ったは他の登記機会に、後号の受任によって適地される登記機が開発を代理人が知ることも、時期人は当然にありましている方法との対象となった。 の来諸は、日間かたい書面の受信しているの末記を記録しているをおみぐきではないか?/ 網別化する意味が分からない。/ それは単に法書名が手続ことからに適性スルールと変更すれてはそれまである。/ でまたとのことはないか?/ 網別化することも、日間入れてはまたが、 中間人が代表している方法とないのでは、「一般化ない」のは一般に対象とないました。 1年出り方法とは、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間で	商業登記ゲンロン	法務省	代理人が、参記識別情報を受領するためには、「登記識別情報の復号に関する一切の権限」 の委任条項があれば代理人が、登記識別情報を受領することができるとされています。	平成20年)月11日付 法務省民二第57号民 事局長通道	対応不可	登記識別情報は、通知を受けた者が次回の登記申請までその内容を第三者に知られないよう に管理することを前提にています。 書面申請の場合は、登起識別情報通知書の通知において、登記識別情報が見えないように措 置されて通知されています。そのため、書面申請においては、登記識別情報を受消する場合に は、また。別、オーライン同時においては、代理人が、多定識別情報を受っる場合に は、また。別、オーライン同時においては、代理人が、多定識別情報を受ったができていまうた。 め、登記識別情報を復与するためには、特別の委任を必要としています。そのため、「登記識別情報を復与することができないとされています。
106	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟における護への氏名 等の表示	狩猟における罠への氏名等(個人情報)の表示を減らす	票限をやっている人は熱を所持しているケースもあり、氏名住所電話番号の表示は、熱の盗難に繋がりかねない。 既に対しての連絡であれば、電話番号や許可番号のみで良いのではないか。	個人	環境省	わな原発許又は網頭急許に係る幹頭者登録を受けた者は、幹頭をする時は、その使用する原 見ことに、住所、氏名、特頭者登録証に記載された都道前景知事名、登録年度及び登録書号を にという。 はな、許可措施においても、使用する編集ことに、見やすい場所に、住所及び氏名等を表示しな ければならないと規定されています。	号)第九条第八項、	検討を予定	この規定は、補簡の現場において、鳥獣の捕獲等が合法的になし得る者によって行われている かどうかを確認して取り締まるためのものです。 わなに表示された情報を元に盗難が発生した事例は把握しておりませんが、個人情報の保護の 報点も踏まえながら、今後検討してまいります。
107	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟免許試験の抽選につ いて	狩猟免許試験の抽選制度を廃止する	人口の多い県(東京都、干瀬県、大阪府、北海道)では、狩猟免許試験が、申 頭の段階で抽選となっている。 これは日本国重法第14条の法の下に平等に反するのではないか。 労権に許は政権基別者のの行政ではあるが、最後の不平等という点で、国か らの指導や、東に対しての責用補助をするべきでは。	個人	環境省	狩猟免許制度は、自治事務であるため、狩猟免許試験の実施方法については、鳥獣保護管理 法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	島獣の保護及び管理の 重型がに対象の金正化 は関する場合をであり、 (日本)は	検討を予定	狩猟免許制度は、都道府県毎に行われる自治事務であることから、国の関与は限定的ですが、 関心して、都道府県に対し、狩猟免許試験の健復開催で耐能場所の分散、休日開催に努めるように呼びかけています。都道府県における対応快災を把握しなから、必要な対応を検討して訳い リます。
108	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国家公務員の出張旅費、 実費支給への見直しにつ いて	財務省は27日の財政制度等審議会 (財務和の諮問機関)の分科金で、国 必務員の出版程度の基準定定めた旅 費法に関し、現在の定額支給から上限 付きの実費が出た「見重す力計を上見 た。 公都員の山場旅費を実際にする。 ショのは一男とは加えるが、実施 は、関わなく安いところに宿泊しる。だ の、指定の修行・理る陸組のでは、 対象では、だのと、手間ばか なければ認めない、だのと、手間ばか なければ認めない、だのと、手間ばか は、日本のは一条のである。 に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	問題の本質は、宿泊費の想定が、実勢価格と大幅にずれて安い設定のままになっていることだ。それを改めればいいだけなのに、なぜ手間と制限を増やすような改憲ばかりするのか?	個人	財務省内閣官房	宿泊料については、旅行者の職階区分、宿泊先及び旅行中の改数に応じた定額を支給しています。	国家公務員等の旅費 に関する法律(報和22年 生法律第11年)条、第 年法律第11年)条、第 条第万項、第21条、第 表第5項、第第1及び別 表第5項、第	その他	宿泊料については、宿泊料金の変動等の社会経済情勢の変化等に対応するため、公務上必要となる美費の手債という旅費制度の趣能を踏まえ、定額支給ではな(実費支給を原則とする 万向で検討を進めております。同時に、実費支給の導入に伴う事務負担を軽減するため、現場 の声を踏まえつつ、旅費業務プロセスの改善に取り組んでまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
109	令和6年1月23日	令和6年2月16日	補助事業について③ 補助事業の電子化	補助事業の諸手続きについて、統一 化・電子化・簡素化すること。	補助事業の申請等において、Jarantsシステム(国・地方自治体の電子申請システム)の活用を受に推進するとともにスカデータの共用化等を推進すること。申請者の基本情報(会定核要や整定平規証明書等について、補助等素大連のデータペース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。	公益社団法人	デジタル庁	補助金適正化法で定められた手続きに基づき、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、申請に係る一進の手続(公事、文付中職、交付決定、精潔等)の全プロセスを電子化し、申請者のフンストップ・ファスンリー及び行政を整合、機理等性の効果化を固むが、汎用的は精動金申請がデンバーのmota verを記せます。 リステムでは、大きないでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	なし	検討に着手	リグランツに指摘する補助金数の今後の増加、および異なる補助金申請の業務フローに対応できるようにするため、アーキャラチャやUIの刷新を中心とした次等システムの夏改に向けた開発を設在進化した。この取締みは今和5~6年度にかけて実施し、今和7年度から次期システムの夏雨を開始する計画となっているの通用開始は、アーキテクチャ等の制約により、従来掲載できなかった補助金も掲載できるようになるため、パグランツ活用のさらなの様に努めます。また、ネシステムでは、G化ズロやパグランツにあらかじかの登録されている情報を申請フォームに自動人がするよの可能となっております。申請の指示を図っております。今後も事業者のニーズを踏まえた機能拡充を行うなど、引き続きシステムの改善を続けてまいります。
110	令和6年1月23日	令和6年2月16日	印鑑承認書の更新期間 編 長	印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされているが、この期間を6か月または 年に延長すること。	自動車の登録に際して、1合ごとに所有者の印度登録証明書が必要となるが、 大道の自動車を登録する場合、陸道支馬の容前承認を受けることにより、1会ご とに所有者の可能登録証明書を添付することが不要となる取扱い(印鑑系記 書)がされている。 国際系記書の更新期間は3か月ごととされており、この期間を6か月または1年 に延長すること。	公益社団法人リース事業協会	国土交通省	所有権の公証を目的とする自動車の登録申請においては、自動車登録今第16条第3項に基づ当市成総の・月以内の部庭証明書の設備を求めております。その目的は本人の意思に基づしいを登録の時間を指載するためであり、また、譲渡証明書等の登録の原図に関する書面が真正なものであることを確認するためです。 なお、自動車の販売を表とする中台・国本連選手業者等といった一定の登録申請が見込まれる申請者の利便を図ることを目的に、印鑑証明書手事前に整備支局等に届出し、支局美等の承認を得ることで理整初轉の提出に代える取扱いを行っております。 今回のご提案については、この取扱いにおいて3ヶ月旬に実施している「検認手続き」に関するご提案と思慮されますが、これは印鑑証明書の有効期間が3ヶ月であることを鑑み実施しているものです。	第3項	対応不可	自動車登録手続きにおける印鑑証明書の事前承認については、事前に印影照合したことを証 する承認要を予め文付し、印鑑証明書の流付を必要よする登録申請手続きにおいて、承認書の 提出をもって調整研書の流付があったものとして放い、申請者の見程減乏配合特例であ り、3項鑑明書の演正に関しての要件を提明するためではありません。 そのため、3ヶ月後の検認によい、可能量明書の対象制能や印影照合の確認が必要であ り、こ世業のむか月又は1年毎とした場合、印鑑証明書の真正性が担保できなべなるため、期間 の証長は指題です。
111	令和6年1月23日	令和6年2月16日	を指定管理者制度で実施	全国各地で、放課後児童健全育成事。 を指定管理者制度(事業業務委託方式 を名むりで実施した場合、消費税及びが 力要する事をが考えており、財産の 変更する事をが考えており、財産の 環接児童健子の事業を指定が考えて実施 対度等で実施した場合、消費税及びが 力消費税は新建築取引であることを度 知をしてほしい。	(社会福祉関係の非課税範囲) 6-7-5 法別収第二第7号(社会福祉事業等に係る資産の譲渡等)に規定 する非課校組成、次のようになるのであるから留意する。 (2) 第二種社会福祉事業	個人	こども家庭庁財務省	児童福祉法に規定する放譲後児童健全育成事業は、社会福祉法第2条第3項第2号において 第二種社会福祉事業に鑑賞付けられています。 また、消費投入別乗変に第79日において、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等につい では、消費投が外線数と第40日において、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等につい 社会福祉法、4等が処方の外間体がか放譲後児童健全育成事業を受託した場合に、当該社会 福祉法、4等が地方の外間体等・受託者)に対して行う放譲を児童健全育成事業・受託事業)に ついても、第二種社会福祉事業に位置付けられることから、消費校が呼譲校となります。	消费税法第6条第1 項。同法別表第25第2 項。同法別表第25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	対応	放譲後児童健全育成事業については、地域の実情に応じた多様な運営形態により、市町村において適切に実施いただいているものと来知しております。 「窓間い大性いているとかり、発見込基本通道といて、放譲後児童健全育成事業が第二程社会指は事業として非該発和間に含まれることを明らかにしています。 加えて、同選金においては、社会保証法人等が行う分と対理が等から社会福祉施設の経営を発記し、がは、対金権法法人等が行う公共関格等から社会福祉施設の経営を発し、主義指述者の経済といって、大きな経済というでは、その業功の一部を表すさらないのことは合権は事業に関しない場合を除る、社会福祉等、といる第2の一部を表する。 といることを検討します。 「は、2000年度によっては、2000年度に対している。ことを検討します。 といることを検討します。
1112	令和6年1月23日	令和6年2月16日	休暇取得の計画表を電子 化する。	人事院が各省庁に作成を義務付けて る休暇取得の計画表を掲子化して素を の生産性を高かる。	平成30年に人事院が休暇取得を促進するために、各省庁に対して休暇取得の 計画裏の作成を義務付けますが、「様式」の作成を前足しており、例えば、 Microsoftののは60のケア業を支持することで開発の体験取得予定を計画的に 把電できるのに、わざわざたとので休暇取得の計画を作成して限度の休眠子 決を把握さるという無数なこととしています。 につって変の大事ツールの利用 よきがは、「他」、一分で、これではずいないで変の大事ツールの利用 よされば、「他」、一分で、これでは「他」であるたち、各省庁の人事担当題は、これを知らずに体現の原の計画を存在を編集に平し付すてるので、全年の人 より出来では一般に関係のでは、一般にあるたち、日本行りでは、日本行りでは、 が可能であることと問題してでされる。 そのようにすることで、無数な仕事がなくなり、生産性が向上します。	個人	人事院	職員の年次休暇及び夏季休暇の使用を促進するため、「職員の時務時間、休日及び休暇の運用について(平底6年7月27日職職―329) 第7 休暇の来記閣係第2第において、各名各庁の長は、あらかじめ各職員の休暇使期時期を把握するための計画を作成するものとされており、計画最の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について「平成30年1月7日で第30年2月7日の受益について「平成30年1月7日であるという。」(以下「馬長選切」といいます。)により、当該計画表の留意事項を開知しているところです。計画表の様式は、馬長通知第2項において、各職場の実情に応して職員が業務と休暇との調整を図れるよう工夫して定めることとされております。	「職員の勤務時間、作 日及び休報の適用に ついて(平成6年7月 7日期職―2017年 第24年30天19年代 第26年30天19年代 第26年30天19年代 19年代 19年代 19年代 19年代 19年代 19年代 19年代	現行制度下で対応可能	を記のとおり、局長通知において、計画表の様式等は、各省各庁の長が各組織の実情に応じて 集就に定めることが可能である音系しております。これによって、計画表の作成に当たって必要 な悪で表れようのであれば、組織やで利用可能な共争シフト等の機能を活用して作成すること 計画表の活用については、引き続き必要に応じて各府省に対する周知等を行ってまいります。

	所管省庁	回答				提案						
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
113	令和6年1月23日	令和6年4月12日	店に置かれた支配人が取 扱店B支店とする抵当権	登記研究541号では、甲銀行人友店の 支配人が取扱度を同銀行日支店とする 接当権設定参配申請の受任をすると 任ささないとする。/ 法務幹は報記 110番の84行政改革207回音で抵当機 7月、11、253)。通道におりましては「制度の現状側に 記載のとおり、通道におりましていましていま す。以てより。を研究の回路社会記 の一部の場合をは では、 11の番のとなり、 11の番の回答でもな 等。として、 11の番の回答でもな 等。として、 11の番の回答でもな 等。として、 11の番の回答でもな 等。として、 11の本、参比率外にはは「新生の でした。 20から、 20から 20から 20から 20から 20から 20から 20から 20から	一へきである。/ 上記登記研究回答が開連っている理由は、次のとおり。/ 徳 実体上の変配人の推復化して、内部的に支店間に上下関係があって、上位支 原の支配人は下位支配の業務を行ことができるという会社選出は対象過念と して認められているである。, / たと入は、利能支店は本海が会社選出は対象過念と して認められているである。, / たと入は、利能支店は本海が会社選出は対象が を表す。えたらな支配についても実際機能を利していると発達すできる。/ そもの の事業を認め対抗力として取引相手に振密立を記事場の過度萎縮が直接されている。 からない。ためたいるがある。 からない。 (大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	商業登記ゲンロン	法務省	ある支店の支配人が、他の支店の営業に関する代理権限も有しているとは一般にいえないため、停保行み支店の支配人が取扱店を同級行品支店とする抵当権投充金部申請の支任をすることはできません。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、対応は困難です。	
114	令和6年1月23日	令和6年2月16日	法令で商号の間違い是正 についての包括的なルー ル老作り、間違いの程度 に応じて職権で更正する	学の職権更正について」は、間違った 文字で登記された思われる商号を、 本人に無断で更正できるとするもので 本人に無断で更正できるとするもので ある。/たとえば、「サボート[ほう]は 「サボート[と]」に選しないと登記官が ボート(と]」に訂正される。/しかし、派 ボート(と]」に訂正される。/しかし、派 大田(監督とように、一 見間違った名称が必ずしも間違ってい るとは限らない。/株まが「サボート	ーであるとする。 / 他方、注入番号の表サイトで勝号に使用できない文字を検索すると、適差を出致に登起された、使用できない文字を使用した会社がいぐっとしてる。 / 過速リスクを冒してまず「精神の正確性」と違れたした。 / 世界しております。 / 世界しております。 / 世界しております。 / 世界しております。 / 世界しております。 / 世界上の名目しては「精神の正確性」と違れませた。 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の中心はでは、 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の中心はでは、 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の自己の主意とは、 / 世界上の自己の主意となる。 / 学生の主意といた。 / 世界上の主意とは、 / 世界上の自己の主意となる。 / 世界上の自己の主意といた。 / 世界上の自己の主意となる。 / 世界上の主意となる。 / 世界上の主意となる。 / 世界上の主なる。 / 世界上の言となる。 / 世界上の言なる。 / 世界上の言なる	商業登記ゲンロン	法務省	商業登記法第133条第1項において、登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、選擇なく、登記をした者にその音を出しなければならない(その錯誤又は遺漏が登記官の錯誤によるものであるときは、この復選のはでは、ことされています。また、同意業の2項において、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものである場合において、登記官は、選挙官は、選挙なく、監督法務の又は他方法務ののをの時で得て、登記の更正をしなけない。中枢の中では、日本の本の本のでは、日本の本の本の本のでは、日本の本の本の本のでは、日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	商業登記法第133条	対応不可	制度の設状欄に記憶のとおり、登記に錯論又は遠端があることを登記官が発見した場合の取扱いについては、商業登記法第133条に規定されているところであるため、制度業の内容についての対応は不要と考えます。	
115	令和6年1月23日	令和6年2月16日	会社の印鑑証明書につい て代表取締役の生年月日 を享表示さる証明書発行 を選択可能とする	住所氏名とともに、代表者の生年月日 が記載される、生年月日は個人情報 じあるとともに、印鑑証明書発行で乗り のがスワードして使用されるため、 可能な観り秘匿されるできる。の一 日本年月日が配載されるできる。の一 生年月日が配載されるでは、 生年月日が最終が全然とでいる。 生年月日の意味が全然とでいる。 生年月日の意味が全然とでいる。 一 生年日の意味が全然とでいる。 一 生年日の意味が全然とでいる。 「 大学研究を表する。」 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学研究を表する。 「 大学のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	一取引で売主が運転免許証に用鑑証明書を提示して、取引相手に対して目の前にいる人物が整定された本人であるに証明するように、ノノかし、この生年月日による確認方法は個人の取引には変当するが、会社使用人をかして取引を含金性である。 会社を開入ができる。 できる金性で表して認めない。 全社使用人がありてものまり、 (を表してのような人性が重視を対してのような人性が重視を対しているから、代表表本人の生年月日を証明する。 (を表してのような人性が重視を対しているからなり、(を表しれるを制定しているがような人性が重視を対しているかである。 (を表しれると思言に対することは思想というたがない。) を要しているがある。 (を表しれると思言に対するのとは思しているがない。) を表しまると思言に対するのとは思いまかがない。 今を記事は正明書には美華の心を指定いまかない。 (を表しれると思言になるを対しないためている) (を表しているがようなどれているから、代表表の行為について特に対するを対しないためて、(が表表の性)を対しているが表のを対しましている。 (を表しれると思言になるを対しまった。) を記事は変更の情な任意を必要している対しました。 (を表している) は、 (を	商業登記ゲン ロン	法務省	商業登記法第12条第1項各号に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の延明者の交付を請求することができることされています。 なお、印度の証明の申請者には、請求の目的として、被証明事項を記載し、証明を請求する印度を特定となければならず、申請者の提出時に印度一下を提示しなければならないこととされています。 おって、受記官は、印鑑の証明書を作成するとさは、請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面に証明文を付した上で、交付を行うこととされています。	商業登記法第12条 商業登記法第13条 第22条、第32条の2	対応不可	印鑑証明書には、被証明事項の一つとして、会社等の代表者の出生の年月日が記載事項とされています。 当該出生の年月日は、会社等の代表者であることを特定するために必要となるものです。 また、印鑑証明書については、印鑑提出者のみが請求できるものであり、一般に公開されているものではないことから、制控案の内容についての対応は不要と考えます。	
116	令和6年1月23日	令和8年2月16日	8. 出入國在實管理庁「在 留力一下等等号失効情報 照会」の機能抵充	在留力一ドの再交付により在留力一ド在留力一ドの再交付により在留力一ドの再交付によった場合でも、出入間を管理庁「任命」・「等等を多人があった。」を要認っている。また、在留外国人の在留外の開発の事を可能とする。また、在留外国人の在留外の服务の形式の能とされている同語会之ステムにつき、一括無余を可能とする。	回の足の心のから知る人感をか、七田別同を向「または支育するが南二、万宝 口屋を発育った銀行り対し、当然等項「間して関サ出るよう。まず出土の選任 習管項庁において、継続的「周知徹底していただきれい。 のまた。2023年3月1日、犯罪対策関係登金額が変とただSNSで実行犯を募集 する手口はよる協全や特殊許算を集に関する第念対策プランにおいて、1987年 する在曹別別、から下北には減乏なれた関行を口座が、犯行に利用される美態	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	失効した在留カード及び特別永佳者証明書(以下、「在留カード等」という。)の番号を確認する 情報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合については対応し ていません。また、顔会は1件ごとに行う形となっており、複数の初回には対応していません。	出入国管理及び難民 認定法施行規則第19 条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報開金」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているからかを確認するためのものであり、それ以上の対向は困難です。 なお、複数の在留カード番号の無金については、その食用対効果や関連システムの改修状況を考慮しつつ、慎重に検討を行うこととしています。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
117	令和6年1月23日	令和6年2月16日	31. eLTAX納付への切替 の推進	国家公務員の個人住民税について、第 庁会計システム(ADAMSII)による動作 からelTAX朝付へ切り替える。	○特別機板により地方公共団体に納付している国家公務員の個人住民税は、 管庁会計システム(ADAMS II)を用いる支出電払により地方公共団体の口産に 入金されている。 〇ADAMS II による入金後、事後的ご紙の納付書を発行して支店に持ち込む地 力公共団体があり、その場合、銀行において制作書への出納日の利却、日露 報告のの事員担か発生している。来他から納守省の分下事間は、各地域に おいてはかっきがあり、また、会理的な理由な「団民や事業者に進力な長性を (の「無助法を業事計画」(2023年6月16日間議決定)において、「公金券付金 いずれの地方公共日候に対しても山下AXが活用して納付を行い間係者の業務 効率化を図るといできるようにする前、要別公業本行へら、国家公務員の 人住民税について、官庁会計システム(ADAMS II)による納付から山下AX納付 へ切り替えが行われれば、地方公共団体・銀行双方の事務効率化に貫する。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	デジタル庁 総務省 財務省	民間企業等から地方公共団体への進済県長税及び市町村民税に係る特別機収分の終付については、eltAXが利用されていますが、関から地方公共団体への進済展税及び市町村民税に係る特別機収分の終付については、デジタル庁が所管する人事・総与関係業務情報システムから財務者が所管する官庁会計とテム(ADAMS) フェダル等が開発する日常会計とテム(ADAMS) フェダル等なが過去れ、その後、自行から前町村の口屋へ直接接込がされています。その結果、地方公共団体では、官庁会計システム(ADAMS) より作成に地形、書の情報と、口屋に入金された明細データとを突合する必要が生じ、事務負担が生じています。	地方税法	検討に着手	国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別機収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手機のためのシステム (c.LTA)を活用した納付の英規に向け、関係所省のシステム団体を令和対を底から限次実施 (c.LTA)を基準した上で、原則として、令和10年度中を自進に新しいシステムの連邦を開始します。
118	令和6年1月23日	令和6年2月16日	公告式条例条例例の改正について	管轄の電子化法案の内容等に削り、公 管式条例の条例例を設定し、電子公告 を原則する管理が力え共団体に到 でほしい、また、地方自治法第十六条 第四項を改正、条例公布時の長の署 名を必須でないものとしてほしい。	本庭時国会において官報の電子化に関する法案が可決される見通しですが、 地方公共団体において同様の取組を推進するためには、国の関与が必要で	個人	総務省	地方自治法第16条第4項において、「地方公共団体の長の署名…その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない」ことされており、当結規定に基づき、各地方公共団体において、条例の公布の具体的方法等を規定する条例(公告式条例)が定められています。	地方自治法第16条第 4項	検討を予定	条例の公布の具体的方法については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により条例で定めることしており、現行の規定においても、条例の定めるところにより、条例の公布を電磁的方法により行うことは可能です。 また、「署名、コニンロンは、公本されるべき条例の原本を確定させるものです。条例は、廃止されるまでの間、法規としてのかかを持ち続け、法律と目標に、国民の整幹を制固に、義務を理し、また、現税の証券で利間の場面との動のである。ご葉ぶついては、このような条例の性質や、法律及び政令についてはま任の国務大臣の著名等が求められていることを讃まえ、慎重に検討する必要があると考えます。
119	令和6年1月23日	令和6年2月16日	登記事項証明書における 取締役と監査役の機関を 計さいが明まため、一覧 性を高めて判別を容易に する3/3	それぞれ独立して「設定、廃止」が公示されている証金に関する記述をも割け にまとめて「監査役等非政策会社」「会計 程度と監査役等非政策会社」「会計 基金役譲渡会社」に要互会を開発金社 を表する。これに対して近常省は、会計 を表する。これに対して近常省は、会計 を表現のようなこれに対して近常省は、会計 を表現のようなこれに対して近常省は、会計 を表現のようなこれに対して近常省なである。 である。ため、記念ではである。 である。ため、記念ではである。 を設定金金とか、かなどのである。 が会記金会とか、かなどの表現を表現を表現を表現を表現を表現してある。 が、かない、かない、かない、かない、かない、かない、かない、ない、かない、ない、ない、かない、か	一区には会社の機関設計が会社法規定に合わせて10個独立して用意され、登 起事項認明書にはそれぞれが独立して公示される仕組みになっている。ノしか し、この公示方法は会社法規定に要求の表面。証明書が関係しなるだけで な、会社なの制度がないと思うない。 監要校定該置しているい場合はあらいから、アラントとえば、取締役会や 監要校定該置しているい場合はあらいから、アラントルールルはまい は置重が選載がけられている。アラントルールールを開かる は関係しているい場合はあらいから、アラントルールールはまい は関係している。アラントルールールを関係している。 は関係している。アラントルールールを関係している。 は関係している。アラントルールールを関係している。 は関係している。アラントルールールを関係している。 制度でも各機関の変更度処の後後性熱が取じて行為自時に対ける機関と対し 利別する困難がせら。アニのように作業は扱い間、国民全体に 環ル、「取締役会非設置会が任業は扱い間、国民全体に 張し、「取締役会非認置会社」監査侵事非認強会社」が取締役会認置会社と 最後会就強金社のように、さらに一覧性に明確性と表面させることを提供 る。たとえば、「取締役会非認用金社」監査役等非設盟金社」が監査役を設置 も、たとれば、「取締役会非設団金社」監査役事非認金社が監査を設置会社と を受金数金数を使るこれではままかないから非規係さする必要はない。 定役を設置会社と などの表面を対していてはままかないから非規係さする必要はなどの は、日本とは、「取締役会非設団金社」と変を非認金社が監査を役割である。 などの表面を表面といていてはままかないから非規係さずる必ずなが、 などの表面を表面といていてはままかないからは表面をよるが、 などの表面を表面といていては、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、日本とないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	商業登記ゲン	法務省	整査役に関する登記事項(整査役技置会社である盲等)については、会社法第911条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第51、規定された区に記録されます。	会社法第911条第3 項、商業登記規則第1 条、別表第5	対応不可	整査役に関する登記事項のうち、「整査役の整査の範囲を会計に関するものに関定する旨の 定数の定めがある第1については、「整査役」が記録される原と目一の区に記録することとした方 が、監査役の整金額面が限度されていることを容にも判することができ、公本上の製品にお いて適当であると考えられることから、これを他の異なる区に記録するよう変更する必要性はな いものと考えます。 また、監査役扱置会社である旨等については、会社校園区に記録することとされているところ、 当話記録がない場合こついて、数金後の投資されていない会社であることは公示上明確であ ることから、この点においても、御提案の内容についての対応は不要と考えます。
120	令和6年1月23日	令和6年5月22日	た場合は登記情報提供 サービス取得代行業者の	者から甲出があった場合は定例を公開 しない措置を選加るべきだとしたもので ある。/ごれに対して法務省は、R3不 の施行予定と回答にた。/では、登記停 有する情報についてはどのように対応 解を非公開とした場合、取得代行業者 能を求公開とした場合、取得代行業者	場面には参加目的の対象であり、少などです。このから、日本で大切的な、おおから、 は、一般が、変更を対象に対象です。このでは、日本では、大切のない。 をし、他か、変更を指揮性が、このでは、日本では、日本では、一般である。 で民事局が潜水取得と同様であると番手に、口も、、少ずなから、参配情報度 はの管理下にあるはまである。、そうすると、法務者はDV被害者保護機能をす は、当たって、一般に関係とは高え、全部行政と日本とは、日本では、日本では、 のでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	商業登記ゲンロン	法務省	民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による改正後の不動産登記法第119条第6項では、登記記録に記録されている自然人の住所を明らかにされることにより、人の生命・身体に又はこれによずる管理に心身に有着な影響を及ぼす場合において、その者から中出があったとせば、法律やで変かることが、計算を開催者にその住所に代わる事項を函数しなければならないとされています(令和6年4月1日施行)。	16年法律第123号)第	対応不可	不動産登記法は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度 について定めるものであるため、同志に基づき公示されている意思情報を取得した事業者等に おける当該情報の取扱いについて、同法では特別の資格を変かるおりません。 なお、登記情報足供サービスによる登記情報の取得の代行を素とする者は、通常、個人情報保 版法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当するため、同法の規律に従って個人 情報を取り扱う必要があります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
121	令和6年1月23日	令和6年4月12日	更につい (の報制が110金	等別に氏石を含むの明確についてとしたものである。人民間雑誌回答は氏名 を含むとするのに対し、民事局長通達 である「記録例」では氏名を含まない 「抵当権の記録例を参照」とされている からだ。/これに対して法務省は、民間 雑誌回答が正しいと回答した。/しか	「一般の対象がます。東京を開発していまった。 で記して「第十二十六十七、以いる場所について「主要を開発した」である。 で記して「第十二十六十七、以いる場所について「主要を選手を記録するを制し、 する民事易差違える「記録例」とたてに思り、雑正要求をした場合。「その違連 は緩影り100回音で変更あたますま」と言えばいい。ですか? 番を表 せば、緩別り10回音で変更あたますま」と言えばいい。ですか? 番を表 せば、緩別り10回音等といるあのに「対象の分類」が対象にあるのは予想していて、限に 「通道を変更する効力がないのに過速を変更して、「提案内閣について、限に が応済又は対象であることとしており、対象変が別様である。しずるのは不可能で ある。/ そこで、108.68 足 3.08 0遺滅の「第十二元されていない 記録例について は短当場のに提供の参加。例 一般である。 根据も構成者の 也所変 足記録例について は短当場のと思います。	商業登記ゲン ロン	法務省	根接当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	S L	対応不可	機抵当権の場合、債務者は減担保債権の範囲を画する基準として必要的記載事項とされてお り、住所が変更された場合には、債務者が変更されたとして、住所・氏名を表示をする必要があ ります。民事局長通達の記録例に、債務者変更の記録例があることから、特段の対応は不要と 考えます。
122	令和6年1月23日	令和6年2月16日	て補正率を低下させ、事 務処理効率を改善する[4	のの は、	これ、高等の容易を使用している自集人は影响などしてその言葉を付ばいた 考えるだろう、生態、最等の急等やでは、有等の言葉を打ている会社のプリー は有等が全部解除されているところからすると、符号はダメなのでは? / 注 が表生の注意だって同様で何男子・マラス・ター を設すくを実現と明 様として提出させる即数いをいい加減でめませんか? / 別様を担当せるのは は、50億の金はおしなければならないのではないかない・アラ素を立てでしまった。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法第916条において、会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二 週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては雨条各号に掲げる会 社の区分に応じ継絡号や1定める事項を登記しなければならないことされています。 また、商業を記法第17条第2項第4号において、登記申請書には、登記すべき事項を記載する必要があるとこ。当該記載については、登記申請書に直接記載する方法、別紙に記載する 方法のいずれも可能です。	会社法第916条 商業登記法第17条	対応不可	
123	令和6年1月23日	令和6年2月16日	不法滞在者からの特拠届の受け付け	不法滞在者でも結婚するとピザがもら えるようですが、おかしな話なので不法 滞在者からの帰垣届は受け付けないよ うに変更する	不法滞在者でも結婚するとビザがもらえるのは、そもそもおかしな話。国によって結婚の制度が違う(一夫多要制とか)ので、一旦帰国して自分の配と日本で結婚の制度が違う(一夫多要制とか)ので、一旦帰国して自分の配と日本に掲続けることができるというおかしな制度がなくなると思う。	個人	法務省	日本人と外類人の婚姻については、それぞれの本面法の要件を満たしていれば、市区町村長に対し婚姻間を提出することによって成立するところ。当該外国人が不法滞在者でないことは要なは、日本芸(民法)は軍婦を認めていないことから、当該外国人が本国において第二婦姻にている場合は、日本法の要件を満たさないため、市区町村長畑園を提出したとしても不受理また。在職物別許可は、個々の事業ごとに、在匿を希望する理由、家業状況、素行、内外の諸情勢、人選的な記慮の必要任等、諸級の事情を総合的に勘案して例外的・思恵的になされるものであり、不法滞在者が日本人と帰郷したことをもって、在軍特別許可がされているものではありません。		事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
124	令和6年1月23日	令和7年2月18日	骨髄液や生体移植ドナー となった国民に対する故 労及び所得の企約補債	白血病等により骨製液の移植治療が必要な国民に対し、骨酸・(シウベドナーの製は 要な国民に対し、骨酸・(シウベドナーの製は 減少傾向/性の内部膜移植物の外に関連が 化が進んだことは、骨骼が成功能して切り所令 がある速度や入板が欠助能して切り所令 がが進んだことは、骨骼を関係してはいる が打ち切られた業に至る可能性がある が打ち切られた業に至る可能性がある からだ。有期の非正規雇用や業務委託 契約の場合、雇用契約主となる の自助努力には限界があるため行政に よる精優を充実していただきたい。	一部の地方自治体ではドナーとなった市民に対し御礼金を送っているが、最高 でも20万円前後であるため所得特徴には従還し、 https://www.city.kuota.gov.comtext/congloseIntral https://www.city.kyotol.gip/ hokenfukushi/page/0000190252 html	個人	厚生労働省	ドナーの体限に対する公的な補償制度はありません。	なし	対応不可	遠血幹細胞移植は、提供を希望する方がドナーになりやすい環境を整備することが重要である と認識しています。 企製にしています。 のまた、自然の場合では、 の方が、食料等提供のために必要となる適能や人保のための体理を取りやすぐすることや、年 女体制とは別に手物が経帯を即ぐるもろ。日本年齢に少かが行う企業向けの普及容景活動等 (※)への支援を今初5年度から強化しています。 (※) 日本骨散・少力において、ドナー体影制度の導入プロセス等の説明を行うなど、普及容景 等を行っています。 また、厚生労働者では、ドナー体影制度の導入プロセス等の説明を行うなど、普及容景 また、原生労働者では、ドナー体影制度を導入している企業事例のPPP掲載やパンフレットの作 成一級により周知を行ってあり、その普及復選に取り組んでいます。 引き続き、骨髄等提供される方が、ドナーになりやすい環境作りのための取組を進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
125	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自治体の労働基準監督権限の独立性確保	無道府県および市区町村に設置され、 本事委員会代しくは公平委員会とは地 方少務員の労働基準監督権を有する。 たいしての事務所機員は音長新の 員が人事異動の一環で出向しており、 独立性が担保人れているとは言い は、事務局も含めて完全に独立した組 線となるようお願いしたい。	立した機関であるたの独立性を担保したってで調査を行っている。 駅員も独自に 採用しているため属人的なしがらみが発生しない。一方自治体の人事委員会は 組織圏 トけが立しているものの、本質や東路県内のしまける長知県により無	個人	総務省	施方公務員法(研和25年法律第281号)第9条第1項以は第2項により、人事委員会又は公平委員会(DTT人事委員会家)といいます。)は、勤務条件等に関する措置要求の審査・判定、不利益級分(E関する審査第2に対する裁決、職員の著情処理等の事務を行います。人事委員会会社会人の委員会とつ「報総会社(同議等級の公第1項)委員法、人格が高漢で、地方自治の本旨及び民主的で総率的な事務の処理に環解があり、かつ人事行政に関し議長を有する者の方の、議会の同意を得て、地方公共の表が選任することとされていまり、第2項2項)、人事委員会等の事務職員は、人事委員会等が任免することとされています(同法第12条第7項)。	地方公務員法第8条、 第9条の2、第12条、 第33条、第34条	対応不可	人事委員会等がその事務を行う勤務条件等に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求 及び職員の苦情相談については、非常勤職員(会計年度任用職員)であっても利用できる制度 です。 人事委員会等の事務職員は一般職地方公務員であることから、地方公務員法第33条(信用失 業行為の禁止)を第3条(被密定学る機計の)規定が適用されます。これらの規定は、人事委員 業等がその機能を認め、から別ではます。これらの規定は、人事委員を等して、 業等がその機能を認め、から別ではます。これらの規定が、人事委員を等と信 を考めたの機能を認かった別ではます。これのである。 の後も、助路条件等に関する信置要求等の制度が職員にとって利用しやすいものとなるよう取り 組んでまいります。
126	令和6年2月20日	令和6年3月15日		紙で提出することになっている書類をリストアップし、提出件をの多い書類やコストアップし、提出件をの多い書類や自要を電子データとして提出するようにすること。特別な事情が無い場別、紙の書館をイメージストで、スキャンした画像の PDF ファイルは原則として認めないこと。	しやすくなることが期待できます。紙の書類の保管場所や廃棄のコストも削減できます。	個人	デジタル庁	行説手続のオンライン化に関しては、デジタル手続法において、国の行説手続を最初から最後までデジタルで完結させるための基本原刷を明確化しており、各所省庁による国の行政手続のオンライル生実施を原剛にしております。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日間議決定)においては、情報システムの登備に当たり海すべき施業として、利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当然行政手続、係ら情報をフェブタイト等である。大きだ、大きのようサイルのカカフォームを利用して最快申請書の小成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルを PDF などの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とすることとしています。	関する法律(平成十四 年法律第百五十一	その他	制度の現状間に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン 化を推進してまいります。
127	令和6年2月20日	令和6年4月12日	登記法に登記情報システムの党部を位置づけ、申請人と登記所との不明明 な関係を明確化する(を /参)	別情報の「作成又は管理に関する態 昨日連進に上海後の罰則定をめてい も、「常認着によると、この「作成又は を関す、「では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	30条4項により補正対象にならないとされているにもかかわらず、オンライン申 前で入力を増めた、補正しできない却下事仕なる。 すなわち、オンライン申 期における登記所の表示は、申請情報ではなく、提出先を窓所の鎖りとみなさ れている。/ 何里をの回答で記者がは「申請人か申請情報を提供する登記所 を自覚して申請することを使す」とするが、そもそも申請情報としての登記所の 表示が間楽っていて手継り30条を領により卸下できないのでは? メンライン申	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、その取り扱う登記機別情報の漏えい、減失又はき損の防止その他の登記機別情報 の安全管理のために必要かつ適切な措置を選ばなければならないとされています。 登記官その他の不動産登記の事形に選手する法局局法(は地方法局務主人は、ため 原又はこれらの出発所に動物する法局事務官又はその職にあった者は、その事形に関して知り 係と登記録所積極の仲成又は管理に関する秘密を辿らしてはならないとされています。 登記録所積載の作成又は管理に関する秘密を適らした者は、二年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処するとされています。	不動産登記法第152 条、第159条	対応不可	登記情報システムは、登記事務を行うための選昇として活用されているものであり、登記情報 システムの役割を法令上明確にする必要はないと考えます。
128	令和6年2月20日	令和6年3月15日	古本をインターネット販売 する際に本の女性を表示 するため、画像を掲載する プイドラインを作る(多)	形が説明される。	ー・ネット販売が一般化した現在、中古書籍のみが商品画像を掲載できないの は購入トラブルが発生しやすく、一定基準のもとで商品画像を掲載できることが 望ましい、プ化ドが公開する「春作権寺ストーの助ので学ぶ人のからに一令 和2年度」には「春作物等の「例外的な無断利用」ができる場合」として「その他 のコンピューターネットラーの関係の例外が変めまれているが、古まのインター ネット販売をしていませません。「ペースで、次のよの基準をライトシイ スタースをしているが、日本の日本の一般である。「本のよりな事業をライトシイ と関されているか、中古書島の動作に当たっても当該商品のカートを掲載した画像については公開を自由とする。「父も、日文及び本文については3ページ 以内で、報書きであればエキリネとは「平分、株置きであればる中分か左半 分であれば公開可能とする(要するに、行き動が他あないこと)、/参・ページ 実践に当たっては、高品説明」でするよう。然れ、目投げ、書き込みではより状 都が最も思い部分とする。「公園、漫画や写真集など書き込みがされていば事だ。 についてはからかき面積がありまとかれた現中、足名ないようにする。「ただ こいではずらから重積がありませるかよの形で表ないようにする。」「ただ インターネットでの商品記明は著作権を書か望るであるた思、画を加工も写る であるため、ガドラインを整備するとしていては、一般である。「一般である。」 インターネットでの商品記明は著作権を書か望るであるた思、画を加工も写る また。インターネット販売サイトやオークションサイトは違法物品が販売さる。「また。インターネット販売サイトやオークションサイトは違法物品が販売さる。「また。インターネット販売サイトやオークションサイトは違法物品が販売さる。「また」であることを整備する。「また」であることを発	商業登記ゲンロン	文部科学省	著作権法は、適切な権利保護によって「創作の促進」を回り、権利の制限によって「公正な利用」 を確保することで、「文化の発展に寄与することを目的にしております。他人の著作物を利用する の際は、原則と、任命性者の了を保存のことが必要ですが、一定の場合には、者性者の了 解を得すこ事作物を利用できる例が規定が重か、についます。例えば、表情の著作物を、行 ることについては、例外規定の一つなら高作権主義 47条の2で認められる範囲内において、 者件権者の許諾を得ずに行うことができるとされております。	著作權法	対応不可	域れや日候け、書き込みなど古本の状態を確認するための画像の掲載等、個別の事例が著作 接後書に当たるかるわについては、最終的には司法の判断に受わられています。文部科学名と しては、どのような利用が着年権侵害になりろのか、また、書作権者の計数なく、著作物を利用 できのはどのような場合のか、というとは「こいで、「著作権子ストリ (https://www.burka.go.ja/seisaku/chosakkan/seidokainetzu/93726501.html) において情報 発信しております。 引き続き、文化庁のホームページなどで、著作権についての情報公開を通して、国民の皆様が 著作権への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番-	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の標要
12:	令和6年2月20日	令和6年4月12日	行政書士試験の正解を試験問題と同時に公表する	11月12日に実施された行政書士試験 ついて、試験問題は著作権に関係ある ものを除き11月20日に中上で公開きま でいますが、正解については合格を表 日である1月31日に公開される予定で す。 正解の公開日を試験問題と同日に公別 することを提来します。	があった。 者にとっても対益になると思いますし、仮に、平成30年度・令和元年度のように 不適切な出題があった場合でも、出題者が想定した正解以外の枝について、な ぜそれが誤りとはいえないかをより的確に指摘できると思います。	個人	総務省	行設書士試験は、行設書士法(昭和26年法律第4号)第3条に基づき、総務大臣が定めるとこ が、平成11年自治省告示第250号)により、行改書士の業界に関心多東な知識及び能力について、 毎年1回以下行うととされ、試験の無行に関する事故は海道房料分行うととしています。 また、同法第4条に基づき、都道所房知事は、総務大臣の指定する「非定試験報度」に、行政 書土試験の能行に関する事務を行わせることができるとれており、現在は、指定試験機関であ る一般財団法人行政書士試験研究センターが全国統一試験を年1回実施しています。	行政書士法第3条、第 4条	対応不可	行政書士試験は、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターが実施しており、ご提案の内容は同センターにお伝えします。
131	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公益通報者保護法の所管 を厚生労働省に移管す る。	公益通報者保護法の所管を厚生労働 省に移管する。	公益連報者保護法は、消費者庁が所管している。しかし、公益連報者は、労働者であることがほとんどである。消費者庁は、労働基準監督署のような全国規模の監督組織を持っておらず、公益通報の保護を十分に守ってができていない。民間の設定におは、公益通報があっておけなしない金流の制制をあるという。公益通報者の保護は、労働者の保護と密接不可分である以上、公益通報者の保護がある場理者では、厚生労働者が所管するべきである。所管を移すことで労働基率監督の監督ゲウハウとあいまって公益通報者の保護が格役に向上し、信頼される公益通報者保護制度となる。	個人	消費者庁厚生労働省	公益通報者保護法は、事業者による食品偽装事件、リコール隠し事件など、消費者の信頼を 裏切む企業不祥事が増次いで明らかいなったことを契機といこ、のような企業不祥事の発生文 は拡大を防止して消費者の利益の機能を図るため、当時の内間所間は上落蓄値会におり おを踏まえ、2004年に制定されました。このため、制定当初は内閣所がこの法律を所管していま したが、消費者の対金の機能及び連急に関する事務を任義な考りでありた。 月月に保い、消費者市が所管することになったものです。 また、2004年の対金監督者の保護を開きる事務を任義な考りでありた。2004年 月末の大力を必要を表した。 また、2004年の対金監督者の保護を表し、一般認識報が取り内体を製造を表析しております。 加えて、国・地方は必体等の行政機関に対しても内部通報・外部通報への対応体制を登備する よう、取組を使しています。	者委員会設置法第4 条第1項第22号 ·公益通報者保護法	現行制度下で対応可能	公益通報者保護法の施行に関しては、消費者庁において、労働者の他、役員、追職者からの 公益通報に関する相談を受け付けるととは、事業者、行政機関等からの公益通像への対応に 関する研察と対抗な、裁値の権益に向けて、各種成合語を持てたります。また、労働者から の情報提供等も婚給となり、事業者の内部盗報対応の体制整備が適切に確保されるよう、行政 対応を行っており、厚生労働省など関係省庁と連携して公益通報者保護の実効性確保に努めて います。
13	令和6年2月20日	令和6年3月15日		価格が設定されている間伐材等未利月 木材の供給力が少ない都道所景でも FIT認定の木貴バイオマス発電事業者 が乱立しており、既存の木材需給に影響が生じている。 これを防止するため、都道府県毎の間 伐材等未利用木材を含む木材の中長 期的な供給力が把握できるよう「国有本	野今、FIT認定の木質バイマス発電事業者が不採算に陥り、事業からの撤退 を余儀なされる事例が増加しており、再工・根理像の妥当性が採開視されて いる。 不採算による事業搬迫の最大の変因は、燃料の調速計画の不備であると考え される。FIT記定の木質バイマス発電事業者は、大質バイマスの無料で最も高 いよび調達価格が認定されている間位対等本利用木材を多く使用するが、これら いず可認適価格が認定されている間位対等本利用木材を多く使用するが、これら の木材の供給が少ない、電影用係においても7月20世界性教は多く、FIT設定の 水温でイクインスを要事業者が最近しまるが、日本の計画を制いこれもの木材を では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、 原で、使用する者があば、たれる機能と、存着で無理に誘連し、これが 原で、使用する者があば、たれる機能を引き起したとに、最終 的には不採算に陥り事業拠退している事例が見受けられる。 の販売業者が高が成したが最高を引き起したとにに、最終 のには、不採算に陥り事業拠退している事例が見受けられる。 は、「日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の表が記録される。 は、するために、「田認を申請する中の本の本の本の本の表が記載を引き起した」と、「国の本の本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本の、本	会社・団体	農林水産省	地域の木材素絵状況に関する情報と国有林施業実施計画書は林野庁HPに掲載しているものの、それぞれ個別に掲載されているところです。 また、地域解林計画書については、名都道府県HPで掲載しており、林野庁HPでは参照できないところです。		対応	木質バイオマスの利用を検討する事業者等が、一体的に国有林野施業実施計画書及び地域森 林計画書を参照できるよう。林野庁の「木質・バイマスの需能問題情報」のページにこれらの計 画書の公表をURLを掲載し、関連付けを行ったところです。(令和6年3月実施労)
13:	令和6年2月20日	令和6年5月22日	定基準を現代化し、写真	を99条で地目への当てはかを規定す。 の人かし、単別の条目の具体例は、 しに増、近口、陶器かまと、木壌など、 の本のよりまかってない。かぜ、 が大のまま引き継がれている。/ 太海 大発電所とかかーシェアリングはより 大発電所とかかーシェアリングはより 大発電所とかかーシェアリングはより 大発電所とかかーシェアリングは 成り、大海場 大学を発展があり、大海場 大学を発展があり、大海場 大学を発展があり、大海場 大学を発展があり、大海場 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・	対からすれば、役所内閣で4部の遠遠を配って地目設定基準を認知させる方法 ではなく、国民分目ら地自東東の事業を判断してメーライナ場できるように、 地目の具体例を4中に画像付きで解説し、その内容も現代に対応したものに改め べきである。2 個形片が場裏目がりの情報が生め側にているように、送路省も に、法路省も公開すればいい。// その中報を包った場合には実際が課せられ に、法路省も公開すればいい。// その中報を包った場合には実際が課せられ ることなどから場外らかなとおり、(41回答)当事者の最後を施算するなら、なお	商業登記ゲンロン	法務省	地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山 林、玻璃、原味、基色、境内地、運用用地、水道用地、用原水色、ため池、堤、井溝、保安林、公 原用温度を表現した。 東田道路と、 東田道路を表現した。 東田道路、 東田道路 東田道路、 東田道路 東田道路 東田道路 東田道路 東田道路 東田道路 東田道路 東田道路	第1項	対応不可	地目の認定については、不動産登記事務取扱手続準則において、「土地の環況及び利用目的 に重点を置き、部分的にかすかな差異の存するときでも、土地を体としての状況を観察して定め るもの」と念れています系維制制は、申請人が土地の可以、利用目的等を制定するにあって参 をなる情報として、法務を示ームページにおいて既こか開始されており、当事者が他目について 変更の登記を申請するに当立って、当該情報を参加し、変更後の担告を判断し、申請情報を 中成することが可能であることから、御提案について特役の対応は不要と考えます。

77. 5	所管省庁	回答	HI ch Traff		Martin 4	提案	TE 所管省					/80 mbc.
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	湘布
133	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公務員が有害鳥獣駆除、 管理捕獲へ参加しやすい ようにする(策素の扱い)	、用筋固を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 により、企務員は消防団へ参加しやすくなった。 力が間に関する場合は、企務員は対抗団へ参加しですなった。 力の世にしように、公務員の景楽の 1つとして、有害鳥戦駆除や管理情報を 認める方向に扱いを変えても良いので はないか。	近年では地方部において、鳥獣被害が増え、狩猟者が減る実態がある。 地域に貢献したいと考えている公務員が、有害鳥獣難がの管理措施に参加し よと思って、参加ではい機能がある。 公務員が後来として参加することで、鳥獣被者的止の一動となることができ る。	個人	内閣官房 人事院 総務省	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務 の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第99条第4 1項)ともれており、一般職の国家公務員として守らべき服務規律の一つとして、職員の業を受 開発しております。(国家公務長法第10条を16年 とのを受けるとは、日本の事業を制限しており、日本の事業を必要を 国家と印象技法第10条では、自ら医判企主義を置むこと自営業業)を制限しており、日本の事を をしたころ。 のの対象をなるものを触って、報源を伴て行う他の事業等を制限してい、したことところ。 (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の主ないません)と、「日本の政策と (国際西の主なが長の政策と (国際西の政策と (日本の政策を (日本の政策と (日本の政策と (日本の政策を (日本の政策と (日本の政策を (日本の政策を (日本の政策と (日本の政策を (日	国家公務員法第103 条及び第104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能		
					関係法令・通知等							
134	令和6年2月20日	令和6年3月15日	業者が備える帳簿」の具	では、具体的な帳簿の種類やその帳簿 を記載するに当って従わなければなら ない法令・会計処理や会計報告の基準 に沿った方法等をきちんと明示すること より、適正な連営ができる第一歩だと感 しております。	下第403円 (放護後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇 の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	こども家庭庁	放譲後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)において、放餌後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らいにする概要を整するよう規定しています。 また、放譲後型のラブ選を消耗で「平成27年雇児免の331第34号)においても、放譲後児童ウラブの選訴とあたり、定用的な保証で必其解析を行うなど重立な会計管理を行う必要性を明記し 加多て、児童組出法国な条の回のにおいて、市町長は、放譲後児童と育成事業を対して必要と認める事項の報告を求めたり、その事業を行う場所に立ち入り設備や帳簿等を検査 させることができるものと規定しています。	事業の設備及び運営 に関する基準(平成26 年厚生労働省令第63 号)、放課後児童クラ プ運営場針(平成27	1月2日 中下	左記のとおり、放課後児童健全胃原事業については、実施主体である市町村において、地域 の実情に応じた多様な運営形態により実施がなされているものと素知しております。そのため、 実施主体である市町村と御相覧のと、本事業を追かいただようお飯・牧します。 また、本事業に係る帳頭については、各自治体が運用のなかで、決算報告におけ、 表記者切り理像は、事業者に対して社役者等そ実施にているものと表知しており、帳海の種類や 記載規則については、当庁から具体的に示す必要性はないものと考えます。	
135	令和6年2月20日	令和6年4月12日	地方自治法施行令におけ る随意契約の範囲	地方自治法施行令第百六十七条の二 にある随意契約の条件のひとつである しわゆる「少額随意契約」の範囲を、市 町村も国同等又は市町村独自に上限を 宇かる初字を持てること	地方自治法では、一般競争入札による契約を原則とし、随意契約は例外的な取扱としているとこうですが、少額の契約については簡単契約によることが出来るしたが、大部分の契約は過度契約によることが出来るした。人気が同様を決定する消費投の増設もありまたが、自然を担じませた。人気が同様で決定する消費投の増設もありまたが、自然というによる人間が同様で決定する消費との増設しまかしまかしまた。自然というにより、自然というにはは単値が相当め要で、コストを掛けていることから、入札参加者も少なくなってきている状況が見受けられました。というには単値が相当め要で、コストを掛けていることから、入札参加者も少なくなってきている状況が見受けられました。これでは国と認定を指するというには一種がある。また、少額随着契約については国と認道所は、指定都市については同一級なのに対し、対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然といるというに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対し、自然というに対しているというに対し、自然というに対しませない。	個人	総務省	地方公共団体における契約は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保できる一般競争入札によることが原則とされていますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第10年の2第1項第1号の規定により、予定価格が同令別表第6で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない場合には、随意契約をすることができることとされています。	地方自治法施行令第 167条の2第1項第1 号、別表第5	その他	都道府景及び指定都市は、その財政規模が、指定都市を除く市町村の財政規模に比べ、極度 て大きいため、現行の地方自治法施行的においては、減差契約ができる契約の金額は、都道所 景及び指定都市と、指定都市を除ぐ市町村とで別に変められているところです。 御宴望のことについては、国の最高契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案しなが ら、慎重な検討が必要であると考えています。) F
136	令和6年2月20日	令和8年3月15日		書を受領するには、合格者登録簿に記載するために司法試験委員会に戸籍抄本や本籍が記載された住民票等を提出する必要があるが、同年に司法修習生田服署者に申し込む場合は、提出を不	現状では、司法経験に合称して、司法修習生採用選者に申し込む場合は、戸籍 か本や本書が記載された住民家と二週入事し、合格証書を受領するために司 法試験委員会に提出するとそもに、司法修習生採用選者に申し込むために最高 部別へを全間に書面を、同じタイミングで別の国家機関に提出する必要があるが、 の現状は、現金砂な採削り行政 (機管には最高機関に活出する必要があるが、 の現状は、現金砂な採削り行政と使用した司法修習は可能ないによる解 事であり、二章の負担を強いているのではないか。 第二次数と異常が合作者のかではないか、第二次が一名を書き続作成のよ 司法試験を異常が合作者のが同じまれていると表現して「問題ない」によるが では、「他のではないか、第二次のではないない。 コンスを「他のではない」の「日本に「日本修習を生用関本が「中の人でいる」で、 コンスを「この」には世紀を求めればより後のであって、同により国法修習生集用選 者に申し込んだ者については、最高裁判所と情報を共有すれば、改めてその者 に対し提出を求めればないと考える。	個人	法務省	可点試験安員会において、自信目情報の記憶及び管理のため、严緒が本等の提出を示めています。	司法試験法(昭和24 年法律第140号第1 至東北京第19号第1 司法試験法施行提則 (平成19年法務省令 第94号)第7条第1項	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手 数4の3キャンシュレス化を予定しており、出願手続等の各種手続の具体的な方法等について は、今後検討を行う予定です。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の標要
137	令和6年2月20日	令和6年3月15日	の順位ランクについて	式試験の各間別又は科目別の開位フレバニンが、そのところ、接身対象者 数にかかわらず、同法試験では、Aラン 以は1000番以内、Bランクは1001番から1500番と切り は1000番以の1番から300番以 内、8ランクは301番から800番との10番。 は数千層観路では4カランだ300番以 内、8ランクは301番から800番との1 も、たた。例は1番から800番との1 も、たた。例は1番から80番との1 を1を1 を1を1 を1を1 を1を2 がよりなります。 は、野血対象者数の上位の分の 1を4 シックを数したしているが と見がよりないたように、見ぬ対象者数 をランクの数にあているが、1 はのが、1 はのが、1 はのではのでは、1 はの	現状の通知方法では、採点対象者数にかかわらず、一定の原位毎にランクを通 知しているところ、例えば、今和5年の可能検管は、1000番以内を各ラングと している反面、8以下を500番割のとしては多で、中ラングは1493 共産児人か おらず、人数に不均衡が生じている。同法総事や舗成様では、人数の不均衡は のようが、人数に不均衡が生じている。同法総事や舗成様では、人数の不均衡は のようが、大数に不均衡が生じている。同法総事や舗成様では、人数の不均衡は のようが、一般では一般では、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは と対象を表数をランクの数に応じて等分する。即今例えば今和4年の司 法試験予節競技では、446番以内をカランクと、2203番以下をデラングとは 形にすれば、昇縁になりすぎない現度でより着切に既合格果を受整生に伝達す ることができ、情報研究の面からも関ひと考える。 同法試験でおいては、より週のは保急は果を受整性に伝達できるのみならず、 法科大学祭としても、在学書には存金上が支援をの試験結果として、各科目的 の適切に関位ランクを入事できることにより、条料目に応じた場番等の登録的な 度まさが、その情報から素料をの数する前面の支援につながることが対象 で、定料を手を扱い法権を表している。	個人	法務省	11月29日改立) 可法成等 宇宙改通表 24成 (表) 行る試験状態の A 人造知について (上巻つき、施文式統計と対け各相別報告ランを書題しています。 平成17年11月8日司法就験委員会決定(最終改正 令和4年11月29日) 村はps://www.moj.go/p/content/00146578.pdf 中成27年6月10日司法就験委員会決定 https://www.moj.go/p/content/001148701.pdf	平成17年11月8日司 法訓練委員会決定 (最後改正) 中和4年11月2日司 法訓練委員会決定 平成22年6月10日司 法訓練委員会決定 平成23年6月15日司 法訓練委員会決定 (改正) 令和4年11月	その他	論文式試験における各間別順位ランクの区分については、司法試験委員会における議論を踏 まえて決められているものであり、その区分の見直し等については、領重な検討が必要ですが、 頂いた酵差見は今後の参考とさせていただきます。
138	令和6年2月20日	令和8年3月15日	行扱機関が発行する証明 書を流付する手続で証明 書に高があった場合は 行政機関間で解決する(A / 4)	手続では、登記事項延明書などの一部 の証明書を必有いる、一行改成側が保有 なってきている。一行改成側が保有する方向 は正しい、一人かしその対象は規定き動 も多い、一体の起音を当まない。 とした、対象が日本をからない。 は一なるでの智定的な、中部人負担をそ のの研書を出せ、対象を が関係を がは、対象を がは、対象を がは、対象を がは、対象を がまれています。 がは、対象を がは、対象を がは、対象を がは、対象を がは、対象を がまれています。 がは、対象を がまれています。 がまれていまする。 がまれていまななななななななななななななななななななななななななななななななななな	一般府全体の指針として共有すべきである。/たとえば、証明書の作成年月日 が未記人であるとか、必要な公別が押されていないとか、定様で確認できない。 ければ、発行元が数機関に進し数字内の証明書を通りを選ばるで確認できない。 ければ、発行元が数機関に進し数字の証明書を通りませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	商業登記ゲンロン	デジタル庁	また、「ノブル社会の大災に同けた皇皇前面」、「中和3年0月9日開議人たれておいて、「日報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするたり、可能が関リー連の手続がデジタルで完全するとうに取り組むとします。情報システ	情報通信技術を活用 した行政の推進等に 関する法律(平成十四 号)	その他	制度の現状欄に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。
139	令和6年2月20日	令和6年4月12日	一様の建物の名称を申請 情報とするときは数地様 の目的となる土地の所在 等を省略可能にすること (C./4)	定する一様の建物の名称を申請情報 の内容とする場合は当該一様の建物の 構造及び集組物を名称できるよする。 申請情報とするとは3を8を分析規定する 心(1)で規定するとは3を8を分析規定する と他(1)で規定するとは3を8を分析規定する とが、10年度であるよりであるよ 地の所在等名略できるとする。 に2世初の所在や影地権のの所在等を名 節できるとする。 がある。 がある。 がある。 がある。 から、 の所在等と がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	一建物の所在や敷地機の目的である土地の所在等も特定されるはずである。 / 不動産量配法には建物の名称を整定する具体的規定がないようだが、一様 の建物の名称を時候観し、指号に一様の建物の構造と直接を含むすることは現 前される心思から、何気に予した。規則が成立した。、機の申貨情報できる 時できる意致いを改合で認めている以よ、機能の名称から一様の理物を得定する 前できる意致いを改合で認めている以よ、機能の名称から一様の理物を得定する のはる整定的では一体のある。/ たればあり時代の設定では一様の単物を特定す がのはる整定的では一体のある。/ たればあり時代の設定では一様のようである。 学際として、申請人と注意開送の事場のストモビ報ぎる方法だった。/ 不動産者 等深入して、申請人と注意開送の事場のストモビ報ぎる方法だった。/ 不動産者 等深入して、申請人と注意開送の事場のストモビ報ぎる方法だった。/ 不動産者 等深入して、申請人と活動との事場のストモビ報ぎる方法だった。/ 不動産者 等深入して、申請人と活動について、活動にあるよれは、建物の所在や動機機構成 を当該の子を対して変した。/ 不動産者号に同様に、建物の所在や動機機構成の 特定という意では不動産者号も提前の名称も気ならないのに、なず夜歌いが質 なるのか?/ 中部構像は市前人の見住と整定所の事態を手にできるのであればそれ、 をは、おりまでは、またが、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	商業登記ゲンロン	法務省	接物の表示に関する登記又は接物についての権利に関する登記を申請するときは、申請情報として、不動産の表示を要するところ、建物又は損援地かびの分遣的である場合であって、当該連接別はは関連機が返す。一般の連絡の名称を申請情報として心をは、当該建物又は附属建物が順する一様の建物の精造及び尿面精を省略することができます。 また、不動産の表示を考 また、不動産の表示を省 略することが可能とされています。	不動産登記令第3条 第7号,第8号、第6 条第1項	対応不可	区分建物の場合は、対象とする不動度を特定するために、申請情報として一様の建物の表示、 専有部分の表示及び美地様の表示を提供することされているところ、専有部分とに設定され ている不動産機能事項である不動産番号を提供することとで、専有部分が特定され、それに伴い 一様の運動や他地棒の目的である土地の所在等も特定することができます。 一様の運動や他地棒の目的である土地の所在等も特定することができます。 の不動態に一般に対きないな不動度番号とは表なり、(一様の運動のを称が計すでは、急 起管において運動の所在や趣地様の目的である土地の所在等の情報を特定することができ ず、変記手続を適切に行うことができないなめ前提来について、対応することは困難です。
140	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不動産と商業登記で住所 変更の委任状は住民票 のなおりで転回さど移転 元名省略可能にする(ロン 4)	業登記で任所変更の委任代の記載事 混して、「住民原のとおり」とすること 認める、今であるとした理案である。人 不動産量をでは登記を集入の登記を は即する住民業への登記を にの内容は全数できる。 会社である。 会社である。 会社である。 の内容は全数でする事項や変任状の 委任事項と登記を行かる。 のは、 一部である。 、 海付着を のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	一巻、まず、この提案は不動産登記と商業登記とを提案事項として記載し、法務 省も不動産登記法と商業登記法とを該当法令として列挙しているにもかかわら ・ 商業登記しいついず的できない回想か全と流ぐもれていない。 (法務省か 公間する住所変更の見末に含まれている受性状の受任事項は「代表登締役の 〇〇〇〇の世界が、、」となっているから、これが思えらいか? (代表数6 か 1 では、いません。 (1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	商業登記ゲン	法務省	登記の申請を司法書士等の代理人がするときは、その代理人が本人を代理して申請する権限のあることを証する情報(受任情報)を申請情報と併せて提供しなければならないこととされています。また、受任情報には、代理権の範囲が分かるように受任内容の記載をする必要があります。	不動産量記令第7条 第1項第2号。商業量 記法第16条	対応不可	委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります。御提案の 件については、住民票の内容そのものが委任事項になるところ、具体的に住民票の何が登記中 頭の委任事項とされているか一見して判断できず、代理権の範囲が明らかにならないと考えら れることから、対応は函賛です。

	所管省庁 - 小の給計						所管省庁の杉	討結果			
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
141	令和6年2月20日	令和6年3月15日	障害者雇用の雇用車額者 においてWEB顕素に移行 したうえでクロス分析を実 施	付付、底木の水やりなど、身につけたる 門性どころかこれまで学んだことを全否 定するような仕事内容が障害者雇用で は参日行う。しかしこれらを裏付けるような公式統計はいまのところ存在しな りな公式統計はいまのところ存在しな し。WBアンケートの方式を用いて調査 内容を細分化外原障者限り、変と、 別、仕事内容、賃金、最終学歴および 学金等の公的給付の受給状況しそれ	現行の調査票 https://www.mhw.go.jo/content/000940558.pdf 知行の調査では薄害者を峰の種類別法とび等限によって「重度障害者」と「それ以外をカウントしているが、それ以上の仕事内容や給料といった実つ込んだ、内容を調査が変としていない。ため注意を開車の返産成分はのの目のでは東門経営器で仕事内容の検討が合れていない現場と投げの雇用が全国的に行政機関法と民間で行われている。後期は長低質金、上をハロワークの至いでナックインでの求人順単し込みが始まる前までは、薄害者求人を別途行わないとかの求人属と受け付けないというが未除年報を展開していたいれつけるかったほどでは、調査者以よる自然方式と「大き、「は、調査者以よる自然方式と「は、調査者以よる自然方式と「ない」という、それらを用いることができれば、調査者以よる自然方式とけている。それらを用いることができれば、調査者以よる自然方式という。それらを用いることができれば、調査者以よる自然方式とは、対域の関係を関係を関係していて、ままが、調整に関係を関係していて、ままが、対域に関係している。それらを用いることができれば、調査者以よる自然方式と対しまれば、対域を関係とないました。	個人	厚生労働省	事業主は、原常者雇用促進法に基づき、従業員の一定割合(法定雇用率)以上の原常者を雇用できたとが議場づけられており、1人以上の原常者の展開義務のある企業(今和6年度については4歳を入し、1人以上の原常者の展開義務のある企業(今和6年度については4歳を入し、1人以上の原常者の展開義務のある企業(今和6年度については4歳年くし、1人以上の原常者の展用義務を適正に提付しているかどうかを把握するため事業主に報告を義務付けているものであることから、「通常校児、仕事内容」変生、最後学歴またが年命等の公的条材の受受があることから、「通常校児、仕事内容」変生、最後学歴またが年命の公的条材の受益が、以上の事業所から出し、1分集を行っている。日本に関する第刊労働者の人以上の事業所から出し、1分集を行っていた。日本者を持ち、日本者を行っていた。日本者を行い、1分集を行る第刊労働者の条件に対し、1分集を行った。1分集を行る第刊労働者の条件に対し、1分集を行る第一分集を行る第一分集を行る第一分集を行る。1分集を行る第一分集を行る第一分集を行る。1分には、1分には、1分には、1分には、1分には、1分には、1分には、1分には、	障害者の雇用の促進 等に関する法律第43 条第1項、第43条第7 項	現行制度下	制度の現状機に記載のとおりです。
142	令和6年2月20日	令和6年3月15日	手取りが最低資金を下回 らない会計年度任用職員 の給与体系整備を自治体 に使す	事態が各地で起きている。このような転	人性費抑制が自治体の財政当局や音長や地方議会からの要談子質編成上の 制約によるものであれば、人事院勤告以外の賃上付の根拠やメリットについて 国から自治性を支持率の情報程度を行い、人科費等の人事予算の適切症候 を促していただきたい。 またそれでも引き上げに決る自治体に対しては、地方交付税交付金の減額など も核討せざるを得ないといったディスインセンティブを提示し、危機感をもたせる ようにていただきたい。	個人	総務省	会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均 簡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と指似する職務に従事 する常勤職員の調子る職務の原効・機能を基金化しつ。 請遂行上の妻となる知識、技術及り職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における 同一又は景似の職を切割着の動き外部の大場では、七十分電影とつ、地域の民間企業における 見、混る際の職種の労働者の参与水準の次、第一七十分電影とつ、地域の民情等を指索 え、遭別に決定いただくものです。その際、地域の実情等には、最低資金が含まれることに留意 することとしています。	地方公務員法	現行制度下で対応可能	会計年度任用職員の給与水準については、最低賃金を含めた地域の実情等を踏まえつつ、適切に決定する必要がある旨、会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルや通知により、各地方公共団体に対して助音等にているところであり、引き続き、各地方公共団体において適切な対応が行われるよう、必要な対応を行ってまいります。
143	令和6年2月20日	令和6年3月15日	自治体の選挙事務要員の 不足等基問題に対応した 投票・ステム情報(ソフト 及びハード)	在宅でのオンライン投票や、投票用紙 のタブレット代替等、デンタル裏等を活 用した進もが選挙に参加できる投票シ ステムを構築していただきたい。	市区町村の基礎自治体は業務の自動化や人件費削減等の行政改革で正規職員の数は年々減少している。そのため多くの動員が必要な投開票事務には会計年度任用職員および範疇的任用職員といった非正規職員や教員、用務員 教養課項員を下も観り出されている。投票所の立金人 人民票時間の資産なる証 長により得実時間が「金剛信を超えているため、なり手不足の問題が生せている。 会員 不明確的 (19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年	個人	総務省	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。 【投票用紙のタブレット代数に係る部分について】 地方公共団体の議論の記書したもの選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する返接(平成13年先任第14年分により、地方公共団体の議会の議員及は長のよ登等の投票していては、地方公共団体の条例で変めたとごれよい、定面的記録式収集の合と投票の電子投票がよりませ	の議員及び長の選挙 に係る電磁的記録式 公票機を用いて行う	【在宅でのクライン を表示している。 【在宅でのクライン を表示している。 「と係る部分でしている。」 【投票用紙・クライン・トライン・トライン・トライン・トライン・トライン・トライン・トライン・ト	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の総督体的など、選者の公正確保等の収録から原文すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要が指保するから、投票は、実際事業をか全人の下でうことが原則となって、いますが、これらの者が不をどれって行われるインターネット投票をどのように考えるかについては、選挙制度の規律に関わることから、各党各会滅における議論が必要です。 【投票用紙のタブレット代制に係る部分について】 引き続き、地方公共団体における電子投票の導入を促してまいりたいと考えています。
144	令和6年2月20日	令和6年4月12日	会社従業員に対する包括 委任状を認め、登記手続 で使用できるようにする (い/x)	文店長に包括委任状を参行し、文店長・初島の主体を明確はするよう求めたものである。一週出土に新の金融を開びり出版を全体を開催しませた。一個出土に新り出版を表するようなが、100円にある。100円にある。100円にある。100円にある。100円にある。一切の数計から作るとするは、100円にある。10	一判外の行為」という表現は矛盾する。/そもそも包括要任状は通常の委任状と異なり、代表者の氏名で整定申請するもので、その時間は内部的な業務処理プロセスを明示しているに適合ない。/金融機関の代表契約後が無縁検は消の受任状といらいら作成しているはずがなく、不動産登記手続では事前通知で本人規定受取締役を利用しないるものも、名の実務を制度的に認めている。/そして包括意任状の受任事項が通常の受任状のそれと異なるのは、「〇年〇月〇日付金配何部を利用しないると、一部の実践が付金性が生まが大いないる。「マーロインを関係を対している。」では、日本の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	商業登記ゲンロン	法務省	包括急任状は、法令上業務の一部を他の金融機関に急託することができることとされている場合や受任者との関係が法令上代理関係と同規、得るような場合に限り、例外的に認められています。 また。包括委任状により調かた豊配がなされることを防止するため、個々の会社等の包括委任状については、事前にその内容について審査を受けた上で、これを個々の登記の申請に用いることができることとされています。	S L	対応不可	包括委任状が原則として認められていないのは、登記官が不動産登記申請に係る代理権限 の有無を認定することが困難であり、また、代理人の権限案制により会社の異差に反する登記 申請がされるおぞれがあるためであり、御授業への対応は函難です。

	所管省庁 回答 提案事項 提案の具体的内容 提案理由 提案 所管省庁								所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案埋田	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
145	令和6年2月20日	令和6年4月12日	「年月日付け登記原因証明情報の通りで、雑数の 樹門構成の通りで、雑数の 登立原因証明情報を1個 (5/人)	原因証明情報は複数あり得、日付のみでその文書を特定することは不可能であるにもかかわらず、実務上は特定ができるらしい。 では、同一申請で同一日付に作成した登記原証明情報を2 通済付する場合はどうなるのか? /たしまげ、同様のかに半様を4回用です。	図契約についての「解除」であれば、挺当権を付役性によって消滅するから、しか ドゲウの豊原原の情報で共同規模を参加契当権を持済できることになった。した し、被担保債権の消滅であることが明らかな「井斉」であっても、登厄原図証明 情報に記載されていない不動造の計量を表対することは認めたれない。 従担保債権の消滅事実をもって共同担保開係にある不動造の対策権を一括し いて具体的な豊原原図証明報が必要となり、この情報が増放の登立した次 で作成されていまった。 では、日本のでは、大きないのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の で作成されていまった。 のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の となった。 のの表示を4節できるのかっく、この取扱いが寄述されらば、これは で提用できるようにすべきである。、そもそも要せ似は登録申請ごとに呼ばて で様用できるようにすべきである。、そもそも要せ似は登録申請ごとに呼ばる もので、原原用来と登配機構をは、日本のである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記原田証明情報は、必ずしも一つの書面で作成されていなければその適格性を有しないと いうものではなく、複数の書面を併せて当該金型印轄に係る意配の原因を証するものであれば ましま支ありません。例えは、参照回図及はその日が前一である複数の弁弦運参の組合 作成し、これを含銀して登記原図証明情報として一件の抵当権の技済の登記申請をすることがで 申請書・登記原図証明情報として一件の抵当権の技済の登記申請をすることがで 申請書・登記原図証明古報子の書面を添付する場合には、申請書に添付すくき受任状に、受任事 現して、例えば、登記原図証明情報である今記申信月月日日任建設定実券的証書を おりの延当権設定の登記』の申請を受任する旨の記載がされていれば差し支えないとされてい ます。	なし	現行制度下での対応可	制度の現状欄に記載のとおり、御提案については現行制度下においても、対応は可能です。
146	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不動産登記で電思能力あ る来成年者の申助能力を 一定年前で総引をして、 手をを透明化する(x / x)	務を公示する手続に過ぎないため、民 法の行為能力規定は適用とかす、意思 能力があれば登記申請できるとされる。 意思能力などと定義され、行為の性 質によって基本が異なる。「必思能力が があれば本人が申請し、意思能力がな ければ法をが申請し、意思能力が があれば本人が申請し、意思能力がな の基準が明確でなければ事後的に不 適な中間を対しています。	ーで、登記官が「申請人となるべき者以外の者が申請している」とほう基準は処理基準として明確にすべきである。、そもそも、どのように委任が代けて思想地の有無を達力か? / 生、更能力の有無は差別かからず、住人とのようにできなけたけて思想地である。これがからず、成本者の思想無能力は表別して、万年を行った場合である。これがあります。 / その中国を基本は、無限のところを終われてある。 / そもそもとないました。 / できるしたがあります。 / その中国を基本の場合は、「中国・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	ロン	法務省	意思能力は、個々の行為の法的な結果を認識し判断する能力であり、意思能力の有無は法律 行為の重要性や内容の煩雑性などに照らして判断されるものです。	民法第3条の2	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、意思能力の有無は、個別の事業に応じて判断されるものであるため、御提案のような申請能力を一定の年齢で練引きをすることは困難です。
147	令和6年2月20日	令和6年3月15日	障害基礎年金の地域差問題に対する相談をはび 類に対する相談をよび政 集機断的な検証実施	時書基礎年金において郵道府県ごとに 行われていた総付審量に関域差がある ことの書景には、原産機関の診断書料 本等の自由診測に依存せざるを書料 収益構造もあると思われるため横断的 な検証を求めるもの。	障害基礎年金は2017年3月まで年金機構の都道府県事務センター(社会保険庁 解体前は故道府県社会保険事務局)で審査が行われていたため、都道府県二と に執行決定率にはらつきがあった。それを是正するため両半月以降は東京の 原著年金と少っにて佐価ー括で重要が行われるようになった。 いたして、では、一位では、日本を受けられるようになった。 いたし、 地域差が特にしてなった。日本精神料原体とは、日本精神料原体とは、日本特性となったが、その診断書を作成する る精神経度機関は中医協かと表している「医療接済集態服益」の報告に気見して に比べて高収益をあると読めるが、日本精神料原体会はこの報告に及してした。 は、「、www.nisselkyo.or.jp/news/jmukyoku/detal.phg?申DB.ID=5 指神経度機関は医筋や者服務の性、診断や治療の構物のために必要して が固定の選予が時報機程報社としたり年間質者機を記載している。の専門書を組に落ちて事務的性、診断や治療の構物がためた。必要、 が国体の選予が事情をおるにもの有業格者は生が多いため、砂路・様によい では田的な元から特別が上房性していること問係する)、その背後として病 原側は高い路利を好きが発生の表しました。 り人件見ま出は年々増加している。先述した精神料病院協会の声明は2008年 わりたまた。	個人	厚生労働省	障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、不支給と決定された件数の割合が感過界県間に異なることから、各都通常県間における障害基礎年金の設定事務の 果態を開発したころ、精神障害を以知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあることが確認されました。 その機様を設定しました。 その機様を表している。 は、現代を表している。 は、現代を表している。 は、現代を表している。 は、現代を表している。 は、現代を表している。 は、現代を表している。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、甲戌と申りた実施しています。 は、中戌と申りた実施しています。 は、中戌と申りた実施しています。 は、中戌と申りた実施しています。 は、中戌と申りた実施しています。 は、中戌と申りたまかにより、他日といます。 は、中戌と申りたまかにより、他日といます。 は、中戌と申りたまかにより、他日といます。 ・日にいまり。 ・日にいます。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にいまり。 ・日にい		対応	制度の現状側に記載のとおり、「精神・知的陽害に係る陽害年金の認定の地域差に関する専門 実検計会」における精緻を踏まえ、精神障害及び知的陽害の認定において地域差による不公平 が生じないよう。ガイテインを実定するともに、直面でも無料度に必要な情報の元業と図るため、「診断値、保存のでするとした。直面でも無料度に必要は構成の元まり、のいったの め、「診断値、保存の海にあり、一般ではませったが、は、日本生活及び放射に関する状況について(関 会)」を作成し、不成28年9月から実施するなど、検証の無景を踏まえたい地での検証において は、表現差が成長にており、令和2年度に行ったガイドラインに基づく認定状況についての検証において また、再度29年4月より帰害基位年金の協業を必得年金センターにおいて一元的に実施してい また、不成29年4月より帰害基位年金の協業を必要を必要をセンターにおいて一元的に実施してい ところであり、日本年金無例の重した図する必要を少年とないような審査体料を整備した なお、今後については、障害年金に係る悪無統計の一つとして精神の障害についてもデータを 条計することとしていますので、必要に応じてガイドラインの検証を行うなど地域差の改善に取り 組んでまいります。
148	令和6年3月19日	令和6年5月22日	国家試験・国家公務員採用試験の問題冊子への UDフォントの採用	本来は、全ての試験問題冊子でUDフォ	ご承知の高り、ユニバーサルデザイン(UD)フォントは「障害の有無、年齢などに かかわらす。最もが認みやすり工学体を意識し、でザインされたフォントであり、 実践の書像すば、ディスレクンフの方にとっては、最近と上が個難であるケース があり、UDフォントからかで読みやするに差が出る可能性がある。 (空て、UDフォントルにう 強にとったは熱やすく多の人に伝わる文学を採用 することは、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」と基本理念に合致するのでは ないか。	個人	所原於庁庁行行名省省等學動在美國名 所屬官事務職者與於孫務科科外水產交換衛 與於法外財節生林済土理防 所有等務。 (1)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、第5条において、社会的障壁の除去の実際についての必要かつ合理的な協連を的領に行うための事前的改善措置を指導の登場として、行政機関等及び事業を3万余歳を3人にいます。また、第7条第2項及び第9条第2項において、行政機関等及び事業者に対し、その事務・書を行うに当たり、彼の不増価において、持ちの規則では、社会的確定的飲去を必要としている。第70差別の集明があった場合において、研究者から無力は、社会的理での飲まさめましている。第70差別の集明があった場合において、日本会的理であたの美術において、必要かつ音楽的な知識を行うことをよかています。加えて、今初5年3月14日に期間決定された場合者基本方針において、国家資格の事場において、日本の事場をは、10年3月14日に期間決定された場合を3月16日に近に大会理的配金提供する1月16日に、10年3月18日に対しているほか、同日に関議決定されて経営を2日により大の資格の影響において関係者を3月16日に対しているほか、同日に関議決定されて経営を2日によりを3月10日に対しているほか、同日に関係する基本方針においても4月1日に対しているほか、同日に関係する基本方針においても4月1日に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対しています。実践格試験の実施等におり、障害者特性に応じた合理的配慮を提供する」と明記しています。	別の解消の推進に関 する法律(平成25年法	現行制度下で対応可能	制度の現状側に記載のとおりです。これに加え、事業者に対し合理的配慮の提供を循路付けること等を内容とする。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正法が令和6年4月から施行となったことから、一層の合理的配慮の提供がなされるよう、取組を進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
149	令和6年3月19日	令和6年4月12日	形骸化しているパブリック コメント制度の実効化	微な修正しか反映されない。限られた	この「観測リ110番(規制改革ホットライン」)が開設当初・ンクしたのは国民の情 園が選手っていること以外に、匿名での投稿が可能であったからた。国の名名 庁がいプコメを受け付けるか一品のの投稿ファームでは恩人情報の入力が任意 となっているが、皮里高集業項の中には個人情報の必ずある旨が予なしいる(地方自治体のパブコメも同称)、また規制改革指連会議をは仏が表現の を書議会でいて知らが日からたの国民からの異議にル解するのは、 ないとする思考と数とした。 またパゴコメを書から加く過去された資料が中F数ページであることが多く、要 項のパブコメ産旨を読んでもどのような意見を求めているのか意図不明となって いる。	個人	総務省	内谷のものであること、足のようとする命令寺の題名及び当該命令寺を足のる根拠法令の余項 ポニャャ・・・ のったければたこといいされています。また。同は等れるのは、行政機関は提出会	法律第88号)第2条第 8号、第3条第3項、 第39条第1項及75第	現行制度下で対応可能	国の行政機関による意見公募手続については、命令等の案が変めようとする内容を具体的かつ明確に素すものになっているか、間違する資料が命令等の案の内容の理解するとすの差かつき者になる意見を持たらつているか、また。命令等を変める際には提出意見を十分に考慮しているかについて、各倍名に対して引き続き周地を図ってまいります。 地方公共団体による意見公募手続については、有分手続法第4条の分景とはなっていないところです。なお、地方公共団体においては、これまでも担当する施策について、それぞれの特性や必要性に基づ。自主的に悪党会事手続を整備してきたと素知におり、引き続き、各団体がそれぞれの報点から必要に応じて実施されるものと考えております。
150	令和6年3月19日	令和6年12月16日	化し、ムダな取下げやグレーな一時還付をなくす 「春ノd」	しかすることができない。/では、原本 連付請求をするつもりで膝本を作成・添 付し忘れた場合はどうするのか?/こ れを補正手続と見れば、申請人は登記 所へ出頭し、原本を受け取ってコピーを 作成することになる。/しかし、一旦提 出された添付書類は公用文書で、登記 官の管理を離れてコピー本即以に行くこ	ーになる。/他方、原本選付できなければ取り下げて再申請することになるが、 代理申請で却下事由のない取下げには申請悪思撤回の委任状か必要である [64行政立第103回答]。/仮に委任状があってもこんな理由で取り下げるのは 定数受益者自由の乗想にあるべくのであることに握か。メモで、原本運動を 度が受益者自由の乗想にあるべくのであることに握か。メ活剤でエリーを作成し で、そのコストを制力した。のは、一般であるが、カーエーを機能がある。 「多なかかかかった」とは、原本に一般を表す。プロイン・コーとを作成 後をなかかかからない。とは、一般では、一般では、一般では、 をないかがある。とは、原本に一般を表すます。では、日本では、日本では、 をないかがある。とは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	商業登記ゲンロン	法務省	原本の選付を請求する申請人は、原本と格達ない旨を記載した機本を、申請時に提出すること により、申請書の添付書面の原本の遂付を請求することができます。	不動産登記規則第55 条 取136年1月20日付 付民事事第168号民 事局長回答	対応不可	登記が完了した後に原本還付の請求を認めるとすると、申請書類つづり込み橋につづり込まれた登记部の開議書館の通正な管理に審しい支障が生し、登記事務の通性迅速な処理を阻害するおそれがあるため、対応は徴難です。
151	令和6年3月19日	令和6年12月16日	同姓回名の者が複数いる 不動能・商素を記む性を 万月を記録する 原則生年だけに改める (性/d)	工生の日と加速が、シース・ファインと 使能の観点から好ましくないから、生年 のみにするなど、各人を区別するごから る他のでの場合とどめるべきであ るとしたものである。これに対して法 発電は、「生年日を必要表小限のみ 公開するという御技策については、登古 の公示機能と個人情報保護については、登古 用が効果等を影楽しつつ便重な検討が 必要するます。という回由で対応不可 はない、「シースを図る」というと はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを はない、「シース・ファインを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「170 全部配線を所有不測度リスト寺で名音でするには正規表現を使うしかなく、 また氏名にカッコ書きは認められていないから条件の修正で対応できる。 「また氏名にカッコ書きは認められていないから条件の修正で対応できる。」	商業登記ゲンロン	法務省	同一の不動産につき、住所を同じくする同名異人の共有者が併存することとなるような場合、 当該申請書に住所、氏名のほか、生年月日を記載して登記の申請があったときは、生年月日の 登記をすることとなっています。 また、株本会社の職権が同時短用名であるため、就任及び事後の更要記申請に名のほ か生年月日を記載して登記申請があった場合には、役員の氏名の下に生年月日を招襲書きて 記載することとなっています。	け民事甲第1426号民 事局長回答、昭和56 年11月9日付け民四	対応不可	生年月日を必要費小限のみ公開するという物提案については、システム改修が必要となると、 登記の公示機能と個人情報保証との、「ランスやシステム改修」係る費用対効関等を勘率しつ つ慎重な検討が必要であるため、対応は困難ですが、いただいた物変見は今後の参考とさせて いただきます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の樹	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
152	令和6年3月19日	令和6年12月16日	登記簿を閲覧するとさに、 事実上(回の予報すで) まること問題をできるのか明確にすること(参/a)	登記手数料合5条は、「一登記用紙欠は一事件に関する書類につき450円とする。上学型の用という。人で登記用紙でいる450円とする。上学型の表述という意味で、同じませい。という。は、自己の主要は、一事件上はば不動という意味で、自己が高されてきない。しい。人がし、登記簿の閲覧できるというには、しかい。人がし、登記簿の閲覧できるというという。」は、日本の主要を表示されておることは、これで、それの通えてあるかどかは、日本とも、日本とも、日本とは、日本とは、日本とは、日本とは、日本とは、日本とは、日本とは、日本とは	回義以上海古、マルナ戦行を申載的は、現状するかかという回顧によなから、 進大なる戦化された。人かは、問題の大力は「七十年の大力は、一人が 人が利勢があった気がする。人かは、問題の大力はそこではない、上去者者が と動の関節を発起していた結果、世間一般でそうした他行力を指している前は において、その機行に使った側度者に不動産・値以くらで関手を持る戦々が はよいて、その機行に使った側度者に不動産・値以くらで関手を持る戦々が は近くの報は参州になりかは、いわば、彼外後値のからとしたポンタウリ 周清塵になってしまう。父親在の早期、13条約と後塵に監視を要するのは中間 の関節だけて、その反対解死してと起源の間度では重要なを提びされず、 その結果、たまたまやつかった間候者だけが高額の手段計を解えたれ不平等 かせこる。人があって、法者者が同様で発す機なの変化と変めるのであれ かせこる。人があって、法者者が同様で発酵を解えない。	商業登記ゲンロン	法務省	現在、豊配和線は磁気ディスクをもって調製された豊配簿に和線され、いわゆるブック式登配 簿におけるような関策制度に代えて、豊配品線に設置されている事項の概要を記載した書面(登配事項要約書)を交付しており、その手数料は、一登記用紙ごとに定められています。	不動産登記法(平成 10年法律第239号第 19条第22号 数料令第5条第1項	事実誤認	現在、登記記憶は磁気ディスクをもって提加された登記簿に記録されており、いかゆるブック式 登記簿におけるような問題を行うことはできません。このため、後来の問題制度に代えて、登記 支継に記録されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)を文付することとされてい ます。また、一部組度ディスクをもって観撃されていない登記所もありますが、これらについても、平 成27年4月1日から、原則としてコンピュータンステムに登録されている画像データを用紙に出力 して欠付するが応そ行っています。 そのため、現行制度下においては、御指摘の事態は想定されません。
153	令和6年3月19日	令和6年4月12日	e-Gowバブコメの表示・検 素方法を改善してくれ【四 /d)	「過去案件」に分ける必要ある?「だ 診別に夕左のり替えて検索できます」 とあらけれど、タブを切り替えると入力、 に検索内容が全部消えて、イチからや り直さばければならない仕様になっていて 域ではいけで、その案件がどの状態に 本がいかけで、その案件がどの状態に 実際に関連去案件」は使用の概示板に 定期間印刷除を指示しておくとの表 なんだろうけれど、概示をのスペースに とる解終をネットで、可要する事性が外	一個民から意見が出され、役所がそれに回答したなら、両者は同じ分替ではないか? くそして、復見事業案件といいなから、意見恵集期が終すしている 実件を含める複数が分からない。人国長から夏思え来がでいるから「意見暴寒 条件」ではないか? くません できまった できまま できまった できまま できまいかく こうかん アース・マール できまった できまった できまった できま できまま できまま できま できま できまま できま できま できま	商業登記ゲンロン	デジタル庁一般将省	国の行政機関が政令や省合等(以下、「命令等」という。)を定めようとする場合には、命令等の策及びこれに関連する資料をあらかじか公示し、意見、情報を含む、以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広へ極めの意見を求めるパブリック・コメントを実施して命令等を制定した国の行政機関は、当該命令等の公布、また、パブリック・コメントを実施して命令等を制定した国の行政機関は、当該命令等の基合、命令等の集の公示に、提出意見及び意見に対する行政機関の考えがにフレビ公示することとされています。 パブリック・ストーにおいて提出表がなかった場合は、意見提出がなかった旨を、パブリック・ストーにおいて提出表がなかった場合は、意見提出がなかった旨を、パブリック・ストーにおいて提出表がなかった場合は、影定しない音を同様に公示することとされています。 なお、上記の公示は「a-Cov」のWebサイトを利用して行われます。	一行政事績法第39条 一行政事績法第39条 一行政事務法第一局 公正事令法律政事故 公正事合法律政事故 公示证例工会必要不以 公示证的工务。 任任皇子 (平省) (平省) (平省) (平省) (平省) (平省) (平省)	検討を予定	e-Govのハブリック・コメントWebサイトにおける「意見募集」、「結果公示」等の表示・検索機能については、今後のe-Go-全体のU/UX(ユーザーインターフェイス、ユーザーエクスペリエンス) デザインの見直しを実施する中で高き力策を検討してまいりたいと考えています。カテゴリーの分類につきましては、GOVにおけらえゆや検索サービスで採用する法令分類を参考に、任意の意見募集に基づに関係の治権からの前をとも指すしておれましたのですが、上記表示・検索機能と合わせ、より望ましい分類方法について検討してまいりたいと考えています。
154	令和6年3月19日	令和6年5月22日	小児慢性特定疾患対策に かかる医療費助応制度の 認定期間について	小児慢性特定疾患対策にかかる医療 費助成制度の認定期間が原則1年とさ れているところ。 動間を指集すべきと提案しま す。	そもそも小児慢性特定疾患はその名のとおり、慢性的な疾患であり、治療法が確立していないいわゆる難病です。また、先天的なものもあり場合によっては一生付きのていかなくてはならない病気もあります。そうした性質をとうこと協力を引き、有効無理を生を変するのは、最初のなど、生まれ、発生をしている。 で、有効無理を生を変するのは、無理をは、生まれ、発生をしている。 は、有効性をしている。 上のものも多くあります。従って、毎年の確認は東さず機数年有効とすることは 策定しまします。 実現した場合、保護者が毎年医師の意見者を取得する手間や医師の書類作成 資配を担います。 実現した場合、保護者が毎年医師の意見者を取得する手間や医師の書類作成 育規を考証できるからと思います。また。申請されにより期限が切れるり、 経滅できます。 1年の利限を影響できないとしても、必要書類の情能化や個け出のみにする 等、なんらかの延長手続きの負担軽減減よ必要と考えます。	個人	厚生労働省 デジタル庁 総務省	小児慢性特定疾病医療費の支給においては、毎年、疾病の状態の程度を確認する際に、併せて所得に成して負担を軽減するために必要ななる情期等の所得状況も確認しています。 砂温度指導や需要を力な機能を受けているため、機能力法や必要者が受性力強について 砂温度指導や需要力と支配能を受けているため、機能力法や必要者が受性力がよっいて 定医がオンラインでデータペースにアウセスして登録することが可能となっております。 定医がオンラインでデータペースにアウセスして登録することが可能となっております。 定法に住民業の会して報節経費事がこついては、住民基本を増生活があるの10等及び下設手機 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法体第19条第3号等の規定に基 づき、都道原有条件は任民基本も様々カリークシステン人や何報を提供カソーフ・システントの 用することによって、都道府県等が内容の審査を行うことが可能であり、申請者による流付書類 の省略を認めることが可能となっています。	住民基本台帳法 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等	検討に着手	住民景の写しや課税証明書等の必要書類の一部については、住民基本台橋ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用することによって、都道府県等がその情報を取得し、申請者による活付書館の省略を認めることが可能となっており、引き接き、これは自身の活動に変し、自身の主義を達成しましましました。 (本間についても都定兵等・に関いする・・申請者の見程業等を達成しまいます。 また、小児慢性が定兵所能便到助本書話については、デジタル社会の実現に向けた重点計画 (今記で年の月の議論及差)と考え、前房患者等の利便性の向上を図るため、オンライン化の 実施についての機能を進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の杉	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
155	令和6年3月19日	令和7年1月20日	不動産登記で、所有権保 存登記を判決及りの環由 で統計する(あ)/ 関節」で統一する(あ)/	よっていうバラで、審査性患者の解析 によって登記原因逆明情報が認められ ず却下になる成れがあるから、法務会 が取扱いを増っべきであるとしたもの である。 これに対して決済者は、老・ 等美文は法修行為をいい」、は、「登記 図は法律行為をいい」、は、「登記 図は法律行為をいい」、は、「登記 以は法律行為をいい」、は、「登記 以は法律行為をいい」、は、「登記 は、「報本のような事例」についても 「物様来のような事例」についても 「物様来のような事例」についても 「物様来のような事例」についても 「物様来のようとなるので、参記	一た。/ 法務省の公式見解として、所有権保存登記の技術は物権変動ということでいいですか?/ 所有権移転整定の技術では現在の登記名高人から前の登記名高人へ「建備的物権変動」が生じるため、その原因となった事実や法様行品を記録する。/ 「保備とか構造を受け、その原因となった事実や法様行業を受ける。 「保護とは、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	商業登記ゲンロン	法務省	不動産の権利に関する金配の登記事項としては、登記の目的、登記申請の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付などが記録されます。	不動產登記法第59条	対応不可	不動産の権利に関する登紀では、物権変動を生じさせた事実又は法律行為が登記原因として 登記されています。そして、所名権の保存の登記の政用についても、登む間は申請よから提供 された登記原動物制能を指案、側別の事業には「個別の基準にしているの であり、一様に難談とすることはできません。いただいな勝思見は、今後の参考とさせていただき ます。
156	令和6年3月19日	令和8年12月16日	複数債務者による住宅 ローン契約者の記載が債 務者ととなっている場合の は、一個分割を必要を (い一個)	る場合、たいていは連帯機務である。 しかし、一部の金融機関の契約を高には 連帯機務である盲の表示がな、複数 は高機能である盲の表示がな、複数 は本しい場合で分割され、混合の規定 は本しい場合で分割され、混合の規定 はならない。(他方、商法は商行為に を機能があるがにとっての両行為にはその 適用がない。又能改正書編を が開発を になる機能を になる機能を はならない。(他方、商法は商行為に はであるがにとっての両行為にはその 効用がない。又能改正書編を には、 について、 について、 の間に表示がない。 にい、 について、 について、 の間に表示がない。 といて、 について、 の間に表示がない。 といて、 に	一思われる。 一等、芸が、芸妙書や寄在状のどこにも「蓮等」の東示がない場合、音楽情報のみたちって海裏情帯であると起てできる。 一年時、八の意思が高温と代により取れないの事が、日本語である。 一年時、八の意思が高温と代により取れないの事が、日本語である。 一年時、八の意思が高速を発を急犯しており不可能だろう。 グ生、共同機能は海旋定を放中接対では多足の庭師情報により用途をなるとなり、一年の記載がなべた。 全性状に正認されては、は共同機能の内容を手続」で特正することについて、美雄的な思妙が困難である。 「日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語であるでは、日本語では、日本語では、日本語では、日本語であるでは、大きの地域、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語では、日本語であるでは、大きの場合は、大きの問題は、日本語で	商業登記ゲンロン	法務省	権利に関する登記を申請する場合には、登記原因を証する情報をその申請情報と併せて登記 所に提供しなければならないこととされています。	不動産登記令第3条、 第7条第1項第5号、	対応不可	権利に関する色芒の事素は、色衫管において、個別具体的な事楽に応じ、御指摘の点も含め 適切に行われているものと思知しています。 また、どのような契約内容により契約するかは、私的自治の原則のもと、当事者の自由である ことから、これについて行政指導をすべきものではないと考えます。
157	令和6年3月19日	令和7年1月20日	が「放棄」、「根抵当権放	例には、根担当権技術原因として「根廷 基権教業が経過されている。、一他方、 抵当権技術原因には「放棄」があり、規 北当権技術展の原因としても豊むさ れる。、 不記録例の根拠当権に関する章 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない配理的 では「第十に天木していない。 では「第十に天木していない。」 では「第十に天木していない。 を配写するといる。」とこの 「相秘に自体ので、単本をいるといる。」とこの 「相秘に自体ので、またいない。」と ・「相能に自体ので、またいない。」と ・「相能に自体ので、様性を更しいで言なかない。」と ・「機工を他ので機能を更しいで権を要しいる。」と	一価域は法令通速がほとんどなく、あいかわらず豊起官の判断」という不透明で不確認な基準に要ねられている。、イモで、法務者が機能当権技術の登起原 図を競型化すべきである。、イモで、法務者が機能当権技術の登起原 図を競型化すべきである。、イモの関連の検討には次の点を考慮する必要があると考える。できる起研究が11号は根出当的の数字では機力の表でがある。ないできるできらけれど、急犯者が不適度な専門性」に基づいて審査するならは、原因事業にかじた書き分けがある。今日は「海北・日本のでは、日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本のでは、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報を、」という記されば、おされば、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報を、」という記されば、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報を、」という記されば、「東京・日本の情報と、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報・日本の情報を、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報を、「東京・日本の情報・日本の情報・日本の情報を、「日本の情報・日本の情報・日本の情報・日本の	商業登記ゲンロン	法務省	不動産の権利に関する参配の登記事項としては、登記の目的、登記申請の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付などが記録されます。	不動産登紀法第59条	対応不可	不動産の権利に関する登記では、物権変動を生じさせた事実又は法律行為が登記原因として 登記されています。そして、規則当権の技術の登記原因についても、登記官は申請人から提供 された登記原因を同報を容易を、個別の事業になる「適切なを記録を審責制制しているの であり、一律に放棄とすることはできません。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただき ます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
158	令和6年3月19日	令和6年12月16日	不登法にシステム障害時 の受信側を規定を制定 の受信側を見たもの 付着等を記録する(A// 図)	申請方法と 19条項で申請書の提出 順に受付書を記まりませる。 権利登記以来付書等を意か事項という。 権利登記以来付書等を認定する。 大い海人によって大力に、大力の 大い海人によって大力に、大力の サーバーに一元化された結果、システの 通信が適能すると、受付書の大力の が一がして、大力の ので、大力の ので、大力の が一がして、大力の ので、大力の ので、大力の が一がして、大力の が一がり が一がして、大力の が一がし	一書画申請についてはサーバーが機能しなければ信の受付番号とせざるを得ない。/ では、オンライン申請の受付番号と書画申認の仮受付番号はどのように統合されるのか? / ここで理及されるべきは、仮受付番号の信頼性である。 / 作利登記においては受け番号の実施が構造の場所を表するため。 急犯所が受け着 8号を組工していないという証拠を創度的に設けるべきである。 / しかし、受け番号を組工していないという証拠を創度的に設けるべきである。 / しかし、成・オンライン申請を制度したがしない。 / ではなかったので表述には、オンライン申請を制度したがしない。 (は、オンライン申請を制度したがは、対しては、対してはないからでの機能があるが表が多します。) では、本であります。 / では、本であります。 / では、本であります。 / では、本であります。 / では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本	商業登記ゲンロン	法務省	登記所が停電した時、申請書が登記所に提出された時刻(年月日時分)を記録する取扱いとしています。	S L	現行制度下で対応可	制度の現状欄に記載のとおり、受付番号に疑義が生じないよう受付時刻を記録する運用を 行っているところですが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
159	令和6年3月19日	令和6年12月16日	免許税額の「補正」を「訂 正」に改める	申請情報を補正させるとする。/法25 会域台下する中語の不信が接正できる場合に申請人が補正した場合は却下 と比ばないとしており、法25条(こいう 補正)が同一 加語であるとすれば、申請人が申請 情報の登録会許税据台訂正しないとき に当該申請が加さわることにいこと により卸下することは当定することは当定することにより部下することには当定するいこと により卸下することには当定しないこと により卸下することには当定することには当定することには当ていこと により卸下することには当定することには当定することには当定することには当定することには当定なる。	もかかわらず、その取下げ手続らいて不備があるという理由で取下するのは本 末転間である。そもも割下と取げたの違いは中間を書き込計するかしい かてあり、申請人にとつて申請書が返付されない一冊即下げはインセンディブが ない、一冊即下げはつて登起が開いは却下手機を確定さるリットがある のに、申請人にムダル手機をかけさせる理由かかからない。少事、登録免許效 のに、申請人にムダル手機をかけさせる理由かかからない。少事、登録免許效 に連請時があれば認即時行手続において申請所切加工を持つな。一不定のかれば認即所行手続において申請所動の加工を取ることにも合理性があるけれた。申請人が存在しないで申請人がで任している時間では一般である。といて、を記 が構造者がとて振うやではないか。2回、事間を参考が見続き構造するものとす も、1度しているが、これは前手規定で用いるを表するり、その意図はでき も、1度しているが、これは前手規定で用いる表表であり、その意図はでき も、は申請人とは一般である。というでは、またない。またないである。」としているが、これは前手規定で用いる表表であり、その意図はでき も、は申請人とは一般である。	商業登記ゲンロン	法務省	一部取下げの場合においては、申請情報の登録免許税に関する記録があるときは、申請人は 補正する必要が多ります。 また、登記記は、申請人が登録免許税を納付しないときは登記の申請を却下しなければならな いことになっています。	法務省民二第456号	事実誤認	申募人が不動産者記事務股級手続港則第29条第5項による補正に応じなかったとしても、そのことによって直ちに取り下げられていない申請が却下されるものではありません。
160	令和6年3月19日	令和6年10月17日	請における原本還付及び	構正した場合は却下しないとする。/ Company に関係しています。 (一般の東西の東田の建筑とは、19起の東田の建して、19世間の東田の建立の東田の建立、19世間の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の東田の	ーである。/ そうすると、補正手続でも権利者と複雑者の双方がしなければならないのではないか?/ ちなおに、軽微な不確。はそもそも補正対象ではない、/ この問題は、原本選件手続でも同様である。/ 規則の条は「書面申時節をした申請人」は無者性解表であるとし、その手続き見味的に見定している。という、しかし、55条は「申請人」とするのみで、規則の象と項が登記限別情報の通知中野子女「急ሙを見べるをきました」を力を設しませていない。/ そうすると、印施証明書や戸籍版本等の原本選付手続では支管者では、仕事の事業の一部が自然の表した。(2000年)と、日施証明書や戸籍版本等の原本選付手続では支管者では、特徴を設定を取り入ると、日施証明書や戸籍版本等の原本選付手続ては支管者では、対策の場所を開発している。(ては、前、前報を設定を取り、対策が、大きと、当5条をが、対策が、大きの場合には、ままれない。/ そうと、法務を別から前である「中華人の食用物・プラストラント」というできままなない。/ そうと、技術を別がより合詞である「中華人の食用物・ごから、人というに表している。(これ、大きなれば、ままない、) ディある。 しか、、日に法書もが、日本ではないかっ / 総号者も、原本者・「原本者」である。 しか、日本ではないかっ / 総号者も、原本者・原本本様できないと、今さてはないかっ / 総号者も、原本者・「原本者は、「原本者」(資本者報)、「原本者」(資本者報)、「原本者(資本者報)、「原本者(原本者)、「原本者(原本者)、「原本者(原本者)、「原本者(原本者報)、「原本者)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者)、「原本者)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者報)、「原本者(原本者)、「原本者(原本者)、「原本者)、「原本者(原本者)、「原本者)、「原本者)、「原本者(原本者)、「原本者」、「原本者」」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者、「原本者」」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原本者」、「原	商業登記ゲンロン	法務省 個人情報保護 委員会	様利に関する登記の申請は、法令に別級の変めがある場合を除き、登記権利者及び登記機 務者が共用してしなければならないとされております。 原本の遺付は、申請人の申出により、原本を遵付する方法によることができます。この場合に おいては、申請人は、遂付先の住所をも申し出なければならないとされております。	不動產登記法第60条 不動產登記規則第55 条第6項	対応不可	書面申請の内容等に補正することができる不儘がある場合には、登記官は申請人に対して接 正の合物とし、登記官の前で構正させらものとされています。既に選出された書面さ訂正する こかできるのは、基盤書面の作品構図のある者にあられておりますの、構正の内容によって また。近付解釈の原本選付請求があった場合において、窓口で選付するときには、申募人本 人であることを認见上たで選付、送付の方法により選供するときには、申募人本 人であることを認见上たで選付、送付の方法にとい選付するときには、申募人本 時期に送付先の任所を申し出る政則いとなっておりますので、本人が窓配しない形で他の 申請人に送付されることはありませんが、御指摘の点を含めて、適切な制度運営に引き続き努 めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
161	令和6年3月19日	令和6年5月22日	給与支払報告の普通徴収 の理由を全国で統一して はしい	・今年からエルタックスのデータ申請時 に摘要欄が必須となったため、上記の エラーが頻発しており事務担当や基幹	上記の通り 1.事務担当の手間の軽減と、それによるデータ申請への心理的障壁の軽減。 2.基幹システムペンダーのサポートセンターの対応工数の軽減。 3.現時さではエルタックスのチェックも「観客が空台だったらエラー」までしかできていないので、造成のはの容はなったいないの能性も高い。全職被一すれば鍛入力も減り、市区町村の担当者のチェックの手間も減る。入力は減り、市区町村の担当者のチェックの手間も減る。入力は、「Rusahi/denhishinsok/vo-nakano.jcjp/kusahi/denhishinsok/vo-nakani/denhishinsok/vo-nakani/denhishinsok/vo-nakani/denhishinsok/v	個人	総務省	市町村は、地方形法第22条の3の規定により「納取機務者が前年中に給与の支払い受けた 者であり、かつ、当該を集の初日において戦与の支払いを受けている者」である場合について、 特別機収の方法によって機収するものとおれています。 特別機収の方法によって機でするとが毎、(日間であると認められる者」については、対象 から除く(特別機収の方法によらない)ことと規定されており、課税庁である各地方団体におい て、納税機務者の実情に即して、当該要件に該当するかどうかについて判断しています。	地方税法第321条の 3.地方税法施行规则 第17号律式別表	対応不可	各地方間体が、どのような場合に「特別機収の方法により機収することが事し(発騰であると認められる者)と認定するかについては、納税機務者の実情に即して適用する疑点から各地方間体制において場合が全じており、そのにおいて一般学生定があることは結今支払格告書の提出時の理由記載方法について「全国で統一した記号」とすることは適当でないと考えます。
162	令和6年3月19日	令和6年4月12日	アナログ規制の改善	書の写しを1通を徴し、原本には、その 税関において輸入告知された貨物の数	行政では電子中語が推奨され、押印等の削減が進められているよころである。 分割輸入に係る商産地容可需だけが、第0平規数を指導されております。また、規制職員が多化のため、見出後、指印返却まで半日を要することがあります。 2、即時対応を対しても、程間職員にあれるかることが多くおります。 このことから、民間及び多化な行政職員にとっても通速の改正を求めます。よろ しくお願いいたします。	個人	財務省	原産地証明書に記載されている貨物を分割して逐次輸入する場合には、原産地証明書の証明 する範囲内で正しく申告されていることを確認するため、分割して輸入基階をする申告ことに原 産地証明章の正本を担出いただき、輸入申告された設量を記載するとともに審査印を守なつす ることで適正利用を担保しております。	關稅法基本通達68— 3—9(4)	検討を予定	原産地証明書で証明された数量を超えて特惠適用が行われないことを確保した上で、分割輸入 における原産地証明書の数量管理に係る手続きを電子的に行うことを可能とする方法を検討し ます。
163	令和6年3月19日	令和6年4月12日	国家公務員のマネジメント 能力を向上させる。	昇進の基準を改正することで国家公務 員のマネジメント能力を向上させる。	国家公務員は、人事評価があるにもかかわらず、マネジメント能力がないのに キャリア、シンキャリ関わず年をとおごけて自動的に昇進する制度になっていま ・ 項目は機能と、ニースになったとおりパウカラの構造された人が書館でな ・ 類は、現代では、日本のでは	個人	人事院内閣官房	採用・界任等に関する制度の適切かつ効果的な適用を確保するための政府全体の基本的な 力計である「採用界任等基本方針」では、職員の界任等を行うに当たっては、人事評価に基づ き、適利者所の人事運用や、能力及び実績に基づ人事管理を機能することとし、外部開展「管 理職員を含め、其同年次、採用社談の信頼等によわれた人事運用を予してはならないこととさ れています。 お示しの「1人係長少戶「人課長補佐」については、各府名の組織運営上、そのような人員配 置となることはあり得るところですが、係まや提供機能を人人等評価における能力計画では、部下 が行われます。この他にも他等、事業、協能性との人等計画に対しる能力計画では、部下 が行われます。この他にも他等、事業、協能性との合意的計算を必要した。最末して全体計画が 付され、業績評価も含めて全体評価が一定の要件を満たす者が、昇任させる候補者となりま す。	条 ・人事評価の基準、方 法等に関する政令 ・人事院規則8-12	現行制度下で対応可能	業務の効率的な実施や環境変化への対応、職員の人材育成や能力の活用、組織文化の額成 等の観点から、終熱・容調像のマネジメントは機力で重要と認識しており、国家公務員の人事管 現亡のいては、保護用任等基本計算に基づき、自然後表徴引いてするよります。 就については、今和5年10月より、人材育成推能の強化等の観点からの改善を行ってお り、引き続き、制度の適切な進用を進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
164	令和6年3月19日	令和6年4月12日	各省庁で行われている調査の調査項目の重複を模 減する。	の里様を挟載するにめ、調査の調査項 目の重複をチェックする機関を内閣官	縦削り110番の行政改革の提案と回答を見ると「似たような調査をなくしてほしいと提案すると、決まって「調査の間置が強います。でも、調査面目の重視になくする方列とはす。」を集まして、調査をなくしてはいいと提案している人がいるのをみると、全部「調査項目の重要を多くしてはいいとは無いしいる人がいるのをみると、全部「調査項目の重要を多く、その国際の学者とあると、全部「調査項目の重要を多く、その国際の学者となる。 記念 同間 言例 音の 音楽 第二章 もケェックする 仕組みがないのが原因なんだと思います。まてに「維制リですね」というと、「規制」の書をやっての間管房の行政改革基金本部事务局が関本項目の一直は「大学技できます」、調査を依頼される原制・発表しまって、現実を依頼される原制・発表しまって、現実を依頼される原制・発表しまって、場合の事故連いもなくなって行政の効率にが実現できます。、調査を依頼される原制・発表しています。「緩動リ」に当ませつことで、「最初リーに対しています。」	個人	内閣官房	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用しています。	各府省等が行う課金 等を改善するための 簡常的な性組みの標 第2週間について内閣 第2週間について内閣 第3年7日の本権連本 第3年8日の本権 第4年8日の本 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日の 第4年8日 第4年8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	現行制度下で対応可能	各府省帯が行う調査等は多種多様であることから、その改善については、事後に一括して行うよりも、企画立案時点で、調査等実施思斯ごとにあらかじめ検討した上で実施に移すことが必要であるとの考えの下、調査主体である各所省等と、総合的な製造点から調整を行り内閣官房庁政、改業指進法事務制局をで使制としつ、スカが出機し、調整争の自体的公理・活用と図る信用がは、通用しています。所名者の調査者の主権を決しました。即1とかるととした。調本事項の重複を含む。選手を実施等に制度者を企画立案・業能する際に通路すべき追索をとかした。主体に、調整事項の重複を含め、現著等事業施斯が調金を企画立案・業能する際に通路すべき追索をとかたチェックリストを作成しており、各所省等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することしています。また、同事務局等は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、別用性があるような事例の報告を受け、使息 事例としても所有をに構成し、他の調査等の改善を促しています。また、同事務局等に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、誘導が音等に対し、調査等の負担軽減等の見重しについて検討を要請するとことに、必要な影響を行い、調査等の負担軽減等の見重しについて検討を要請するとことに、必要な場合に対しませまります。これらの取組により、引き続き、調査等項の重複の解消・防止を進めてまいります。
165	令和6年3月19日	令和6年5月22日	240127ST01[1/3]役員に 管理番号を付し、役員変	〇月〇日重任Jのように、資格と氏名に、 よって変更する佼良名や様ごる。/ すれ わち、『氏名 J〇〇〇〇 Jが変更する佼 長を特定する佼員の情報でもある。 その前提に記録する佼員の情報でもある。 その前提には、軍任登記に計ける氏 とは当然に登記の前後で一致している。 という認識がある。/ その一方で、重任 登記と同時に氏名を変更する申請も恐 かられており、〇〇〇〇 しいう即縁俗	はずらには、今7やつて区的するのか? / 2つの方法か恋いろと、7を 参加官 中での趣意、専門人に名かが変更されているか違記する。これは表表の事情 「中での趣意、専門人に名かが変更されているか違記する。これは表表の事情 「中での趣意、申問人が過去し申請人が内容を正しいとかれいてそのままき まする。/ 一人は本の場合、申請人が内容を正しいとかれいてそのままき まする。/ 一人は本の場合、申請人と注金(日本)とは長してものままき 申請人はその番号で投資を検定すればよいといるの扱い「変更することを提案 する。これは不動産者でで発音を検定すればよいといるの扱い「変更することを提案 する。これは不動産者でも場合は「「たる」〇〇〇〇〇代イリリニ「任 「は、取締役「日本)生任する場合は「「たる」〇〇〇〇〇の代イリリニ「任 のは、取り他」「日本)といるの扱い「変更することを提案 とえて、取り他」「日本)といるの扱い「変更することを提案 する。これは不知るとなっている方法である ととえば、取締役「日本)とない。「とないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	商業登記ゲンロン	法務省	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法等911条第3項 商業登记規則第1条、 別表第5	対応不可	棚提案の内容については、制度の現状欄に記載のとおり登記事項は登記官が審査の上、公示しており、要行の取扱いにおいて、包員の取り違え等が生じたといった事業は承知していない ことから、各役員と上に管理番号を付した上で、当該番号を公示する取扱いに変更する必要性 はないものと考えます。
166	令和6年3月19日	令和6年4月12日	240127STO2[2/3]適任代 表者の印施証明書を発行 する	・登記所に印鑑を提出した者がある。 を記所に印鑑を提出した者が をしまっては当該印鑑を提出した者が 限り、登記所に印鑑を提出した者が をしまっては、当該では会社の代表者が ほうには、当該では会社の代表が 長の作成した証明書を進行しなければ ならない。しまっ、「印鑑を提出を 者がなる。「印鑑を提出を 者がした。「日本を提出を 者がした。「日本を提出を 者が、日本を をは、「日本を をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは	ノーザは中盛を使出する行為の元」を指し、と呼ば使出した中極の効力が現在 も存続している状態を指しているからだ31条の23等4項、33条の83等3項、52条 の2、61条6項、81条の2第4項も同じ)。一 が関係を提出している。 者と一層厳密に規定している。/この表現ルールに従えば、反対解釈として61 を3250「2055年18月」と、4252年1205年18月1日、4252年18月1日	商業登記ゲンロン	法務省	代表取締役等の移任による変更の登記の申請書には、登記所に印鑑を阻出した者がある場合であって、前語書面に押印した印鑑と協議代表取締役等が整起所に提出している印鑑とが同一である場合を除いて、当該代表取締役等が移任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成に北部屋を添付しなければならないこともれています。 また、商産登記法第12条各号に続げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができることとされています。	商業登記法第12条 商業登記法第12条 第3項	事実誤認	代表取締役等が移任を証する書面に押印する「参記所に提出している印鑑」については、既に 廃止された印鑑(旧会社実印)ではなく、現に登記所に提出されている印鑑を押印する必要があ ります。 したがって、御提案の内容についての対応は不要と考えます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
167	令和6年3月19日	令和6年4月12日		る予定である。 導入に伴い、現行では搬送される受験 無について、オンラインで送信し、どの場 場所にいても同じくなり、 場所にいても同じくなり、 できないですることである。 というないですることである。 は果は、現状、試験料目の位置を固定 して、試験目の公時間の表記が高い場合 して、試験目のに記載されている。 は一般においます。 においまする。 においまさる。 においまする。 においまする。 においまする。 においまする。 においまする。 においまする。 にないまする。 にないまする。 にないまする。 にないまする。 においまする。 においまする。 においまする。 にないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	現状では受験票は郵送なので、場所によって到達日がはらつき、最速で金曜日に到達する場合、人によっては金曜日に到達せず月曜日以降に到達することになる。 従って、受験会場が複数ある場合や、試験科目毎の受験日や時間が各受験生 によって異なる可は試験予備は終めの可述就験の場合は、受験会集、試験科目 等重要の信頼を担るタイミングが各受験生によって3日以上異なり、助りたい情 等正要の信頼を担るタイミングが各受験生によって3日以上異なり、助りたい情 よって、オンテインと出版の際はこのような情報が配載される受験票と、オンライン よって、オンテインと出版の際はこのような情報が配載される受験票と、オンライン まって、おからないではない。 アメニーのは、日本のは日本のような情報が正式されている。 これは、試験料目の要性の要性のでは、日本の生日の「日本の生日」に記載され、1日の料目の下に記載され、1日の料目の下に記載され、12日の 日本のよりに記載され、1日の料目の下に記載されている。 これは、試験料目の要性の要性では、であるから、人は数学が小さい ものや即い日は上に記載されものとでは、日本の生命の表記は 不日密載さしい、のかならず、正しい試験日・時間の認識を意図的に困難して いる最近なので、ユニバーサルデザインの観点やSDGの視点からも極めて問 題である。	個人	法務省	司法試験委員会において、司法試験及び司法試験予備試験の受験票は、受験番号、氏名、試験期日、試験場等を記載して新述して新ります。また、司法試験予備試験のご数値の少数値の心配値については、受験展印刷の仕様上、法律実務民事の間に試験明日を記載しております。 司法試験子傳試験(口述試験明日を記載しております。 司法試験子傳試験(口述試験)の実施力について 令和3年6月2日:法試験与成分(今和4年1月16日改正) (URL) https://www.moj.go.jp/content/001406522.pdf	司法試験法(昭和24 年法律第140号第12 年第2項第1号 司法試験法法行規第 (平成)中法法特省第 6号第7条第12司法 6号第7条第12司法 6号第7条第12司法 (年度)中国公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手 数料のチャッシュレス化を予定しており、受験原文付等の各種手続の具体的な方法等について は、令機能力を指数を記述は必受機関について、名称6年度以降、受験者の方々に誤 また、司法は終予備試験記述試験の受験限について、名称6年度以降、受験者の方々に誤 祭を与えない変記となるよう、仕様変更の可否も含めて検討いたします。
168	令和6年3月19日	令和8年11月13日	緩割り110番制度の見直し	等からの回答が妥当かどうか、改革本 部がどのようにして判断しているのか不	機割り110番による提案と回答を見ていると果たしてこのような制度を設けること にどれくらいの効果が出ているかと疑問、役所側が何も検討していないような中 身のない回答できえ事為と機能されている。同にような疑問と思うが、以下の2つ 何葉、(内容予定だが)についても実施である機能・ ・令知が9月「規制な事・行政改革ホットライン・機割り10番)の「受け付けた提 来及人所答案がからの回答は、一公本が ・令 本が年11月「複割り10番の反東の見える化」	個人	內關府內關官房	内閣所規制改革推進室及以内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革 ホットライン(観制)110番)と設置し、規制改革・行政改革について、広(国民の声を何い、規 制・制度の見配し、行政組織・運営の改革に描け付かため、個人、企業、団体与からの接案 を受けれています。 者をむれた規制改革・行政改革に関する提案については、所管省庁において確認及び検討を 行い、公表時点における協計結果をホームページで公表している規制改革推進会 議等の資料やYouTubeでの配信を参照していただけます。	S L	その他	規制改革・行政改革ホットライン(観割り110番)を通じて寄せられた提案に対する回答を分かり やすくお庇えするためにも、公表にあたり掲載される情報は通常に増えないよう留意する必要が あります。 引き続き、所管省庁において前向きな検討をしていただくとともに分かりやすい回答となるよう 要請してまいります。
169	令和6年3月19日	令和6年4月12日	放譲後児童健全育成事業を指定管理者制度で選託している。 は、場合の関係性を整理して はしい。	放課後児童婦会育成事業を指定管理 条制度で実施した場合の国産補助を等 である子ども・子育で支援及付金や子 ども・子育で支援設付金や子 ども・子育で支援設設健康ではから 付されることになりますが、地方自治法 言まれていますが、何ら解決之書等が 意力をしませた。 選別に関しても一度整理しておいてほ しいものです。	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施するケースが年々増えてきております。指定管理制の連絡も高額になり、会計報査研の検索、監査委員の監査でも実施があると結婚の監督・多大な帰着との事業者も見まけられます。まずはきちんとした会計的な取扱いを示すことが特に重要だと思います。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(明和30年 法律第779号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律部分を例330年数分 第255号)において補助金等で、686予算の執行の適正化に関する法律部分を例330年数分 網に基づき、放置後児童機会育成事業と含む事業が交付対象事業として整理がなれていま また、放置後型のラブ運営計画で「成27年度界を3031質は4号」に対い、放置後型のラブ また、放置後型のラブ運営計画で「成27年度界を3031質は4号」に対い、放置後型のラブ 必要性についていまった。 必要性について呼配しております。あわせてご指摘のように検査、監査等が実施されていること と承知しています。	する法律(昭和30年法 律第179号)、補助金 等に係る予算の執行 の適正化に関する法 律施行第255号)、放課	現行制度下で対応可能	放譲後児童健全育成事業については、国が示す子とも・子育て支援交付金交付要編等に基づき、実施生体である市町において、地域の実情に応じた多様な選挙形態(指定管理者制度を含む)により適切に実施いただいとものと来加しており、彼かで当から本事をの取扱いについて赤す必要性はないものと考えております。指定管理者制度下の放苗権児童クラブの選挙に当たって、市町七とは伊服のクラス、事を実施いただきす。おお、子とも・子育て支援施設整備文付金については、社会指述法人等の事業者が放譲後児型クランを整備である際にも対象といいるとこのでが、ご相談の前を関連制度はあるまでの危険の管理等に係る制度であるため、今回のご提案には該当しないと考えております。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
170	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240203ST04[1/3]原本造付書報を後業する手続の明確化	別情報について、182条の2第 項号刊 を起売予証について、申請人がその書 産な力月以内に受領しない場合はない場合は 東することができるとしている。/一方、 原本選付手線における廃棄手線について、 には、不動産を起規則か多まは何も記念 ればよいのか同からではない。/ 文付 書類を原東する場合、となる地別情報を通 がはよいのか同かではない。/ 文付 書類を原東する場合、全な認別情報を通 がはよいのかの原本をできませます。 まず、日本の原本をできませます。 まず、日本の原本をでき	一はそれらの書類について申請人の所有権を観念できず、登記所の権限で廃棄しても同い問題は生じない。/ これに対して原本還付書類は、もともと申請人が所有する書類合作改手機のために提出したは過ぎず、しかも当該書籍を選付にある。/ マなわち、原本場付書類を受けることは登記所の義務であり、法律の規定とは対して原本とを受けることは考しないないたろ、今の原本とは対して原本といるであり、大きの規定とは対象の関係ない。日本との関本として書籍を保管するとは、18年の人ができないないたろ。/ 大きのが定となりません。 またのでは、日本の原本を受けることはからいたのであれば、最近所は無料の資金業として書館を保管し続けることとがありたが、18年の大きに対して、一部のであるため違本機として書報を関本であるとしてきないは、不動度を記しては、/ 大きんの表して、一部人を持ちたらいました。 18年の根拠なく申請人に著述いで送ってよった。 18年の根拠なく申請人に著述いで送ってよった。 18年の根拠なく申請人に著述いで送ってよった。 18年の根拠なく申請人に考述していまった。 18年の根拠なく申請人に考述していまった。 18年の根拠なで申請人に表しました。 18年の根拠などの場合を表しました。 18年の根拠などの表しました。 18年の日本の表しました。 18年の日本の表しまりまります。 18年の日本の表しまりまります。 18年の日本の表しまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	商業登記ゲンロン	法務省総務省	国には、中級人の原本代理会い。9 を記載いて終るを申請の人に適けなられた。 また、 を分売了した機に、当該請求に係る書面の原本が申請人に適けされることとかます。また、、 の原本の設付は、申請人の申出により、当該原本を遂付する方法によってもすることができるこ とされています。 「行政平機法(下のいて) 「行政平機法(下成ち年法律第89号)は、処分、行政指導及び届出に関する手機並びに命令等を 定める手機に関して共通する事項を定めることによって、行政運動における公正の階段と適明 とから手機に関して共通する事項を定めることによって、行政運動における公正の階段と適明	【原本の遺付請求に 不成しを登記規則(平 不成)7年选務省令第18 号)第55条 【行政手続法(一つい 行政手続法(平成6年 法律第88号)	対応不可	(原本の選付請求について) 申録人自身が別付書所の原本の選付を請求したにもかかわらず、当該原本を受信しないことは 申述人自身が別付書所の成が見置しをすることは、その必要性を含めて慎重な検討が必要です。 【行数年続法について】 個別の手続における必要な書類の廃棄期限等の取扱いについては、手続ごとに適切な方法を 定めるべきものと考えられるので、一般法である行政手続法で規律することは想定していません。
171	令和6年4月22日	令和6年12月16日	2402035T05[2/3]不動産 登むで間定貨産財務価証 野書の設付名略はどう なったのか?	に対して、不動産を記手機で固定資産 師経証明書を指すさせているのは市町 村の事務増大になるからやめるぐら行 という悪望である。/ 要愛では他の の溶付金粉にとどまらず、登録免許税 総申請人に対するできたしている たが、機能が可能では一部分がある。 は、大田本のでは、一部のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、同じ、原生物のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、日本のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一は毎年出されており、その回答の変遷を追っていくと、「2019年度中に方向性について結論を得る」(2019)、「方策を2020年度中に検討する」(2020)、「評価 脳通知のオンライン提供の拡大推進を図る」(2021)として以降、2022からその記載がない、「活放推進、が結論したことでいいですか?ノルル、は水性はどの市両すから「評価語がない。「活放推進、が結論したことでいいですか?ノルル、は水性はどの市両すから「評価語過知のオンライン提供が受けているがアナウンスしていないため、一条所に対しては金額できると、大阪市の中に書いてある。「今年 は上来 日本の大学 「大阪市の中に書いてある。」「今年 は上来 日本の大学 「大阪市の中に書いてある。」「今年 は上来 日本の大学 「大阪市の中に書いてある。」「今年 は上来 日本の大学 「大阪市の中に書いてある。」「今年 日本の世界では、「評価語を選切のオンライン提供の拡大推進を図って手間が増えただけで全然を終れがない、「そもそも、間定資産評価を担める「イン提供の 「大阪市の工作をできる」、「従来社会配信」により、「大阪市の工作をできる」、「従来社会配信」により、「大阪市の工作をできる」、「従来社会配信」により、「大阪市の工作をのような、「大阪市の工作をのような、「大阪市の工作をのような、「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのより、「大阪市の工作をのより、「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのませ、「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのませ、「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元と11年)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。」(10元)、「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのまする。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのます。「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪市の工作をのまり、「大阪	商業登記ゲンロン	法務省	1.回りの前板を添加し、単純金1よる回送を具定化が電影響の型の特別といまれて予定するのが 同で検討しています。具体的には、各和7年度までに予定している地方と実践的な思幹業務等 システムの統一・標準化に伴って策定される標準性体器により、オンラインでの通知機能が実装 されること検索で、その結果に基づき必要な措置を講ず ることとしています。	不動產量記規則「平耳18 不成月7年基份省第19 5年基份省第19 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2	検討に着手	制度の現状機に記載したとおり、固定資産税評価証明書の添付省略に向けた検討を進めています。 ます。 表対、現状においても、地方公共団体から不動産の所有者等に通知される固定資産課税明報 書の写し等が提供された場合には、固定資産税評価証明書の添付を要しないこととしています。
172	令和6年4月22日	令和6年6月20日	二級の検察官の任命及び 奴隷に係る責格要件の見 直し	条第2周二基が法務大臣の認定を担て 「行籍正となる資格を有する者の資格を有する者の り、第16条第1 規元定める二級の検察 官の任命及び叙録に振る資格要件に 追加すべきではないか、 同項は二級の検察官の任命及び叙録に に係る資格要件として同法検習生の 修習を終えた者」、裁判官の間に右 で者」及び三年以上政令で定める 学において法律学の教氏又は准教授 の間に右でいる。しかし、	第一に、弁護士資格認定制度により「弁護士となる資格を有する者」は、社会の 様々なが野・増面で法律に関する実務経験を経済度な専門的能力を備えて おり、所定の制修を移らこにより「別法修習生の修習を終えた者」と同等の点 情報である。 「一般での制度を移るとして必要を含む、いいらも考えられこから、行義生となる。 は、「は、「日主修習生となる資格」を持たが「共産士となる情格」とは、「日主修習生となる は、これ、「日主修習生となる資格」を持たが「共産士となる情格」と何様でいない場 との機能、同じ典を登を終るの、制御等に任命され、3年以上影検索の回 あって被察官特別考試試験を経収ければ当該資格要件を満たせない「司法修 可必検察管はかり有したする。」とのは、1年を企業でよない「司法修 第二に、多様ないソングラントと考する。「思い、注意を確保することが、日本 により「持建士となる資格と考する。」との意と考を表しための同時 により「持生」とはる資格を有する。「との意と考した「日本教育の職」は、 第三に、手握士並では、司法試験合格後、法律学の教授・准教授の職にあった。 第三に、手握士並では、司法試験合格後、法律学の教授・准教授の職にあった。 別間が通常とでも以上になることは表表に関いる意との事件として扱った。 「司法修習を終えた者」と同等の法律専門を、実務をとしての実践を有している として「引起上を立身体と考えている一方、検察所では、司法試験を として「引起上を立身体と考えている一方、検察所では、司法は教を として「引起上を立身体と考えている一方、検察所では、司法は教を を問わず、法律学の教授・海教授の職に右った。別間が通常している として「手握士となる資格を考えてことしていることは、同制度により「升援士 となる資格を有する者」との均衡を失している。	個人	法務省	検察庁法(第和22年法律第61号)第18条第1項により、2級の検察官、すなわち検事正以外の一般検事の任命責格は、 ・司法修習生の修習を検えた者 ・裁判官の服に在った者 ・ 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者 と規定されている。	梭察庁法第18条第1 項	対応不可	裁判官、検察官及び非議士について、それぞれの任命資格は、裁判所法案45条及び第44条、 検験行法第16条第 1項並びに非議士法第4条で規定されており、これに加えて、非議士法第5 条により手護士政権設定機能が規定されております。 弁護士法第6年による持種工券格裁定制裁の資格条件については、同認定制度により「弁護 士となる資格を申する者上回法第4条による同理技術を記を有るとはこれが関係の資格 要件であり、億二の遺格管を終えた老山同程度のありを有するとは言えないと解されておりま す (東京選判平 15.30分で物業・措施者)。 では、東京製料では、30分で物業・措施者)。 では、東京製料では、30分で物業・指数を制になる上の機能をした。 では、東京製料では、30分で物業・指数を制になる上の機能をした。 では、東京製料では、30分での場合では、10分でをは、10分でをは、10分ででありる大学におい て法律学の意味のよびは、20分で場合の場合である。 では、20分で表していることを実現しております。 このように、非理士法第4条による弁護士教格認定を制度により弁護士教格を行き込むる者は、 可法体管を発える上の場合を指するとはいることは、10分によりに表するとは、 また、機能が法式・計算上が表するとは、10分によりに表しては信重な検討を要する と考えておりまった。 また、機能が法式・計算上があるまでも主然に、10分である。 また、機能が法式・計算上がある。また、機能等とは、10分では、10分

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
173	令和6年4月22日	令和6年5月22日	小型船舶操縦免許証の登録事項訂正手続き	ジに、小型船舶操縦免許証の登録事項	住所変更があった場合に、小型船舶機構免許証について住所の訂正の手続きをする必要があるところ。国文省のホームペープでは「年間書用は、日日発行 国のホームペープでは「年間書出版」、日日発行 国のホームページでは同様の変形が含れている。 現方所で他の居住者ならともかく、それ以外の地域の居住者は、わざわざ運輸 (支)局まで出た、販送で申請金の別等セを行う必要があり、負担となっている。 デジタル化を進めている中で、このような不必要にアナログな対応を行うことは 相当ではないことから、ホームページに様なを掲載していただきたい。 また、掲載により、窓口対のも緩和され、職員の負担も少なくなるメリットもある。	個人	国土交通省	小型船舶機関免許証の登録事項訂正をはじめとした。各種申請手続きに必要な申請書については、関土交通を中にてダウンロードをすることができます。 下記JRLICで、小型船舶機関免許証の各種申請手続きに必要な申請書のダウンロードができますので、ご参照ください。 https://www.mit.go.jp/maritime/maritime_tk10_000043.html	S L	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
174	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240210STO/[1/3]補正期間経過から却下までの日 数を課査し、補正期間に 繰り入れる	間では、一般人は対応できないからだ。 一に対して法務省は、「ごく軽微な 補正で足りる申請における迅速な対応 の妨げになるおそれがあるため、対応 は困難です。」と回答した。一却下事由	は福止によって対応可能な申請も得止期間除過によって划下され、申請人と行政庁の双方にムダが生じる。/これが、補正手続の矛盾である。/そもそも、 フェリカリング・フェリング・ファルング・ファリング・ファリング・ファル・ファング・ファルファルグ・ファリング・ファリング・ファルー・ファル・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファリング・ファル・ファリング・ファリン・ファリン・ファリン・ファリン・ファリン・ファリン・ファリン・ファリン	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記においては、不動産登記法第25条各号に掲げる場合には、当該申請を却下することとされていますが、同条にだし書では、「当該申請の不償が構正することができるものである場合において、金管のが変われ得の期間内に、申請、がこれを補正したをは、この関でいいと定められており、申請人に対して、申請の不備についての補正の機会が設けられています。	16年法律第123号)第	対応不可	登記官は、個別の事実に応じて、不備の是正が可能と考えられる期間を相当の期間と定めて結 正を命じ、補正がされないま主き技器当の経過した場合には違やかに申請を留下しているもの と承知しており、神理姿のように、相当の期間を定める際に、却下までに要する期間を一様に追 加する必要はなく、実務上も困難と考えられます。
175	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240210ST08[2/3]災害時 に電報登記所を併存させ る	の災害による登記所事務の停止を定め ふ、不動産物性変別の対抗変料は登 記申請から後で、申請先である管轄を 与える意変な要素であるため、管轄を ラえる重要な要素であるため、管轄を ラえる重要な要素であるため、管轄を はなからない。かしかい同時によれが計ればなからない。 はなからない。かしか、同時によれが開 用されず、中程度の災害で整形が被 者を受けても実を継続しなけいう子届が性にないなどのないを が違によって多なの変態が構成しても、被変地を 失登記が増加しても、被災地の登記所 失登記が増加しても、被災地の登記所 は人力・物的資産により事務処理能力	一になる。/ もちろん、国の機関として応援職員が深速されるにしても、それは 同時に、被災地における災害を敷や・復旧活動以外の滞在人口が増加するという意味で、現地の食料や水、電気、汚水処理等の負担を増やすことになる。/ 復旧活動というを検査退より、最を声表という部分を重かが優先される傾斜りの 所書である。/ じたがって、現地に負荷をかけずに、被災地會起所の処理能力 を着力方法を標本すくさせるめ、これが、管轄を置か、受けたり、場前をである。 が成の申請率すくせてある。/ とれが、管轄を置かに受けたり、場合である。 が成の申請率を対していて、とれが、管轄を置かに受けたしていませずなかられ なる。/ 様心の申請率を対し、データン・パーナビー、アージ・データン・サイン・データン・データン・データン・データン・データン・データン・データン・データ	商業登記ゲンロン	法務省	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局者しくは地方法務局者しくはこれらの支局又 はこれらの出張所がつかさどることされていますが、法務が因は、必要に応じ、一の登記所の 管轄に属する事務を他の登記所に受任することができることされています。	不動産登紀法(平成 18年法律第123号) 6条第1項、第7条	现行制度で 対応可	災害が発生した場合には、御指摘の意記所の事務の停止のほか、制度の現状欄に記載したと おり、必要に応じて事務を他の意記所に要任することができることされており、現代制度下にお いても、こうした措置をとることで、強切に適時合れているものと系知しています。 引き続き、災害の規模や現地の状況に応じ、適切な制度通用に努めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
176	令和6年4月22日	令和6年5月22日		でも・どこでも・誰でも」学べる社会に向けて、社会人の学びの情報をお届けします」としている。 / しかしその実態は 大学や専門学校への入学案内で、たとえば「無料」で検索すると、入学金等で 100万円以上必要な講座が多数表示さ れる。 / 講座自体は無料てあっても、受	JMOUNTWINEUL (いっと高くの、ノーア)、(1)の無計に運転機能に保定で、そうとう。人でして、R4行政権急に4で選集したように、設局が学生教育の実施業務を制作し、あかせて公開すればより、これにより(デナルス)では、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは、アは	商業登配ゲンロン	文部科学省	生涯にわたって学び続け、知識や能力をアップデートするためにリカレント教育の充実は重要であるところ。 あるとこう。社会人間中にどのような教育機会が提供されているか分かりにくいといった声も受け、「マナッと、社会人の警権を置ぐ正教育機関による教育プログラムをはじめ、社会人の多様な学びの機会に関する情報を提供しております。	なし	その他	「マナバス」では、全国の大学等において提供されるリカレント教育プログラムのデータベースとして、正規原程の他に、機能延明プログラムや公司調度などの情報と規載しており、これらには人名不思、受損無報ぎで提出されている調理も多数をまれています。大学等において機能的にリカレン教育を提供するには、受損非等を進した運営資金の程度が重要であり、全てのプログラムを無料で提供することは難しいと考えられますが、受損料の一定的に還元から情報を信に男がこれに必要し、必要は不可能を受け、必要は他の一定が必要に関係を信に男がこれが、自然を持ち、企業を受け、必要に関係している。 「男のてまいります。例せて、各分野の基礎知識から応用的知見まで幅広く学べるコンテンツの掲載拡充にも努めてまいります。
177	令和6年4月22日	令和6年12月16日	240217ST10[1/3]不動産 登記法に受付番号の更正 手続を創設する	報が提供された場合の受付義務を、提 別5条は申請得に受付年月日と受 付番号を記録することし、準期31条で要 義務付ける。/ 学なわちこの一連の該 義務付ける。/ 学なわちこの一連の該 は、申請人がを紹介・可能の子供表する。 を記憶が不備なく手続きする。 は、申請人がもないため。/ しんから が表現しているように、受付手能とお いた情報といるように、受付手能とお いた情報とはとい場合。/ たんと は、法等処理は複数の申請者が同時 記述した場合とには、法等のに対して と表表的でいるけれた。法務局に支付 なれた申請者が同時の節的な手楽にで別	一れる場合である。/ 法務局に減速されている以上は行政庁としての豊配官の 責任は否定できず、これは豊配管の通動による設配が支れるのと同じ意味で、 豊配官が開達って受け着時が付したと考えるほかない、/ あるいは、所有権移 転登記に指当権変を登記とを連作で申請したとの、急犯官が抵当権等を至 を先に実付してしまった場合。法の原の受付着等の順序で登記することを観覧 付けられるか。と無機程度定整面の書をでは意配度等から整記記録と一致せ ず却下される。/ 受付着号付与について中立性・容板性をやの存在を最低する 増金であってくりまが自然を持ちいまなる。 大田・博夫人が同盟・付け等なる。 「場合であってくりまが自然を対しまなる。」という理由で付きなった。 場合であってくりまが自然を対しまるもった」という理由で付きなった。 場合であってくりまが自然を対しまるもった」という理由で付きなった。 場合であってくりまが自然を対しまるもった。という理由では考えてよる。 当会ではない、/ よりかって、参配と対し有害が関連っているであろうと推定で きても、のきま却下するしかないはずである。 べもらろん、この結論は受当で さてし、タすなわるそそもの問題は、不動産を記述が実は対象に対しているである。 しいである。/ 以下まないをしまないをしまないをである。 しいである。/ 以下まないをしまないをしまないをしまない。 にはなっていないということは、これまで開発制に受付着等を付け替えてそに得る したっていないということは、これまで開発制に受付着等を付け替えてそままれま。 に対する行政教がありました。アンにかって、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、登記の申請情報が登記所へ搭供されたときは、当該登記の申請の受付をした上で、 当該申請に受付番号を付さなければならないとされています。	不動產豐記法(平成 10年法律第23号) 10年 (10年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 2	対応不可	登記官は、受付番号の順序に従って登記をしなければならないとされているため(不動産登記法 第20条)、受付番号を付す際には、既に正確を明す必要があります。このため、受付徴に受付着 今の修正を可能とする御提案のような規律を設けることについては、その必要性を含め、慎重な 検討が必要です。
178	令和6年4月22日	令和6年12月16日	情報を公示する制度を作	者の死亡情報を取得して職権で取録を することを定め、一種基人が登記官 に対して申請するという法形省の立場 が転換されたこと意味する。 SS2.11.2受機能法務等負債では当時 の民事両長を研修を記があるとさけにしいても、 不動産取引上さほど不便を与えている。 であるとはど不便を与えている。 であるとはどのであるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 であるとなる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	一なる」とし、「不動意取引上の不便」があることを認めているからである。人しかし、関権で死亡情報を参配として公末するなら、政府が確定する「死亡・相談ナンラインサービス」の一環として死亡情報自体を公売し、限定来版での管轄公告を名称できるようは"すべきである。」、根据人にとして指規をしたでない。一般として死亡情報自体を公売し、限定来版での管轄公告を名称できるようは"すべきである。」、「根据人にとして抵制機人の食賃は日本がなく、予想外の負債を相談する危険がある。」、英米社の海真主義に行ななく、大財・経済を受託した「各国の相談法」をは、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	商業登記ゲンロン	法務省	令和8年4月1日から、登記官が、他の公的機関から取得した所有権の登記を義人の死亡情報 に基づいて不動産登記にその死亡の事実を得号によって表示する制度の連用が開始されること とされています。	令和3年法律第24号 による証をの不動 産齢記法・平成16年 法律第123号)第76	対応不可	改正不動産登記法第76条の4は、不動産登記と住民基本台帳とのシステム連携を前提に、不 動産登記簿上の所有権の登記名職人が死亡した場合に、職権でその首を売す有号を表示する ことができるというのであり、機能人の何情報提供を手込のではおりません。 そのため、この制度は、相談人が行う規定承認手続に関係するものではなく、制度業については 慎重な検討が必要です。

_		所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
17	79	令和6年4月22日	令和6年5月22日	国有財産総合情報管理システムを作り直す。	国有財産総合情報管理システムを作り 頂し、ユーザーファーストのシステムに して業務を効率化し、残業を減らして無 駄な税金の支出を減らす。	のり、7大米の原因となっている。 財政かは、後ず技ずのよまれの事故で乗り与えのでわり、大事施理とユニノの	個人	財務省デジタル庁	国有財産総合情報管理システムの導入経緯は以下のとおりです。本システムは、「デジタル 庁・各席省共同プロジェクト型システム」に分類されており、デジタル庁の統括、管理のもと、財務 をで運用しています。 ・「電子政府構築計画」で成18年7月、17日各府省情報化、統括責任者(CIO)連絡会議決定」にお にて、実務システムの最適化により費用対効基を高め、人的、物的資富の効率的な活用を遺仁 と行政の第末・音速化を図ることが支配。 は、18年7年の表達のことが支配。 は、18年7年の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	なし	検討を予定	次期(令和10年度)のシステム更改に向けて、令和6年度より調査研究業務を受託・実施しています。異体的には、がパシークラウトへの移行を意頭に、システム上の関連を対した上で、設計・開発コメールスケクシュール等意識まで、システム変の方向性を必要することを目的にしています。合かせて、本業務の中でシステムの処理能力や利便性が向上できるかについても検討を行ってまいります。
18	30	令和6年4月22日	令和6年5月22日	連練・勾留等身柄物東された推験者等が飼包しているペットを保護する仕組 みの構築の検討	者(被告人)がベットを飼育していた場合のベットの処遇について、動物要護管理法を主管している環境省が、警察庁・法務省・日本弁護士連合会等に対し調査の協力を求め現状を把握すると共に、警察又は刑事弁護人が保健所・動物愛護管理センター等と連携してペッ	現状では、逮捕・勾留等身柄拘束された被疑者等がベットを飼っていた場合、そのベットについて、例えば一人暮らしの者や、夫婦そろって逮捕される等、護由同能を見る人が以ないは大児になったとしても、その後と書きが、世話があた。というないからいたが、またが出来ない場合は、誰も指が大を実るるやの音楽です。 カース かっかい また また かっかい また また かっかい また また かっかい また	個人	環境省产 法務省	動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項においては、動物の所有者の終生飼養の責務 が規定されています。したかって、「逮捕・勾置され、身柄を物まされた被疑者(結合人)」がペッ を飼削していた場合も、一般的には、当該破損者が、自らの責任に対して、資数や知人では、理を依頼し、あるいは、議選するなとして、動物の問題に関する責任を負うそのと乗加していま 理を依頼し、あるいは、議選するなとして、動物の問題に関する責任を負うそのと乗加していま で、なた、所者が認定に対いても、要集機関にプリンスに破済が行って必要を指令人力に がわって、その者の所有する財産を管理する権限を付与しスに破済が行っる規定は存在しませ ん。	動物受援管理法7条 第4項	対応不可	制度の現状間に記載のとおりのため、対応することは困難です。なお、環境省としては、引き続き、譲渡さ含めた終生頻素の責務について書及啓発に努めてまいります。
18	31	令和6年4月22日	令和6年5月22日	長期在外研修(いわゆる 留字)制度の経費の見直 し			個人	人事院	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費(日当・宿泊料に相当 するもの)及び成績に係る交通費等が支給されています。また、授業料は公費負担となっていま す。このほか、医療経験等、概率制以外の大学ごは二異なる諸経費について、どの範囲を公費負担 とするかは各席者等の判断に受ねられています。	S L	検討に着手	条柄在外研究員が派遣期間中に悪した経費の実施を踏まえ、保険料等の取り扱いを含む公費 負担の在り方について検討を進めてまいります。検討結果に基づき、令和6年度中に各府省等 に対して考え方を示すなど、必要な措置を講じます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
182	令和6年5月28日	令和6年6月20日	学籍情報をマイナンバー で一括管理	国民年金の学生納付特例をはじめたした学籍があることが条件となっている形 数手続きについて、マイナンバーの原 金のみで学籍が報をどこの行政機関で も確認可能にする。	令初5年の斤改改革回答33「行政が銀行口度及び学生証情報を根据するため クジンパカードをユニーオスことを禁止する」で国民年金の学生納付特例を申請 インジンパカードをユース・デスことを禁止する」で国民年金の学生納付特例を申請 第700元されている。しかし学生納付特例の対象となっている原子家(旧労働 省)からかまかれている。しかし学生納付特例の対象となっている原子家(旧労働 対所をの職業が削発と大学ない。(北延期大学や)・職能訓練被は接着に は教育機関ではないため、在学証明書の発行には原則対応していない。国民 体金の通年度素給分について学生納付特例を通用しよりとに考る、職能訓練 機関の在籍期間を確認できないことにより現場では対方に苦慮している。こうし ために当成するために学経験をマイナンバーに載け付けて一元的に確認可 能とする。 から、 本金機構が公表している学生納付特例の対象校リストに載っている学校すべて について銀付け対象としてほしい。 が加速が終めましている。 について銀付け対象としては、 について銀付け対象としては、 でのというには文料省等の含省庁、さらに公立大学や高校および特別支援学校 で図表部の生活が必要となる。また 私立大学をはいるしては対象に対している解析での連邦が悪をなる。また 私立大学とはいるしては対象部所が出まった。 などので記述する。 などのでいるが、 などのでは、 な	個人	厚生労働省を 文部科学者 デジタル庁	対応の概要機に記載のとおりです。	S L	その他	学生納付特例は、学生(大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに 在学する人)で、未りの所得が一定額以下の場合に、在学中の国民年金保険材の納付が類子 される制度です。再期活あたっては、国民年金法施行規則第77条の第2項において、特例を 受けよりどする期間に、申請者が学生である。または学生であったことを確認するため、学生経 の写しまたは年生期書を活付いたいております。 「マイナンバーの開金のみで学技権報をどこの下級機関で、持衛犯可能にすることとにつきまして は、いかゆる学事経験が行政・機関に対していております。 なお、厚生労働者が所管する職業において限や電車を前接した情報ではごないませんの で、マイナン/一の開金のみで学技権報をどこの行政機関で、持衛を開金が表した情報ではごないませんの で、マイナン/一との続付けや情報連携の実現可能性につきましては、領金件の表と考えており ます。 なお、厚生労働者が所管する職業能力開発大学校(もしくば短期大学校)・職能訓練施設につき ましては、国民年金法施行機削削アが条のので規定されている。国(独立行政法人高齢・障害・求 期本雇用、理機例)が設定・選ぎのも職業和力制度大学校、展集制制度を大学校、 を力解析を選手が、対して、学校教育主義主義を対していて、在校 生、第7者等から申請があれば在生型研書を参与代しております。 また、文部科学が所管する教育機関につきましては、学校教育法施行機削減2条第22項(導 修学校について、近常189条、発生が見ているがより、できた。大部科学が所管する教育機関につきましては、学校教育法施行機削減2条第22項(導 修学校については第189条、発生技術を担う各学校等に対し申請があれば在学証明書等の発行は可能で する。 「学校の責務を担う格子校等に対し申請があれば在学証明書等の発行は可能で する。 「学校の責務を担う格子校等に対し申請があれば在学証明書等の発行は可能で する。 「学校の責務を担う格子校等に対し申請があれば在学証明書等の発行は可能で する。 「学校の責務を行機削減エーバ、会第二項 学校教育、法院・行規削減ニー・「必要、「単校教育、法院・日報を行る。」 「中校を対したいまた」 「中校を対したいまた」」 「中校を行成したいまた」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた」 「中校を行成したいまた」」 「中校を行成したいまた。」 「中校を行成したいまたりまた。」 「中校を行成したいまたりまたりまた。」 「中校を行成したいまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりま
183	令和6年5月28日	令和7年3月7日	障害者を対象とした公務 貴級用試験における面接 カードおよび作文試験見 直し	様記試験の課題では一般を対象とした 試験同様、過去の経験を踏まえた記述 を求めることがあり自治体を中心を自治体を中心 まだに存在する。障害者は幼少期一学 生時代にその特性によりいじかま 書、仲間外れとなった経験があるため。 に 過産を抱っている者が多くおり、作文 ・ 過去を思いた自己中を求めたから に 国産を抱っている者が多くおり、作文 ・ の事を表してもずいこの自己中を求めた うる場ではあってもいった自己中を求めた うる場ではあっても、 を必要した。 という自己中で表めた。 う場ではあっても、 をいる者が多くなり、 をいる者が多くなり、 をいる者が多くなり、 というは、 というな というな というな というな というな というな というな といる といる といる というな といる といる といる といる といる といる といる といる といる といる	mtps://www.imion.toxy/sz-sotr/lg/p/jmj/jmjimmaitor/sniyo/snikemmonaal/do-cuments/75/augaisakubun.pdf 转音集 转音集 https://www.pref.gfulgjp/uploaded/attachment/373838.pdf 川崎市 https://www.city.kawasaki.jp/940/cmsfiles/contents/0000137/137515/syogai (sakubun.)pdf 兵庫集 https://web.pref.hyogo.lgjp/jii/documents/f5jkoprsyougai.pdf	個人	人事院 學 生労働省 総務省	【国家公務員の障害者雇用について】 各所者の障害者雇用については、内閣官房・人事除・厚生労働省が作成する「公務部門におられる関連者の障害者雇用については、内閣官房・人事院・原生労働省が作成を表して、事務内容に対応して実施、最後、経歴で業等しまれる。「他のなる場合と、原告特性や服務内容を考慮して「事る遺者が実施されるよう、周知しています。」 一般力な務長の服害者雇用について】 上記「公務部門における障害者雇用について】 上記「公務部門における障害者雇用でユアルには、「個々の障害のある人がその障害のあるとがまる。」 を及び程度に応じて能力を展帯できる具体的な職域、職種、業務等を把握し、その刑意をしたして、事証は禁、作文試験、人物試験、実施試験、経歴評定等の中から、任命権者が人事院が定める基準に基づき、それらに応じたが適のは程目を提びに行うこととは認えれており、必定のは、の原書者雇用についても、当該マニュアルを参考としていただきたい普通知しております。	S L	現行制度下で対応可能	【国家公務員の障害者雇用について】 制度の現状側に記載のとおり、各府省の取植が着実に推進されるよう、関係府省で連携し、支援を行ってまいります。 【他方公務員の障害者雇用について】 地方公務員の障害者雇用について】 地方公務員についても、制度の現状側に記載のとおりであり、今後も必要な情報提供等を行ってまいります。
184	令和6年5月28日	令和6年8月20日	国が保管する資味期限切れが近い災害情害品を被 対地に送る。	地震、台風、洪水などの大災害が発生 した被災地に国が保管する資味期限り 木が近い災害債蓄品を返るシステムを 作る。	お正月に能象半島で大地震が発生し、被災地では食べる物に困っているという ニュースをたくさん見ました。何かできないかと思って調べると、国は、地震に満 スて災害需要品をたくさん保管しているということをネットで知りました。もっと前 べると、物品の発質するとび場合・に関する法律という操作で実施しる秘書 された。他の一般のでは、大きなものと無料をフードハン ので配っていることも知りました。 国の災害備蓄とで資味規模が切れてうなものを無料をフードハン ので配っていることも知りました。 国の災害備蓄とで資味規模がれが近いものを被災地に返るシステムを作るべ まどと思います。今も物品の解資けれび返り等で開する法律を使ってフード いングに渡球規模がれび近い災害機蓄品を無料で配っているので、減多に発 としてい場合手動地値のような大災害が考生したときには、フードハングに配る よりも変更地の力に優先的に認作するべきではと思います。の削減の推進に よりも変更地の対し、一般である。この解説である機能の よりも変更地の対し、一般である。 する法律を容易する前者を対し、この修復する意味期間がれが近いと思想 品を収集して被災地にスピーディーに返るようなシステムをなるべく単く実現して もらえると嬉しいです。よろしくお願いします。	個人	內關府消費者庁	国の災害用機蓄食品については、食品ロス削減及び生活的終者支援等の観点から、有効に活 用するため、令和3年4月21日に関係省庁中申令せを実施しました。現在、申合せに沿って、各 府省庁が定再開備蓄食品の有効活用(客附)を行っています。客所のスキー人概要は以下のと おりです。 発表したとり、使用の必要がないものとして、不用決定を行った国の災害用傷蓄食品は、必要 な場合を除き、裏間シートンとつ団体等への提供に思り機能にこととしています。 条件可能反び署用服蓄食品の保証と関する信頼については、各件を行じおいてウェフサイト に掲載のうえ、最林水産省の備蓄ボータルサイトで、各所省庁の情報を取りまとめて公表しています。 希望するフードバンク団体等は、実際に提供を行う各府省庁に連絡を行い、日程等を調整した 上で引き楽しをしています。	減の推進に関する基 本的な方針に、国の	対応不可	国などが傷害する期限切れ間近の食品等を被災地二送ることは必要量の確保や輸送方法を 考慮するたスキームとして現実的ではありません。今回の能差地震でのフッシュ型支援しおい て、発金については政府を通じて食品メーカーや混過集者から必要な物形を調達し、被災地に お届けました。 国の災害用傷蓄食品を有効活用することについては、引き続き、関係省庁と取り組んで参りま す。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
185	令和6年5月28日	令和6年6月20日	内閣法制局の組織体制の改善	を持ち込ませるなど非合理的な働き方 を職員に強いており、国家公務員の離	内閣法制局の改革が実現された場合、許今ブラック器が関として離職者が増大している中央会庁の働き力の改善の大きな要因となると考えられる。 注制局の書話は、極めてショーなが開発で一切のこれを許さないという接質をあ り、作業及びアリスミのヴェッジで多の個異が増生され、中央会庁の業務 の大きな支援となっている。また、ミスがあった場合、人格否定やハワハラに近 い下書きとを参挙を見受けられ、無負の裁判的担当に繋むてある。 制局等部の対チバェよる法務を正が、法制制他幹部と対立した際に、書を書をき持 には、制局を影のチボルよる法務を正が、法制制他幹部と対立した際に、書を書をき持 には、制局を影からオラによるとは、一変では、一変では、一変では、一変では、一変では、 制局等かのがよっている。所得と可能を対しまってが、その知るはまに、法制局の方ち ・ は、当時のからないに、法制制のと思うなの者に必ずのような「大き」が表 また、法制局書客の通程で、象文の論理的合理性の分を認まれ、退場の実際 また、法制局書客の通程で、象文の論理的合理性の分を認まれ、退場の実際 のニーベや運用を観灯で修正することも多々あり、行政が社会のニーズに応 えた、法制局書客の通程で、象文の論理的合理性の分を認まれ、退場の実際 が与えられており、各名庁と対等の1行政機関として、強く改善を希望する。	個人	内閣法制局	内閣法制局は、閣議に付される法律案、政令案及び条約家について書客することとされており、 所管する名庁が立案した原案に対して、様々な法律的、立法技術的観点から審査を行っており ます。	内閣法制局設置法第 3条第1号	その他	内閣法制制においては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成20年10月1日女性製具活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、等を指案制建法 また。また日本日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
186	令和6年5月28日	令和6年7月19日	の行政区画をまたいだ登	る素務に関する行政評価、監視 (旧93.28)によると「登起所の管轄区 域については、「法務局及び地方法務 励文局及びいては、「法務局及び地方法務 局の支局及び地方法務 市町村の行政区画に即じ設定すると されていることから、市町村合併により 行政区画に乗更があったとさには、宣 ある人から準備原内に「金田」法市の村合 は一度・ディーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリ	一「福岡法務局は、徳旧来の登紀所に不勤産登紀事務が委任されているもの については、可能な限り速やかに管轄区域の登紀所に移管すること、弐市町村 合併に作り、管轄区域を変更する場合には、合単に同時期に不動産登記事務 を移管するようがあること、近界足して元にたらした。火きあ局はで設御局の指示に 使からとした。火が、福岡法務局以ずなは依然として前封の行政医産分 断する管轄支援が繋が、でいるようがある。大きのは、本局と指導由支払、同は「市本 使からとした。火が、福岡法務の以ずなは依然として向けるのである。 成立した。したり、北、福岡法務の以ずなは依然としたのは、日本のは、日本の は、一部では、一部では、一部では、日本のは、日本のは、日本の のかっ、ア・丘区文書では、市の美型として「包定海通知書を2号記行から受領し はければならず事務の効率性が図れないため、1号配行の不動を登り 財務した。受望しており、これは該当市時刊で同様だろう。火たまたまでお 財務した。受望した「おり、大きな、日本の は該当場の位民にとって不動をあるがしている。「全部所検索プログラムを作 うる思の「書様表が「環境にしなる問題も至しる。/ 党を研検案プログラムを作 うと思ったが、と、また。 では、日本の では、日本の では、日本の では、日本の になる。 には、日本の になる。 には、日本の には、日本の には、日本の には、日本の になる。 には、日本の になる。 には、日本の になる。	商業登記ゲンロン	法務省	登記所の管轄区域は、「法務局及び地方法務局の支局及び出場所設置規則」及び「登記事務 委任規則により、原列以上で行政区面を基準に定めており、管轄区域の基準でから行政区面 に変更があったさきは、管轄区域と要でされますが、あったに行政区面が設けられたとを、又は 登記所の管轄区域に置する全ての地域が他の登記所に属する行政区面に編入されたときは、 体別の管轄区域に進しることされています。 また、登記所の設置及び管轄区域についています。 また、登記所の設置及び管轄区域については、当該地域における住民の生活圏・経済圏、奏 事件数の状況、地域全体での登局がの配置状況等を総合的に割ましたで配置していること から、1つの行政区面のうち一部の地域を他の登記所が管轄している場合があります。	務局の支局及び出張 所設置規則第4条及 び第5条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
187	令和6年5月28日	令和6年10月17日	請の登記完了証のみを証	権の保存登記等の登録免託税の税率 移の実施については所名もの確認が、 活を実施については所名もの確認が、 に対して登記が正差を学行いため、 に対しており、書面を持ちないではある。 をデアルに考しており、書面を持ちないには、 をデアルに考しており、書面を持ちないにない。 では、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	一」の証明手段として登記完了証を提出させているから、書画申請の登記完了 証にも所在地が展示されているため、オンライン申請でも裏面申請でも違いは ない。火は、オンライン申請の登記完了証には所有者の表示かるがは大とり、 の住所氏が必要を制入でも構正が要ではなく年別の表示があるけれど、そ 所氏名のまま登記完了証が条件されるため、その記載には思味がない。火象 報意原因日付きの助いたいのであれば、病案年月日の規拠かな文書である建築 確認に基づく場合には同様に権正対象ではないもの、オンライン申請の登記院に 可能には金集成から上付けが記載されている同様がある。(年、門本の書館が は記に金生態制度・力に付けが記載されている同様がある。(年、門本の書館が はおしませいました。)という文書に苦慮した市事がが書面 はおいました。日が記載されている同様がある。(年、門本の書館が はおいました。)という文書に苦慮した市事材が書面 申請の登記完了とのないよう十分配きされてい。」という文書に苦慮した市事材が書面 申請の登記完了とかほど表記ではる。(日本書をとして とは、日本の書館に対しました。)という文書に苦慮した市事材が書面 申請の登記完了とを確認方法にものもよう苦慮した事でいて下きずだって ないか。最初し小の書について何の証明になっていない。(人は上を長とめな ないか。最初し小の書について何の証明になっていない。(人は上を長とめな ないか。最初し小の書について何の証明になっていない。(人は上を長とめな ないか。最初し小の書について何の証明になっていない。(人は上を長とめな ないか。最初し小の書に対するが、またまではますとからままままままままままままままままままままままままままままままままままま	商業登記ゲンロン	国土文連省法務省	昭和59年5月22日付護設省住民祭32号においては、以下の事項を市区町村が確認するための書類の一時として登記完了証(不能産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181余の規定により受付されるものと担けています。 の風人が需要した宅用家屋の場合・所従第18第5年日 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	明和55年5月22日付 遺散率性に表さり 東京 11年度の所有 権の保予監督所の豊 権力保予監督所の豊 域外計校の場合 減消措置に係る市町村 について」	対応不可	電子申請の場合における登記光了証(以下「完了証」という。)では、説制適用に当たっての確認 事項である速度年月日等が確認できますが、書面申請の場合における完了証では、建築年月 現実の確認事態としておいま。 また、情報通信保存を活用して有の推進、可能の企業に関立とは保守している。 また、情報通信保存を活用して有の推進、可能の企業に関立とは保守しては今末機算16号。第19 年 基づ気庁書面の名略に長規定整計ま、現在、法令の規定により不助定登記事項証明書の 提出が求めるの場合を分類とし、登記情報連絡等行っているところであり、本手続について は、今後の連用状次等を請求え、適切な申請方法を模計してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
188	令和6年5月28日	令和6年7月19日	2403025T18[3/3]戸籍 データをクラウド化し、数 格な本人経験で各行 政機関が参照する	財利長が管軍することを提定する。 戸籍は国民の分関係を定める事務で あるため本質的には国が処理すべきも のであられたよ。平務処理の便宜の観 点から本籍のある市町村に行わせてい 説明によれば、一国民の本籍が移るで がに戸籍が市門付とにつ教している 制度は、平務の便宜から導かれる必要 であり、戸海が開かれる必要 であり、戸海が出来が、一本では は、中本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日	ーことになったらしい。/ 現在の戸籍生態系を維持する結論である。/ 練一されると、ソフト会社とか出版社とかは困るんでしょうね。/ しかしこの問題の原因は、法務者が昭和末期に戸籍コンピュータ化の規格策定で非絶さメーカーに丸投げした極限、規格が高立したことがある。/ 皮接後は、戸稿情報の提供用態別等を利用して同事を利用して戸籍・一のカーラン・人とできったりのカナガーは、存储機能の要用・一のカーラン・人とできったり、中国・大学を利用して戸籍を持ち、日本のよりの表生がして、一般の大学を利用して戸籍を利用している。 また、生意間に戸籍にいる面景にした。 はから、大学を対しているが表生が表し、大学を対しているが表生が表し、大学を対しているの実施を指令よく気い換えただけである。/ また、生意間に戸籍にいる面景にとっては少数管理に要求はマルン・/ 戸籍が国の一系を作者がある。/ カラウドとで戸籍情報を一元にするも、/ オた、生命日の一元化があるべき変ではないか?/ そして、クラウドとで再発情報の一元化である。/ カラウドンア連続情報を一元にするものではなく。現在の戸籍データときてある。/ クラウドとで再発情報を表である。 クラウドとで再発情報を一元にするのではなく。現在の戸籍データとでラウドとで再発情報を対した。 オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・	商業登記ゲンロン	法務省	市区町村が管理する戸籍情報システムをクラウド化することは、平成30年1月18日付け法務 有民一第19号戻事局民事第一課長回答により認能されており、取に戸籍情報システムをクラ カナー第19号戻事局民事第一課長回答により認能されており、取に戸籍情報システムをクラ また、戸籍情報と認めな情報であることから、その情報を改替するためには子段機関であって も、戸籍法第19後の2822事が認める公用課水の手続を取る必要があり、他の行政機関が戸籍 情報に匿僚プレセスすることは認めたません。 なお、情報提供用個」規刻将号を用いたマイナンパー連構において、法務大臣から服金元行 なお、情報提供用個、規刻将号を用いたマイナンパー連構において、法務大臣から服金元行 が規関に認めてみるのは、戸籍情報をコンピュータ処理することによった大きや元 戸籍関係情報(行政手続における特定の個人を施別するための番号の利用等に関する法律 (平成29年法律第27号)第9条第3項)であって、戸籍情報そのものではありません。	第10条の2第2項 第121条の3 行政手続における特 定の個人を識別利用等 に関する法律	対応不可	制度の現状機に記載のとおりです。
189	令和6年5月28日	令和6年6月20日	河野大臣が改革した弁理 士城線の負担軽級措置が 運用されていない		提案理由は、内閣府の資料通り。 概要証明書は学位論文の下位互接であるのに取得に工数がかかりすぎる。	個人	デジタル庁	弁理士試験は、弁理士になろうとする方が弁理士として必要な学識及びその応用能力を有する かどうかを判定することを目的とした試験です。 持理士試験の供外実施方法は、工業所有権審議会において定められており、試験科目の一部免除を希望する者から申請があった際、免除責格を確認するために必要な手続を軽る必要が あります。	문	対応	学位論文概要証明書の提出を、学位論文全文とその論文が学位論文であることを確認できる情報の提示で名談することができるよう選用変更し、先級、特許市のWebページ「停止・博士等の学位に基づ(歳女章 部試験(基本材目)の分験について、(https://www.jpo.go.jp/news/bennishi/ronbun-menjo-gakui.html)」において、その旨を明示いたしました。
190	令和8年5月28日	令和6年12月16日	共有者が同順位で住所変	の受付の順序を規定し、その2項・3項 で同一の不予整に関し同時に2以上の 申請があった場合は3同一の受付書号を 対象に表現の提出等に3回に「元才 財産工業を2000年3年第1回11日に「元才 大石・有様料を整定に申請が複数をかた。 他した、少受付書を変形しない。の受し における重要問題でありめ、のの規 にはすべて空かまでありめ、のが に対ける重要問題でありめ、のが とはすべて空かまでありました。 となるに、一般である。 となるに、一般である。 に対ける重要問題でありました。 となるに、同じ、一般である。 に対ける重要問題でありました。 とから、次のような問題が生じる。 とれば、日本であるに、関位書号を異 にする体を発生で、数のといるは にする体を表現を発生を にする体を表現を を申請する場合や、複数の必要は標を始 を申請する場合や、複数の必要は標を を を申請する場合や、複数の必要は標を を	一ならないはすである。/ 洋則31条2項後段は「同一の不動産に関し同時に2以上の申請がされたとき」以外は「著宣の順所に従って受付券等を付けて差し支えない」とするけれた。同一の不動産であれば熱外できない。/ 化たがって、同一の不動産では「保養の任所変更」、「2番付起」等(い)住所変更」のようになるはずである。/ 八十年代表の住所変更」、「2番付起」等(い)住所変更」のようになるはずである。/ 八十年代、「2番に対し、「1番では、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、「2番に対し、2番に対し、「2番に対し、1番に対し、「2番に対し、1	商業登記ゲンロン	法務省	同一の不動意に関し同時に二以上の申請がされたときは、同一の受付番号を付さなければならないとされています。	不動產登記法(平成 16年法律第22号第 9年第3章 不動產登記者務政(7年 月25日付代法務省民 月25日付代法務省民 事務(54) 事務(54) 事務(54) 事務(54)	事実訴認	排指機の事例では、現行法においても、「同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされたと き」には該当せず、同一の受付番号は付されないものと考えられます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
191	令和6年5月28日	令和6年7月19日		たことを意思表示しても、実際に本人が問題を理解しているかけ合併的の問題	デザインとしてローコネルにを急り、電景不置ドリスケーの影響を指力かさせる すべきである。 イエで軽減人の高度指揮を再発デラシル化し、マイナンで 末人確認した場合にオンライン上で質問事項に答え、内容を再報したことを確認 して特替できるようにすべきである。 インナライン上での思想数は各色を取り 引などでも行われており、事業用横角の保証契約のみ企正証書での確認が実 現まれるのはお野を失する。 パイリスクなキャンプルセという直では、事業 資金・町の金融商品も扱わらないかってある。 / 母来的にはマイナン・バマ 環金で収入まで開発されるはずってきなれば優界不得だっなった場合のリス クを確認人の収入や資産との対比で可提化できるだろ。 / ごれた別して、公証 人による機器を掲載される能を対している人を指数でも機能でよどいと学師をれ		法務省	同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされたときは、同一の受付番号を付さなければならないとされています。	不動産登記法(平成) 6年法律第123号)第 19英第3項基務取 19英第3項基務取 年表述學別(平成)7年 長二第456号法務省 長二第456号法務省 条	事実誤認	事業のために発担した資金等債務を主たる債務とする保証契約については、保証人となろうと する者が経証契約に係るリスクを十分に自要せずに受易に保証えんになることを防止するため、 公的機関である必証よが保証を思を事前に確認した上で保証を思恵明の正証書を作成するこ とが要件とされています。 保証を見き頭が正証書の作成手様に代替するものとして、オンライン上での保証を思の確認 手様を設けることにより、保証人となろうとする者においてより簡易かつ容易に保証契約の効力 を生じさせることにより、保証人となろうとする者においてより簡易かつ容易に保証契約の効力 を生じさせることで都定することは、保証意思更明公正証書の作成を要件とした上記の趣管に そぐわないことから、相当でないと考えられます。
192	令和6年5月28日	令和6年6月20日	海上保安官の職務に必要 な資格の負担について	海上保安官が業務するに際して取得する資格 の資格 (衛柱士免許、小型船舶免許、無線通 (衛士・航空機職員の実施試験等) は、業務で必予を変であり、取得する 関わらず台裏で揃われています。 これを合費で払う必要が必ずあると思 います。	海上保安官の負担が大きく、不満も多く間さます。 これは無負の退職にまでつながらものと考えます。 早急な改善さようしくお願いします。	個人	国土交通省	一部の資格にあっては、海上保安庁内の教育機関で研修・訓練により、取得に係る費用は一 部官責負担しているものの、海上保安庁内の教育機関では取得できない資格試験の受験、更 新等の責用は各職員が負担している状況です。	なし	検討を予定	海技士免許等は個人としての資格取得であり、その後も活用できるものです。他方で海技士免許等は集務での必要性があり、表別核行体制の維持のために有別格者を確保する必要がある と認識しています。今後、そのような対応が必要なのか、課題を整理することとしています。
193	令和6年5月28日	令和6年6月20日	調達ポータルの利用者要 作から「人札参加資格」を 外す。	調達ポータルの利用者要件から「入札 参加資格」を外す。	随意契約を電子契約で締結しようと考えたら、調達ポータルで利用者登録をする必要があるらし、調水でら「全有所産」が終ましている人は参加資格が必須らしい。いん、過数学的を含す契約で締結でいる。と参加では、大きなでは、では、は、参加受性がある。企業でが厳意という。というは、大きなでは、大きなない。	個人	デジタル庁	会計法において、国において契約を締結する場合には原則競争に付すこととされており、随意契 対については、政令に変められた場合のみに確定されています。 環連派ークル及の手列線システムにおいては、最初原制に制り、競争による入札・開札・契約 環連派ークル及の手列線システムにおいては、最初原制に制り、競争による入札・開札・契約 環となっています。	の三	検討を予定	現行の調達ポータル及び電子調達システムの利用については、入札参加資格の有無だけではなく、本人認定と電子署名を行うために電子運用機能を開発する場合を持たなっています。 中部の主張来に変更を考定している実際・ステムにおいて、本人認定と手証明の性制みを見 書するという。 また、アルストルールールールールールールールールールールールールールールールールールール

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
194	令和6年5月28日	令和6年12月16日	240316ST23[2/3]【取下時の選付書類の交付方法】 を選択する時期を明確化 する	ける歌ア手続において書類を退付方法 を選択する版字がないたか、選付手続 が不明確であると情報したものである。 してれた別して影響をは、「豊富の時間の 交付方法については窓口による交付や 最近となる後が初起のよれています。 そして、申請人の意思によって交付か、 はを選択であるようになっているため、 御提案の対応は不要であるものと考え られます。2は、一の報告後を考ば、 項目であるとする。、人」かし、開閉定は 「運付する」と提供するのみで、規則55	一に相当する規定がない、/ 得用もしていない。/ 法務名が公開する所下書牌 実(Introx/nounnayokumoj pip/niigita/tatisic torinaganho do:)には7並付を希望する1中世の記入場がないから、「中球人の意思ともて交付力法を選択できらよずる法格は、その中様人の意思ともフで大力で複数するもりなのか? 結局、33課業と国際のやりとりはデラオルトルールはどこにあるのからから表現しまってくる。/ 不動産登録期においては、原本者付きの分かりで力法は登記所での文付が底側であるか。 取下手続においては、原本者付きの変したってくが力法と提供している。 第二十一年 (11年 1年	商業登記ゲンロン	法務省	登記中請の取下げがあった場合には、書面申請による申請書及びその添付書面並びに特例方式により提供された添付書面については、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがあるものを除き、申請人に選付するものとされています。	不動產登記規則(平成)7年选將各令第18 等)第39年第3項,第 等)第39年第3項,期間 24条第1項	対応不可	申請の取下げがされる場合には、通常、登録免許税の選付等の取扱いについて申請人との調整が必要となるところ、登起所において、個々の事業に応じて、申請人との間で、登録免許税の選付等の取扱の調整を併せて、登即申請書かる指書動の選付方法とついても適切に調整しており、一概に「選付書類の交付方法を選択する時期を明確化する」ことは困難です。
195	令和6年5月28日	令和6年6月20日	行政不服審査法に基づく 審査請求に係る審査請求 手数料の導入について	として請求できるようにする。なお、本件	ず、ナだ長への苦情を申し立てたい、不満に思っていることを公表させたい等の 本来の目的ではない理由から安易に請求されることが多くあり、手数料が無料 であることの弊害が生じているものと思われます。行政のデジタル化が進めば、	個人	総務省	行政不服審書法(平成28年法律第88号)は、行政庁の選法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が傷思迅速かつ公正な手載の下で広ぐ行政庁に対する不服申立てを行うことができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を励るとともに、行政の選び企業を保保することを目的とするものです。不服申立てに係る事業料についた、同法第38集第4項及び第78条第4項に基づく提出資料等の写しの交付に係る手数料を除き、無料とされています。	成26年法律第68号) 第1条、第38条第4	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、行政不服審査法は無易な手続による不能申立制度を定めています。事終が隔阂であるとは、制度利用に伴う服務的負担が続いことも原味しており、この法目 的から、手数社を必要とする行政事件訴訟とは実力、不服申立てに係る手数社を徴収して不服申立人に経済的負担を課すことは適当ではないと考えます。
196	令和6年5月28日	令和6年8月20日	出する非常勤の国家公務	人件費拠出に当たっては法的規則が明確な職種のみを所管省下以外の第三者が認めるよう整備。また専門性を発情することが開発もれる職である合合、ほかの一般職員と様み分けをすることを義務付ける。	本ホットラインの令和3年行政改革の回答225「ハローワーク・年金事務所に保健師等の知能職を設置」にて、ハローワーク・圧温度の競技患者を設置して、ハローワーク・圧温度の競技患者を設置サポーターについて配置の放射機能を厚多が介きなかった。一般会計入中費の姿勢保険特別会計から人件費を拠止する場合、一般会計入中費の多計の機関とは「運用されている」しか、建筑患者が観味が、チャーと同じ別特徴であるはするの観点を見てゲーターははかの一般会計園と呼ば、ハローワーの配口相談者として運用されている」しか、建筑患者が認明する一条と同じ別特徴である。はずの認識を見せたゲーターははかの一般会計の一般会計で展記をしてもが実質的に一般会計で展記をしていた重点を介し、会計を原列をは必われる人件等の機関を持ち収集がしており実質的に一般会計で展記をしている場合というを持ち返析をは、対しておりまでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型	個人	厚生労働省	試職支援ナビゲーターや関係患者就動サポーターの配置は、雇用保険法(関和49年法律第116 号)第62条第 1項第6号等の雇用安定事業をして行っていることから、同法を模擬に労働保険 特別会計により人件費を一部負担しています。 ハローワーグに配置される相談員等は職業安定行政関係相談員管理要領等に基づき、それぞ れの相談員ごとに定められた業務に従事することとしています。	雇用保険法第62条第 1項第6号等	事実誤認	引き続き、現行の法令や要領等に基づいた運用を徹底してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の様	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
197	令和6年5月28日	令和6年12月16日	動産登記規則を改正する 01/相続人/一の申出情	記が登記権利者と登記機務者との共同 申請であるた実か、この特別として、63 条2期は相談登記しまける意定権利者 を対して、63 を対して63 を対し73 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対	ーその目付」が同一であれば一の申請でできると規定する。/相続人申告制度 にも同様の規定があり、150条の5第1号は「所有権の登配名義人の相様人であることは「相様が開始した年月日」が同一であれば一の申出情報ですることが、できると、施工が高速はその例として、規格機人の配慮を基本とが「一つ中出情報ですることが、できると、施工が出た。「最初後、の記録とれる「一つしたり、ついません」をは、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」では、日本のよった。「日本のよった」」「日本のよった」「日本のようた。」「日本のよった」「日本のよった」「日本のようた」「日本のようた」「日本のようた」「日本のよった」「日本のようた」「日本のようた」	商業登記ゲンロン	法務省	相続人申出における相続人申出等情報は、申出の目的及び登起原因に応じ、一の不動産及び 申出人ごとに作成して提供する必要があります。 ただし、同一の登紀所の管轄区域にある一又はこ以上の不動産について、第188条の19第1 項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするときは、この限りではありません。	不動産登紀規則第 158歳の5、第 019第1項	事実誤認	不動産登記規則第158条の19第1項第1号に掲げる事項が同一である相続人申出とは、申出に係る所有権の登記名義人が同一であるものを指すため、申出に係る所有権の登記名義人が実なる場合、一の相続人申出申捐報により相続人申出をすることはできません。
198	令和6年5月28日	令和6年12月16日	2403235727[3/3]改正本	を挙げる。/これは、法71条1項が職権 抹消の要件として挙げている法25条1 号から3号又は13号の11項目の中から テキトーにチョイスしたのだろう。/しか し、ここでも申請と申出との区別を無視	しった、相談へ以外の者が参加された着色の機能等止手段を描えなけれなからいのである。大法下後が近25分を内り買物の機能を上れる他の中間によるとき「機能技術の対象としていないのは、変配記録上明らかでのければ登記ではは明らかではかいかである。 たれに対して、相談人である事を公舎する相談人中告制度では中心が中間は多なたれ着であるという事をのかけるかければ、根緒によって相談人である首のを配を実持すべきである。 パとえばぬの労働国部で受望され、予節を記り、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、相続人申告登記を完了した後に、当該登記が次のいずれかに該当することを発見したときは、当該登記に係る相続、申出等の申出人に対し、1月以内の期間を密め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べいときは、当該登記を採済する活動におければなりません。そして、異議を述べた者がないさぎには異議を卸下したときは、当該登記を採済しなければなりません。(1)申出に係る不動意の所を地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。(2)・無の不動意の一部についての申出を目的とするとき。(3)申出に係るを記代機能人中普及記の56不動定金記が展別第188条の19第1項第1号に規定する中間相続人に係るものを除く。)が既に登記されているとき。	不動産登記規則第 158余の30第1項	対応不可	勝指摘のパブリックコメントにおける回答のとおり、相続人申告者配は、不動産の権利関係を公示するものではないことを踏まえると、御資業の対応を行うことは相当ではないと考えます。
199	令和6年5月28日	令和6年6月20日	申請書類の補正について	た。(具体的な添付書類の名称は「雇用 契約に係る重要事項事前説明書」) 上記の過誤は申請者によるものである	また、国土交通省へにおいても、適切な補正がなされているか等の再確認が必要となり、その際には書類の冒頭から末尾まで再度目を通さなければならない。 職権訂正が可能となれば、上記の時間が削減される。	個人	国土交通省	建設分野で特定技能外国人を受け入れようどする機関には、令和五年国土交通省告示第九百 ニ十二号(以下16 売」というにおいて1 特殊を技能が指入の受入れに関する計画(以下1 建設 検定技能が支入制度によう。)について、その内容が適当である首の由生文通人性の認定を受けまた。 また、表示の第3条3項に進設特定技能受入計画の認定を受けるための要件を定めており、様 また、表示の第3条3項に進設特定技能受入計画の認定を受けるための要件を定めており、様 支票、の同間に1 号特定技能が国人に対し当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理 解することができる言語で説明していることを求めています。 「雇用契約に係る重要事項事前説明書」は告示で定める様式ですので定められた様式を使用していただくことになり、様式の変更も不可としています。	令和五年國土交通省 台示第九百二十三号	検討を予定	制度の現状側に起載のとおり、告示様式の使用が原制ですので、通し番号が本来の様式と異なる場合は、補正の非常とり1得ます。 を場合は、補正の非常とり1得ます。 かに、例まは6、7世界へき過し番号が始って6、8と書号がふられているが、その項目は本来 の7番の項目の内部として正しく記載がなされていれば、ご指摘の通り審査の結果を左右するも のではないと考えられます。 このようなケースでは職様での訂正等を行わず、補正を求めない対応は可能かと存します。 このようなケースでは職権での訂正等を行わず、補正を求めない対応は可能かと存します。 なお、1分割の内容を理解し続起し、12巻を示するのある書式についた。 行うことはできない性質のものである智はご理解いただきますようお願いいたします。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の標要
200	令和6年5月28日	令和6年6月20日	240330ST29[2/3]警察庁 が告訴・告発センターの設	警察庁が公開する「告訴・告発の受理 体制及び指導・管理の強化について」と 「告訴・告発の実験体制及び指導・管理の強化について」と 「告訴・告発の実験体制及び指導・可 の強化に係る具体的簡単事項につい 「はは、信訴・最多の相談をしても、破 弱等著が主なって接重したが、他効準 的であることの類由により受理を配り かっている」との、「表が告訴・告発セン ケーレビ警察者等が、「表が告訴・告発セン ケーレビ警察者等が、「表が告訴・告発セン テーレビ警察者等が、「表がもか」をある「おおりない」 「表述をおいる」というによってある。「 を記述してみれる」というによってある。「 官者よるもお指示したものである。」 「官者よる「報告のである」「と 官者よる「報告のアナニック集」をマイル ドにして再提案の、「告訴・告発セン クー」を積極的にアビーー	まだ、各種設所未需等にありては、加速ながら、かしても、首等・音型の相談 規能かる本部等中間登録がその内容を把握した上まり、これでも、首等・音型の相談 の可えて短いでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 まずる産業率、直接がした。というでは、全国の意味によるないが、自然のでは、 ないですかって「各語・信義センター」は、全国の意味によるないが、自然のないでは、 ないですかって「各語・信義センター」は、全国の意味によるないが、自然のないで、 ないですかって「各語・信義センター」は、全国の意味によるないが、は で設置されていて、「会話・信義センター」は、全国の意味による。 は、立った迅速・砂路な対なを機能されたい。と指示しても、接著者がセンター の設置を他らばれば、後来急のでいた。い回、心がさんだけである。ここのよう なが、ゲンス不存な組織体制は、警察権力のあり方として好ましては、、そそ を見いている、警察者が、単級を表し、設置していない、学者を 会せ、ター」と設置している警察者・部、警察者と、設置していない、警察者・部 業者を色分けて、発展が、企業を表しては、一般である。	商業登記ゲンロン	警察庁	各の単原栄素を終したい。このは、音が、音光でグラー寺音が、音光の相談、中国について一括して対 なする専門の窓口を設置しています。 なお、窓口については、「告訴・告発センター」という名称ではない場合があります。	「告訴・告発への適切 な対応及び排準・管 理の機能和を下で通 日付け・警察下刑企発 第39号ほか)	対応	告訴・告発センター等告訴・告発の相談・申出について一括して対応する専門の窓口は、「告訴・告発への適切な対応及び指導・管理の機能について「通達」」(参和6年3月26日付け置解庁刑企業第39時にいことづき、各部無理整督において版に設置されています。なお、当該通達は豊保庁ホームページに掲載しており、広報済みです。
201	令和6年8月22日	令和6年10月17日	法人番号がある法人にマイ法人・アイス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	し、行政手続や取引において本人確認 再校として利用できる。金丸公司印鑑 延明書の交付には法務局が発行する 超気がの間かったを提示して、代表 もの手後の問題は偽造を事な祖気式・ の手後使用していることと・事実上の バスワードが生年月日で固定されていること、手楽上の にんどよるなセコリテの励器のは一般である。 大展者は規則り110番のお見まる 定しなかったものの、847年改革154年 定しなかったものの、847年改革154年 なるまり国答ではつか「トペの変見は否定しなかったもの。 なるもの一般である。 大展者は規則り110番のお見まる 定しなかったものの、847年改革154年 なるまるは一般である。 大展者は規則り110番の日間である。 なるより国際である。 なるなる。 なるなるなる。 なるなるなる。 なるなるなるなるなる。 なるなるなるなるなる。 なるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるななるななるなるななる	一帯名が、電子証明書と同等の印度証明書については安全性諸保に無視者であるのは書砂である。 ベニニデジタルルの乗りていないデジタル・ガバシルの矛筋がある。 グニニデジタルルの乗りていないデジタル・ガバシルの矛筋がある。 グラス 泉の本人を設まれた。 また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、ま	商業登記ゲンロン	法務省 デジタル庁 財務省	印鑑の提出をした者が、印鑑証明書の交付を窓口で請求する際には、印鑑証明書交付申請書に生年月日を含む配載事項を記載し、印鑑か一を添えて、意証所に提出します。登記所の窓口に証明書発行請求機が設置されている場合には、これに印鑑か一を挿入して利用するとにより、証明書配請事項の方、生年月日のかを入りすることで文件を指すするとができますが、バスワードの人力は実めておりません。 また、デジルサでは、オンプイン学展における法人の本、保証手段として、企業の主義機のはなな事業的は「大学展します」を提供して、公式の主機のはなな事業的は「大学展します」と、一般の選別・プロでは、オンイン学のグイは動き金銭のフェインとは、「大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学展して、企業のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	商業登記規則第9条 の4、第9条の5	対応不可	印鑑カードについて、現時点で磁気式カードの偽造事業やバスワードの入力を求めないことによる不正事業の発生を把握しておらず、他方、パスワードの入力を求めることにより科便性が低下することが想定されることから、対応することは困難です。 法人カンバールドを発行すべきのあるとの意見であっては、国として各法人に対し、その法人に病事することを公的に確認するためのかっトを発行するという知識者であれば、法人代表者のサービを用がすることを公的に確認するためのカードを発行するという論書であれば、法人代表者のサービを用が対象の国本と論まるに表すが、最近される利用シージを用が対象の国本と論まるに表すが、日本の利便性の国本に係る取組等を進めていきます。 7 きの利便性向上に係る取組等を進めていきます。
202	令和6年9月19日	令和6年10月17日	雇用の複数年度にわたる 計画的な採用実施義務化	行政職員人事における陪審者雇用にかかる予算や陪譲は単年度上義からのかる予算や陪譲は単年度上義からのからからので、日本部門に選者者を開かり、の管理職を配置することを最初付けるなどので理職を配置することを最初付けるは多数を実施させるようにしていただきたい。	調配底に至むで置かれている。そのたの週期配慮かでさるという項目のみでは 先機関に配属したために、配属先に障害特性に適した仕事が無くるスッチが 起きている。そのような行政機関では障害者の1年後定着率は見かけ上は良好 な数字であるが、職場環境が原因で精神疾患を発症化しくは重症化レストレス 大変なであるが、職場環境が原因で精神疾患を発症化しくは重症化レストレス	個人	人事院 内閣官房 総務省 厚生労働省	地方分表で除めた。 第一個用の近期接において提供されている。「報告者の雇用の使生等に関する。」はそれましまう。 素に相角の近視接において現在るものではありません。 [国金公務員・地方公務員共通] 順者者の雇用の促進等に関する法律(明和35年法律第123号)では、国及び地方公共団体の 化物権官に対し、「報告者の雇用保証及び安定を図るため、「職告者雇用推進者の選任を義務づ けており、報告者を雇用保証及が安定と図るため、「職会者雇用推進者の選任を義務づ けており、報告者を雇用保証を指していては、回該にようう。 様でもかの指条件の登集を図るための意義 様でもかの指条件の登集を図るための意義 等では、例本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情といる。 第一個本の表情を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を を記述を開始を記述される。 第一個本の表情を記述を 第一個本の主義を 第一個本の表情を 第一個本の主義を 第二の本の主義を 第二の本の主義を	「職員の募集及が採用時間では「日本の 1 日本の 1 日	現行制度下 で対応可能	各省合行に対して指針を示し、合理的配慮に関して、その適切かつ有効な実施を図るために 必要な事項について定めています。 さらに、各省各行の具体的な運用に資するため、合理的配慮に関する事例の模模関等を実施 しています。 地方公共団体に対して合理的配慮指針等を示し、選切に対応されるよう物意しています(「解 者者に対する素別の放止に関する概定に定める事項、同処、再業まが運切に対応するための 質者に対する表別の放止に関する概定に定める事項、同処、再業まが運切に対応するための は、対点所書者である労働者の書するを表別の有效な異個の支援となった。 は、対点所書者である労働者の書するを表別の有效な異個の支援となった。との事情を改善するため に事業主が譲ずべき措置に関する指針について「平成2年8月3日の日総行公第23号))。 また、合理的配慮に関する事例を表別の有效な異個の支援となっていた必要な指揮を選手 (地方公共団体が入支援を表し、他方公人民性の実情になど、必要な指揮を選「 におかよ気団体が入支援を表し、他方公人民性の実情にないと可く物和683月26日事 務遺館))。 制度の限度側に対理のとおり、国及び地方公共団体の任命機者により選任された理書書置 用権進者による数据により、引き続き、国及び地方公共団体が係書者雇用を促進していけるよう 努めてまいります。

番号	所管省庁 への検討	回答	担中本任	提案の具体的内容	48 中 11 上	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
計写	要請日	取りまとめ日	提案事項	従来の具体的内容	提案理由	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
203	令和6年10月18日	令和7年2月18日	病態の主答か解明されて	新により患者数が増加する可能性があ	国指定関係に代表される希少疾患や発達障害、癌は疾病研究が世界中で行われているため、単弱診断およどが治療が対産療法が可能となりつつあら病患も代析者である。 中間の世界においては会議的への参加ととおいては実験を加えせいいから考えが存する。 からから表表の表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表	個人	厚生労働省 内開府 法務省	また、障害者雇用促進法において合理的配慮の提供を義務づけ、合理的配慮指針事例集等を 周知することにより、難病患者の方ができるだけ長く働き続けられような取組を支援しています。 ・難病を含む疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援について「事業場における治療と仕	雇用保険法第62条第 1項第6号 障害者の雇用の促進等に関する法律第36 条の2~6 健康保険法第99条 難病の患者に対する	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。